

令和2年第2回大和村議会定例会会期日程

6月23日開会～6月25日閉会 会期3日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月23日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第29号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）について
				6 議案第30号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
				7 議案第31号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
				8 議案第32号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
				9 議案第33号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について
				10 議案第34号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
				11 議案第35号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について
				12 議案第36号 大島農業共済事務組合規約の変更について
				13 議案第37号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について

第 1 日	6 月 23 日	火	本会議	14 議案第38号	大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
				15 議案第39号	大和村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について
				16 議案第40号	大和村漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
				17 議案第41号	大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
				18 議案第42号	大和村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				19 同意第 2 号	大和村監査委員の選任について
				20 同意第 3 号	大和村農業委員会委員の任命について
				21 同意第 4 号	大和村農業委員会委員の任命について
				22 同意第 5 号	大和村農業委員会委員の任命について
				23 同意第 6 号	大和村農業委員会委員の任命について
				24 同意第 7 号	大和村農業委員会委員の任命について
				25 陳情第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
				26 発議第 5 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について

第1日	6月23日	火	本会議	<p>27 請願第1号 大和村戸円集落内国立公園ヒエン浜沖での海砂採取について大和村議会として大和村に対し海砂採取中止を強く求める請願について</p> <p>28 発議第6号 大和村議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について</p>
第2日	6月24日	水	休 会	
第3日	6月25日	木	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉 会</p>

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 2 年 6 月 2 3 日 (火)

大 和 村 議 会

令和2年第2回大和村議会定例会会議録

令和2年6月23日(火)

午後1時30分開会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第29号 令和2年度大和村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第30号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第31号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第32号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第33号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第34号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第35号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第36号 大島農業共済事務組合同規約の変更について
- 日程第13 議案第37号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第14 議案第38号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第15 議案第39号 大和村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第40号 大和村漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第41号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第42号 大和村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第19 同意第2号 大和村監査委員の選任について
日程第20 同意第3号 大和村農業委員会委員の任命について
日程第21 同意第4号 大和村農業委員会委員の任命について
日程第22 同意第5号 大和村農業委員会委員の任命について
日程第23 同意第6号 大和村農業委員会委員の任命について
日程第24 同意第7号 大和村農業委員会委員の任命について
日程第25 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
日程第26 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について
日程第27 請願第1号 大和村戸円集落内国立公園ヒエン浜沖での海砂採取について大和村議会として大和村に対し海砂採取中止を強く求める請願について
日程第28 発議第6号 大和村議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田実孝君	6番 勝山浩平君
2番 前田清和君	7番 民文忠君
3番 重信安男君	8番 宮田到君
5番 藏正君	9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼君 教 育 長 晨原弘久君

副 村 長	泉 有 智 君	教委事務局長	福 山 茂 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	森 永 学 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君	住民税務課長	吉 原 照 悟 君
大和の園園長	勝 健一郎 君		

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和2年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、重信安男君、5番、藏正君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの3日間にした
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの3日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いた
しておりますので、口頭報告は省略いたします。

新型コロナウイルスの関係で、ほとんどの会議、研修会が中止となりました。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

行政報告の前に、議員の皆様方に御報告とおわびを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、5月21日に住民からの問い合わせによりまして、今月の地元新聞紙上にも載りました、戸円・名音集落における浄水場での薬剤散布があったというところでございます。本当に我々もこの除草剤を使うにあたって、会計年度任用職員がメーカーに問い合わせ、特に問題ないという判断のもとで勝手にやったというところでございますけれども、我々、採用して働いてもらっている職員の不手際によりまして、確認・報告がなかったという、我々の体制の甘さにも反省をしなければならぬと、まずはこの地元の集落民に大きく心配と御迷惑をおかけしたということで、今月の16日と20日の日に名音集落・戸円集落の役員会のほうで報告とおわびをさせていただきました。今回、初めてのことであり、我々がしっかり業務の中で、しっかりと報告・連絡・相談の体制づくりを今一度しなければならぬというふうに深く思ったところでもございます。ほかの浄水場でもないように、これからもしっかり取り組みをしていきたいというふうに思っております。

また、この浄水場におきましては、今、大和浄水場でも防草マットが敷かれており、大棚まで敷かれておりますけれども、本年度、戸円から今里までは浄水場の周りに防災マットを敷く予定にしているところでもございます。また、浄水場の整備については、今一度、我々も見直しながら、しっかりとした体制の中で住民に安心した水の提供ができるように努めていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方にも御理解と御協力をいただきますようお願いをさせて、皆様方におわびを申し上げたいと思います。

さて、行政報告でございます。本年度第1回の定例会後でございますが、本年度は本当に皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症によりまして、大きく自粛がなされてところでもございます。卒業式、入学式も最低限の体制の中でというところでございまして、我々の業務にも大きく支障というか、出張等がほとんどなくなったというところでございます。そういう中では、我々もしっかり準備体制、住民に周知徹底を図りながら、奄美大島にて感染がないことを願ったところでもござ

いますけれども、鹿児島県においては3月26日に感染者が発生し、また奄美大島におきましては4月17日に感染者が発生したということでもございました。本当に我々もこの離島での医療体制の脆弱な地域でございます。本当に島外からのお客さんに、本当に自粛を今までお願いしてきたところでもございます。そういう中では、6月19日に全国的に解除がなされる中で、私たちも受入体制をこれからまたしていきたいというふうに思うところでもございます。

そういう中では、大きく上げられるのは、世界自然遺産登録が遺産委員会が6月下旬に開催でございましたけれども、延期になったということでもございまして、まだ日程は決まっていない状況でございます。我々もこのピンチをチャンスに置き換えるためにも、受入体制をしっかりと整えていくことが、我々が今できることではないかというふうに思っているところでもございますので、また議会議員の皆様のいろんな御意見を賜りながら、今、私たち大和村で受入体制の整備について、また御検討いただければというふうに思っているところでもございます。

その中では、6月でもございますけれども、今まで大金久の民家を活用しまして、まほろば保育園を開設しておりましたが、保育園の裏側の斜面がちょっと一部崩壊があるということで、危険性が高いために、我々も早めに移転したいという中で、6月8日から湯湾釜分校を活用いたしまして、まほろば保育園の移転を始めさせていただきました。今後また、分校の跡地の整備がまだまだちょっと不十分なところがありますので、集落民の意見も伺いながら、しっかり保育園の皆さんが楽しくそこで教育活動ができるように、我々も集落民と一緒に頑張っていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上、簡単でございますけれども、3月からの行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第29号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第29号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

す。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や人事異動に伴う人件費の調整などにつきまして、歳入歳出それぞれ1,833万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,833万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,110万2,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動による人件費関係の調整や事業内示のほか、新型コロナウイルス関係の支援等によるものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、社会保障税番号制度システム補助金など、合計で3,630万6,000円を増額計上いたしました。

同じく、目3土木費国庫補助金は、道路橋梁費補助金及び住宅費補助金の事業内示額の減により、合計で2,700万9,000円を減額いたしました。

同じく、目4教育費国庫補助金は、給食センター運営費補助金及び公立学校情報機器整備費補助金として、合計で284万6,000円を増額いたしました。

同じく、8ページ、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金は、地域振興推進事業補助金として500万円を増額計上いたしました。

同じく、目7土木費県補助金は、急傾斜地崩壊対策補助金として、内示額の減により400万円を減額計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

款19諸収入、項3雑入においては、市町村振興宝くじ交付金の決定に伴うほか、雑入の頭出しとして合計418万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。なお、各項目の節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動による補正でございますので、

説明は省略させていただきます。あわせて、各項目における節8旅費における普通旅費及び特別職旅費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による出張等の中止決定がなされたものの減額補正となっておりますので、こちらのほうも説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目2電算管理費については、電算保守委託料や国の社会保障税番号制度システムにおける機器更新の負担金など、合計で242万8,000円を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金への積立金など2,237万4,000円を計上いたしました。

同じく、目6財産管理費は、登記業務における委託料や議員控室における机・椅子及び議場の椅子、並びに職員の机など、備品購入費として、あわせて合計で532万3,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目12地方創生臨時交付金事業は、新型コロナウイルス関係による緊急雇用対策や村内における景気回復のための地域商品券発行費用及び島外就学支援金など、合計で2,555万1,000円を計上いたしました。

同じく、目14地域振興事業費は、湯湾岳遊歩道改修工事における設計委託及び工事請負費として、合計で1,500万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、毎年行われておりましたひらとみ祭り中止に伴い、村連青ひらとみ祭り補助金など、合計で282万1,000円を減額計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2社会資本整備総合交付金事業は、村道大棚名音線改良工事及び福元湯湾線改良工事など、事業内示額の減により、合計で3,110万1,000円を減額計上いたしました。

同じく、16ページをお願いいたします。

款7土木費、項3河川費、目2急傾斜地崩壊対策事業費は、事業内示額の減に伴い、800万円を減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

款7 土木費、項6 住宅費、目2 公営住宅修繕事業は、公営住宅長寿命化計画に基づく改修工事における事業内示額の減により、委託費と合わせ1,040万円を減額計上いたしました。

同じく、17ページをお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費は、本年度予定されておりました大島地区消防操法大会が中止になったため、大会関係費用であった職員手当や役務費など、合計で333万8,000円を減額計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費における節12委託料は、村内小中学校におけるG I G Aスクールの実施に向けての機器設定及びセキュリティ関連費として245万円を計上いたしました。

あわせて、節17備品購入費におきましては、村内小中学生を対象にタブレット機材を1人1台配布するため、305万円を計上いたしました。

20ページの予備費におきましては、46万1,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

3点、お伺いをいたしますが、まず12ページの合同会社ひらとみ業務委託542万3,000円、コロナの緊急雇用対策として草刈りや海岸漂着ごみなどの作業を行うと伺っておりますけれども、要望といたしますか、今、国直集落の山側や名音集落の学校周辺の住宅にヤスデが大量発生をしております、個人の努力で駆除のできる限度を超えている状況で、この緊急雇用の予算等を活用して、ほかの集落もあるかもしれないませんが、ヤスデを駆除するための薬剤散布の作業を盛り込んでいただくことはできませんか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

ヤスデの駆除については、盛り込むことはできると思います。

○6番（勝山浩平君）

また、集落の区長さんと連絡を取り合っていて、他の集落もあると思いますので、調べていただいて、対策を講じていただけたらと思っております。

また、2点目、同じく12ページの御説明がありましたけれども、地域商品券につきまして、村内全村民に1万円の商品券を配布をするということをございましたけれども、この事業の詳細な内容はどのようになっていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

詳細な内容といえますか、今現在行っているのが、村内の事業者の商品券が使える参加登録店舗になってくれないかという願いを今しております。そして、そういう商品券が使える店で村民1人当たり1万円分なんですけど、1枚当たりは500円の券を20枚配布するという事業になっております。それで、家計支援、あと村内の商店の売上増などにつながっていければと考えております。

○6番（勝山浩平君）

商品券事業の実施時期は、だいたいいつぐらいでしょうか。おっしゃったみたいには、事業者への支援とか、家庭支援とか、景気浮揚策も含められると思っていますので、早急な実施を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（森永 学君）

本日、この補正予算が通りましてから、実際、商品券の印刷業務などに移ってまいります。実施時期は、今のところで、だいたい最短で7月下旬あたりからの実施になるかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

18ページ、小中学生に1人1台のタブレット端末の配備、前倒しで実施をしていただいて、大変感謝を申し上げますけれども、これは実際、学校現場でのこのタブレットを使用する授業での活用は、だいたいいつぐらいを予定しておりますか。また、それにあわせて、現場で取り組む先生方への研修等も必要になってくると思うんですが、その予定はありますか。

○教委事務局長（福山 茂君）

今回の予算に上げてございます、そのタブレットの購入につきましては、鹿児島県下で共同調達、また、これはGIGAスクールのほうが全国で一斉に動いておりますので、このタブレットの導入時期については、かなりかかってしまうものと思っております。年度末とか、そういうことも視野に入れております。県のほうからは、国のほうからは、また明許繰越とかそういう話も出ておりますので、実際はかなり全体的な動きの中でどうなっていくかというのは厳しいところでございます。

それに先立ちまして、昨年度、タブレットなども購入、3分の1、今回のGIGAスクールでは児童生徒の3分の2の購入をかけております。その前に3分の1の

購入を既に行っております。それに関しましては、学校のほうで工夫しながら進めているところでございます。

また、もう1点ございました、そのタブレットの活用方法などについてですが、それについてはやはり学校現場のほうからこちらのほうにも取扱いに関して指導がほしいという話がございます。その中で、こちらもなかなか技術については詳しくありません。そこで、それを導入した業者さんにお話をしまして、そういう支援が可能であるのか、また補修が可能であるのか、相談をしております。それを相談していく中で、やはり学校現場としてどういうことが聞きたいのかということがございます。それで、学校現場のほうにもどういうことを尋ねたいのか、今そういう形で意見の聞き取りをしながら調整を図っております。そういう形で有効に活用できますように、進めていけるよう取り組んでいきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

今回、タブレットの端末が1人1台配備をされますけれども、休校になったときに学習の保障というのが大きな問題になりました。先進地では、このタブレット端末を利用して、自宅にいながら学校での遠隔授業を行っているところもありますけれども、今後、コロナの第2波、第3波に備えまして、そういった取り組みを進めていかなければいけない、準備をしていかなければいけないと思っておりますけれども、いかがですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

コロナでの休校、そして第2波、第3波、どう対応していくかということでございますけれども、現在、前回の休校の間、こちらのほうで取り組んでございますのは、自宅学習におきましては、各学校におきまして、課題の提出、そしてまたそれを家庭訪問などによって確認をし、また進みぐあいを確認するという形で補ってまいりました。勝山議員のほうがおっしゃられる、全国的には先進地のところでは、タブレットなどを持ち帰って活用しているということもございます。ですが、今、大和村の状況では、大和村のネットワークの中につながる形で、学校のタブレットなども活用しております。そういう状況でございますので、実際持ち帰って接続したものを、また学校のほうで接続するとなりますと、セキュリティ上問題がございます。それにおきまして、大和村の役場そのものに及ぶ危険性もございません。そのため、現在のところは、それ持ち帰って接続させるということは考えておりません。

それに対しまして、実際にじゃあ休校対策をどうするかということでございます

けれども、現在の状況では、やはり課題、予習・復習、課題の提出、そしてまた家庭訪問して対応すると。また、子どもたちが日をずらして課題の提出をすることも可能かと思えます。そういう形で、またそういう休校時の対策なども十分取り組んでまいりたいと思えます。また、そのほかにできることなどないか、十分それまでに検討も進めていきたいと思えます。

○6番（勝山浩平君）

これまで、今まで学校教育の資材を利用して、先生方が直接出向いて家庭訪問とか、最大限努力されているのはもう十分伝わっております。今回、タブレット端末の配備という提起がありまして、今後につなげていかなければいけません。国のGIGAスクール構想で、1人1台タブレットが早く実現をしましたがけれども、また今回の補正予算で、各家庭でのオンライン学習、遠隔授業のための各家庭へのWi-Fi、無料通信を購入をする補正予算も組まれております。国また県も、この間、そういった家庭での遠隔授業の体制を整えていきたいというようなことがありましたけれども、国・県がそういったふうに前向きに講じていく中で、また今回まずタブレットになれることが大事でしょうけれども、今後、万が一に備えて、学校と家庭で子どもたちが授業ができるような環境を調査をしながら、セキュリティの問題もあるかもしれませんが、これは国・県が進めていますから、セキュリティをクリアできるような方法もあるんだと思えます。そういった調査をしながら、そのような万が一の状況に備えて進めていく準備をしていくべきではないでしょうか。

○教委事務局長（福山 茂君）

勝山議員がございましたように、国のほうでもGIGAの、コロナ対策としまして、LTEの貸し出しとか、そういう事が上がっております。そういうものの対応をする。また、県などのほうもそれを進めております。ただ、それに関しましては、そのセキュリティ上の問題、それはもう自治体のほうでしっかり対応ができる場合には取り組んでくださいというのがございます。そこらへんも考慮しながら、いろんな事の情報を集めながら進めているところでございます。その中で現在の状況としましては、先ほど申しましたように、LTE、そういうのを仮にそれを家庭に貸し出す事ができたにしても、タブレットを接続する、それが学校に接続する、そこらあたりの危険性がございますので、そこらあたりはやはり十分慎重に取り扱いたいと思えます。また、そのほかにいろんな方法がないか、それはまた十分に、また勉強させていただければと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

○2番（前田清和君）

2点ほど、お伺いいたします。

先ほど勝山議員から質問がありました関連ですけど、先日、新聞でちょっと見たんですが、5市町村でコロナウイルスのあれで学校が休校になっているということで、授業日数が足りないのではないかという声もありました。本村では、授業日数に対しては、十分確保できてということで、本村は夏休みは普通通りだというふうに新聞で読んだんですが、その再度確認と、今後、ほとんどコロナウイルスでイベント、行事等が中止になっています。9月以降の運動会とか、いろんな行事があると思うんですよ。その点も今どういうふうに教育委員会は考えているのかというのを、予定、計画がもしあれば、教えていただきたい。

もう1点は、先ほど連合青年団によるひらとみ祭りですか、8月ということで、250万円の減額でやっています。8月まではほとんどどの自治体も大きな事業とか行事、イベントは控えているんですが、9月以降、大和村において村民体育大会とか村の行事もあると思うんですよ。もし、このひらとみ夏祭りが減額であれば、この夏祭りに代わる何かそういうイベントとか、今後予定されているのか。9月以降の行事と、当局の考え、これからコロナは2波、3波と来る可能性も踏まえて、その第2波に備えての計画、もし第2波が来なければ、今後9月以降のどういう村内における行事等とか、そういう予定があればお聞かせいただければというふうに思います。

○教育長（農原弘久君）

前田議員の御質問にお答えいたします。

授業数が心配で、夏休みはどうなるかと、そういう趣旨の御質問だったかと思うんですが、学校の授業時数は1年間に35週あるということで計算されております。これが実際は四十二、三週あります。その分は予備時数として算定されます。各学期ごとにやっぱり割り当てられていますので、その分で補える部分はありますけれども、ただ今回の場合は事実を申しますと、大和中学校はより多く取っております。例えば、月曜日の5校時は、月曜日は普通だいたい小学校の中学校も5校時なんですけども、大和中は時間を工夫して6校時にしております。そういう面で大和中学校は予備時数がたっぷりありまして、時数は大丈夫です。そして、あとの小学校4校も今言いましたように、月曜日を5校時から6校時にしたりとか、掃除時間と、昔、仲よし体育とか聞いてことがあると思うんですが、そういったのをくっつけた

りして、時数を生み出しております。現時点で、夏休みまでに2校ほどが3時間から5時間ほど不足するかなという感じ、あとの2校は足りるということ。そして、それよりも学力がついているかどうかということなのですが、いろんなテストで大丈夫だという判断をしております。ですので、現段階では例年通りでいけるんじゃないのかなと、これは大島本島のとある市町村とも連絡を取り合いながら、じゃあ自分のところも大丈夫だからそうするかねというような方向でいっております。ただ、含みをもたせているのは、もうあってはならないと思うんですけども、台風がやってきて1週間ぐらい居座ってしまったと、そういう場合なんかもあるから、そのときはまた考えてくださいということですが、ただし現段階ではもう十分足りるんじゃないかなということです。また、学校管理規則では各学校からこうやって時数が足りないから、夏休みの短縮したいんですけど、よろしいでしょうかと、そういう要請があったときに、それを県として承認するということになっております。ですので、今のところ、すべての学校で例年通りでいかせてくださいという、そういう意向を受けておりますので、例年通りでいこうかなと考えているところです。

2学期以降の行事なんですけども、これも各学校の采配にもよるんですけども、例えばある学校は今まで運動会を1日やっていたところを半日ぐらいにして、その分、また練習時間とかも削減して時数を生み出していこうかなと、そういった案もあります。今現在も、各学校でいろんな行事を、どうしてもやらないといけないのはやりますけれども、これは特に今回やらなくてもいい。例えば宿泊学習とか、例えばですよ。そういうのを精選して時数を生み出しているところでございます。そういう面で、年間トータルしたら大丈夫じゃないかなと思っているところでございます。ということです。また、子どもたちも夏休みは楽しみにしておりますので、そういうふうを考えております。ということです。

○企画観光課長（森永 学君）

あと、企画観光課関係のイベントごとなのですが、新規のイベントなどは現在のところ考えておりません。ただ、もともと計画をしていた秋以降にやるチャレンジスポーツだったりとか、チャレンジサイクルだったりとか、ジャングルトレールとって、奄美大島のほかの市町村と連携して行っていく事業に関しては、今後のコロナの状況を見ながら、実際開催するかどうか判断しようという話にはなっております。

○2番（前田清和君）

村の行事ですけど、これが9月に入れば集落の豊年祭とか、いろいろ本当あちこ

ち秋になると非常に増えてきますので、ある程度、行政としての各集落の行事とか、ある程度、その決まりじゃないですけど、3密にならない、何人以上集めないとか、そういうある程度の線引きと申しますか、そこらへんをしっかりと作っておけば、各集落の行事とか、そういうのもやりやすいんじゃないかなというふうに思うんですよね。もういろんなやっぱりどうしても、この時期、自粛自粛モードで、派手にやりすぎてもまたいろんな周りの目とか、そういうのもすごい気にして、今本当にすごい難しい中、行政のそういう活動をされていると思うんですけど、その線引きというのをしっかりコロナに対してこういうことがあれば、こういうことをしっかり守ってくださいよと思うんですよ。今でもマスク着用とか言って、前回までは議場でもマスクとか、でももうこの時期になって、やっぱりそういうところも普通の生活に戻りつつやっているんですけど、そういう線引きみたいなのがもしあれば、村民もいろんな活動に対しても動いていけるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

各集落における十五夜、9月9日など、豊年祭、そういった祭事と申しますか、イベントごとに関しましては、先月、5月の事務嘱託員会終了後の区長会のほうでも話し合いがございました。そういった中で、やはりどうしても集会所における3密状態があると。そういった中でも、開催をどういうふうにしていかなければいけないかという問い合わせ、そういった中で話し合いがありまして、その中でもやはり村といたしましては、そういった集会所における、特に高齢者が集まる集会所における、そういったイベントごとに関しましては、まずは3密を避けるための対策としまして、情報提供するとともに、そこに必要な現在でも手指消毒液は避難所指定というところで、各公民館に配備はさせていただいているところであります。そこに必要な資器材、そういったこういった事を守ることによって、回避できるんだよという情報提供をまた事務嘱託員会等を通じて周知していければというふうに思います。その実施に向けて、こういったことが守られれば、こういうふうに改善できるんじゃないかと。しかしながら、やはり国・県においても、そのコロナ第2波、第3波の完全なる収束が見えない状況でありますので、そういった周知も随時行っていければというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにありませんか。

○3番（重信安男君）

今の前田議員の質問に関連いたしまして、ひらとみ祭りの補助金の250万円ですけど、そういう何か関連する行事があればいいですが、いろんなそういう密のない行事はできないですけれども、時期をずらして秋口にでも、花火だけでも上げれないか。1カ所で上げれば密になりますので、村内の何か所かに分けて、大和村内だけで3つにして、何とか花火だけでも。これだけ3カ月間、村民もコロナウイルスで我慢してきたわけですから、ちょっと元気づけるために、何とか花火だけでも上げれないかなと、提案なんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

この場でまたそれができるとは、もちろん申し上げられませんが、何かしらそういったイベント案とかありましたら、こちらとしても検討材料としたいと思います。

○3番（重信安男君）

やはり村民も、やっぱり村民というか大和村も、5市町村首長で皆さんで決めて、そういう祭りはしないと決まったのはわかってるんですけど、大和村はちょっと違うんだよというところを見せたら、また大和村の格が上がるんじゃないかなということ、ぜひ取り組んでいただければと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

○5番（藏 正君）

新型コロナウイルスの影響で、今回の予算の中でも出てきていますように、未使用の予算額というのが相当出てきていると思うんですけども、そのことについて教えてほしいのが、だいたい累計でどれぐらいの金額になってきそうなのか。その使われなかった予算というのは、どんなふうな流れになっていくのかちょっと教えてください。

○総務課長（政村勇二君）

今回、まず、こちらでわかっておりますのは、各年度当初におかれまして旅費関係、研修が中止になって、そのほとんどが書面議決等による研修といたしますか、開催となっているところの減額計上をしているところです。すみません。こちらの合計的な数字はまた調べて周知できればと思うんですけども、その当初組んであった予算に関して、今回減額したのも、これからまた減額になっていくものに関して、それはもう決算時期にまた財政調整基金等への積み戻し、そういったところの執行残になってくるのではということです。

○5番（藏 正君）

その金額がわからない中で言うのも何なんですけども、結構大きな数字になってくるんでしたら、先ほど村長も言いましたように、逆転の発想で、なかなか進まない定住促進住宅なんかを、令和2年度にはちょっと1棟増棟しようとか、そういった方向に活かしていただけたら、ちょっと明るい兆しが出てくるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、皆さんのおっしゃるように、これまでコロナの対策において、村民に協力を求めて、今の条件であるのかなというふうに思っております。先ほど来、イベントの話がでておりますけども、我々も今のままでいいは村民が元気にならないんじゃないかという思いはあるわけでございまして、何ができるのかということをお我々もまた考えていかなければならないわけでございますが、そういう中ではやはり時期を見る中で、この予算をどう活かしていくかということをお考えていかなければならないと思っております。また、余りにも予算をお我々がそのまま残しておくと、あまりにもほかの予算に使われないように、やっぱり一つは区切りとして、今の支援の中で、やっぱり次の展開に活かしていく方向性をお見出すための、私たちは予算減額をお皆さんに提案をしていただいておりますので、次の展開というのは、今おっしゃる住宅整備なのか、またひらとみに代わる村民が元気になる何かをおまた計画するのかということをお含めて、考えていきたいというふうにお思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑をお終わります。

これから討論をお行います。

討論はありせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第29号をお採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第30号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第30号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては、繰入金増額、歳出におきましては、総務管理費及び施設管理費などの修繕料の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ200万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額をそれぞれ200万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,806万円にしようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金の200万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを説明申し上げます。

款1総務費、項1水道管理費、目2施設管理費、節10需用費の190万円の増額につきましては、主に各浄水場の通報装置の機能改善をするための修繕料でございます。

款3予備費において6万円を増額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

簡易水道事業につきましては、冒頭に村長からの謝罪の言葉がありましたけども、私ども議会としても以前から、命の水ということで、その管理がちょっとずさんじゃないですかということは以前から指摘をしてきました。吉原課長が就任する前の話ですけども、その中で担当職員、また末端で作業するその当時の臨時職員の皆様の意識の向上というのを図っていただきたいということをずっと申し上げてきたわけです。そのときに、やっぱり彼らが書いている日誌の信憑性とか、毎日チェックする数字の信憑性というのは、誰かがダブルチェックする形で、これは間違いない数字なんだよというのをどうやって証明するのとか、そういったことをちゃんと確立してくださいよと。さらには、現場がちゃんと施錠されてて、ちゃんときれいに管理されているっていうのを抜き打ちチェックみたいなことをしていかないと、その信憑性というのは本当に確立されないんじゃないですかと訴え続けてきたんですけど、今回このような結果が出て、非常に残念に思っております。ですから、飲み水ですから、下水道と違って、ただ安全なんですよといったって、ああいったことが新聞に出てくると、安心して飲めないんですよ。安心して飲めるためにはじゃあどうしていくんですか、これはすごく時間がかかるんですね。だから、そのためにこれからダブルチェック、抜き打ち調査とかいうのをどのようにしていこうと考えているか、今すぐにできていないかもしれませんが、そのことについて担当課長はどのように考えていますか。

○住民税務課長（吉原照悟君）

まず、毎日の日常点検管理日報は、それは確実に出してもらうのと、こちらのほうでも浄水場の状態というのを、ある程度確認しておく予定にしておりますので、まず今準備はできていないんですが、ホワイトボードを準備する予定でございます。ホワイトボードに今週の予定している作業を書いてもらって、それが実際できるかどうか、やっているかどうかの確認と、それについてのカメラも本人たちに持たせているので、その写真を撮ってきてもらって、そのデータを確認する。そういったことをやりながら、まずそれと併せて、各浄水場には、先ほど村長からも言っていた防草マットを、昨年までは国直から大柵までは済んでいるところなんです

けれども、今年、もう既に戸円はだいたい終了しているというところで、名音、今里、順次やっていくんですけれども、それと併せて浄水場の敷地内でのいろんな動物とか入らないようにするための防護柵として、今考えているのがイノシシ防護柵をタンクの周りに設置をしてはどうかということを、今担当の者とか、産業振興課のほうにもちょっとお尋ねをして、費用はどのくらいかかるのかということもお尋ねをしているところです。それを、費用を聞くとそんなに高いものでもないので、それをやりながら、平成10年、平成11年に、各浄水場に網を、タンクの上に網を引いているんですけれども、それが大分、まだ網自体は破れてなくて問題はないんですけれども、それを押さえている鋼管が大分さびが出てきていまして、それなどをまた交換をすることによって、浄水場の落ちてくる枯れ葉などの予防策とか、そういったのを順次行って、やっぱり現場の管理をする者と、私どものうまく調和をとりながらやっていくことによって、これからきれいでおいしい水が提供できるものかなというふうには考えてはいるところでございます。

○5番（藏 正君）

それに併せて、やっぱり集落民に安心・安全というのを理解してもらうためには、やっぱり区長さんたちに協力してもらうとか、定期的なというのは、抜き打ち的に検査してくださいと。自分たちが見に行ったときに、施錠もされているし、見た感じの網の張り方とか、場内もきれいに整理されていますねということ、やっぱりそのへんのチェックをしているから大丈夫ですよというものが、区長からも集落民に浸透していくようなことをしていかないと、本当にもう当面安心して水道水をおいしいおいしいというイメージして飲める日はちょっと近くないのかなと思われまので、そのへんの抜き打ち的な検査体制もとっていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第7 議案第31号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第31号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出におきまして、一般会計繰入金と一般管理費の減額を行い、それぞれ275万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,407万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、人事異動に伴う職員給与費等の減額により275万円減額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等275万円を減額いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第32号、令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては

一般会計繰入金の増額、歳出におきましては人件費の増額によりまして、歳入歳出それぞれ233万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,029万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、人事異動に伴う職員給与費等の増額に伴い、233万5,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等233万5,000円増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしとします。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第33号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第33号、令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては、介護サービス収入の増額、歳出におきましては、総務管理費の減額や施設整備費の増額などにおきまして、歳入歳出それぞれ70万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,515万7,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明をいたします。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入の70万円の増額は、長期利用者の増加によるものです。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の8万円の減額は、職員の人事異動によるものです。

款3 施設整備費、項1 施設整備費、目1 施設整備費の70万円の増額は、非常用放送設備の修繕によるものです。

款6 予備費において8万円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしく御願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第34号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第34号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては、繰入金を増額を行い、歳出におきましては、職員手当を増額によりまして、それぞれ260万2,000円を増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお

願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,957万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人事異動に伴う職員給与費等の増額に伴い、260万2,000円の増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴う職員給与費等の増額により、260万2,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第35号 大和村過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第35号、大和村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

大和村過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村過疎地域自立促進計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、平成28年3月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加等が出てくる場合は、その都度、変更することとなります。

今回は、3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に、公衆無線LAN整備、移動通信用鉄塔施設改修事業を追加し、7教育の振興にアマミノクロウサギ研究飼育施設整備を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（勝山浩平君）

1ページ、今回、公衆無線LANの整備が追加をされましたけれども、今年度は役場や防災センターなど、来年のまほろば館などと伺っておりますが、今年度を含めて、今後の整備の計画はどのようになっておりますか。

○企画観光課長（森永 学君）

今年度、一番大きなのは役場の整備であります。この役場を整備しないことには、無線LAN事業が進まないという、その基地局みたいな整備が主になっております。そして、来年度は学校やまほろば館、あとはフォレストポリスの管理棟などを整備することとしております。

○6番（勝山浩平君）

観光拠点となる施設、まほろば館など、来年度含まれておりますけれども、そういった施設の整備、なるべく早く急いでいくべきだと思うんですけども、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

もちろん観光もそうなんですけど、この事業の目的としては防災という面が一番大きくなっております。そういった防災につきましては、各集落の公民館に整備する無線LAN設備については、災害が起こったとき、簡易的に存続するもので、常駐するものではございませんが、そういったものを整備していきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

課長がおっしゃいましたように、集落の公民館にはぜひ整備をするべきじゃないかと思って質疑させてもらっているんですけど、簡易的なものとおっしゃいましたが、これは防災、表向きというか、目的は防災ですけども、それはせっかく防災予算で取ったものであっても、多方面に活用をしていくような展開策が必要だと思っておりますが、集落の公民館は避難場所でありますが、それにまた加えて、観光客との交流の拠点でもあるんですよね。集落であるイベントに観光客が来たりとか、また泊まったりもしますし、島泊のプログラムでも観光客を招いて、公民館でいろんな交流を図っておりますが、今のところ、公民館には簡易的なものとおっしゃっていましたが、公民館にも防災の目的で入れたにせよ、その後、多方面な展開を図れるように、ある程度余裕のある能力をもったWi-Fi、LAN整備が必要ではないかと思っているんですけども、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

公民館に無線LAN設備を常駐をさせるとなりますと、こちらとして、これは各集落の区長さんなどの協力も得なければいけないんですけども、子どもなんかは平日頃から集まってもらっても困るというようなことも考えております。公民館に常設的に置くことについては、まだ検討が必要ではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

4回目の申し訳ないんですけども、子どもたちが集まってきてゲームをやるとか、こういったふうに捉えるのじゃなくて、防災で整備をしたのであっても、これから良くなる集落、団体がこのWi-Fiを活用して観光振興を図っていけるような政策を打っていくべきだと思っておりますが、そのためにも本当に公民館は集落の拠点で、先ほども申し上げましたけれども、観光拠点になり得るんですよね。そ

のためにも、今、本村集落、大和村集落まるごと体験協議会も立ち上がって、観光で頑張っていこうと取り組んでおりますが、集落の活動拠点である公民館にこういったインターネット、W i - F i の設備が必要だと思っておりますけれども、その集落から要望等がありましたら前向きに導入に向けて検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

集落から要望が出たら、また考えていかなければいけないと思いますが、観光客が集まるイベント、その際のみにもまた改めて設置する、そういったことも考えてもいいと考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 大島農業共済事務組合同規約の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第36号、大島農業共済事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大島農業共済事務組合同規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、大島農業共済事務組合の規約の変更を行うことについて、構成する市町村議会の議決を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

農業保険事業がより一層合理的で効率的な運営を行えることを目的に、鹿児島県内8つの農業共済団体が、令和3年4月に広域合併し、鹿児島県農業共済組合を設立するため、令和3年3月末で大島農業共済事務組合を解散するにあたり、規約の変更を行おうとするものであります。

変更の内容は、大島農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継先を奄美市にしようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第37号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第37号、大島農業共済事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大島農業共済事務組合の解散に関する協議について、提案の理由を申し上げます。地方自治法第288条の規定によりまして、令和3年3月31日をもって、大島農業共済事務組合の解散することにつきまして、構成する市町村議会の議決を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

令和3年4月1日に、県下全域を対象とした鹿児島農業共済組合を設立するため、大島農業共済事務組合が解散することについて、構成市町村と協議を行いたく、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第38号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第38号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法第289条の規定により、大島農業共済事務組合の解散することに伴う財産処分につきまして、構成する市町村議会の議決を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

大島農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合のすべての財産を鹿児島農業共済事務組合へ帰属させることについて、構成市町村と協議を行いたく、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第39号 大和村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議案第39号、大和村森林環境譲与税基金に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村森林環境譲与税基金に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

森林環境譲与税の交付にあたり、森林整備や木材普及、森林公園の整備を行うための基金を積み立てるために制定が必要となりましたので、大和村森林環境譲与税の基金条例の制定を行いたく御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

令和6年度から個人住民税均等割の納税者を対象に、1人年額1,000円の森林環境税が課税されます。森林環境税を原資といたしまして、県や市町村に譲与される

森林環境譲与税は、課税に先行して令和元年度から開始されております。

今回の基金の制定は、森林環境譲与税の目的である森林整備や木材利用の促進、普及啓発等に効率的に活用したいため、大和村森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第40号 大和村漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議案第40号、大和村漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

鹿児島県漁港管理条例の一部改正に伴い、大和村漁港管理条例の改正が必要となりましたので、大和村漁港管理滋養例の一部改正を行いたく、御提案申し上げます。内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

鹿児島県漁港管理条例が一部改正されたことに伴い、大和村漁港管理条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、第4条第3項漁港施設の占有期間をこれまで1月、工作物の設置を目的とする占有にあたり1年を超えることができないとあったものを、10年を超えることができないと改めようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第41号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（奥田忠廣君）

日程第17、議案第41号、大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関して、大和村国民健康保険条例の一部改正を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容を御説明申し上げます。

国民健康保険における傷病手当金支給対象者に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者を追加することに伴い、大和村国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第42号 大和村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第18、議案第42号、大和村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関して、大和村後期高齢者医療に関する条例を一部改正を行いたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

内容を御説明申し上げます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例につきまして、傷病手当金支給対象者に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が追加されたことに伴い、大和村後期高齢者医療に関する条例についても一部改正しようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 同意第2号 大和村監査委員の選任について

○議長（奥田忠廣君）

日程第19、同意第2号、大和村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

識見の中から選任されておりました監査委員の任期が6月30日をもって満了となることから、引き続き、元野吉八郎氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めため、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村監査委員の選任について、内容を御説明申し上げます。

選任の同意を求めております委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字大金久30番地、氏名、元野吉八郎。生年月日、昭和30年1月15日であります。

履歴の主な内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、大和村監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 同意第3号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第4号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第5号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第6号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第7号 大和村農業委員会委員の任命について

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、同意第3号、大和村農業委員会委員の任命についてから日程第24、同意第7号についての5件を一括議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村農業委員会委員の任命について、内容を御説明申し上げます。

同意を求めていますのは、次の5名の方であります。

同意第3号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和23番地5、氏名、藤村秀久。生年月日、昭和39年2月25日。

同意第4号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和浜87番地5、氏名、玉野公和。生年月日、昭和29年2月14日。

同意第5号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音346番地2、氏名、勝三千也。生年月日、昭和34年11月4日。

同意第6号、住所、鹿児島県大島郡大和村国直107番地8、氏名、重照代。生年月日、昭和22年4月8日。

同意第7号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音305番地、氏名、上村太一。生年月日、昭和60年10月19日。

学歴、職歴の概要につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論と採決につきましては、各同意案件ごとに行います。

同意第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

これから、同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第3号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第4号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第5号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第6号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第7号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第25 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第90条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対して、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから発議第5号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 請願第1号 大和村戸円集落内国立公園ヒエン浜沖での海砂採取について
大和村議会として大和村に対し海砂採取中止を強く求める請
願について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、請願第1号、大和村戸円集落内国立公園ヒエン浜沖での海砂採取につ
いて大和村議会として大和村に対し海砂採取中止を強く求める請願についてを議題
といたします。

お諮りいたします。
本件は、会議規則第92条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（前田清和君）

同僚議員からの請願ということで、少しお伺いしたいんですけど、3月の定例議会の最初でしたかね、一度大和漁業組合正組合員と、一度議会と語ろう会、そういう話し合いをしまして、一度議長から当局あてに、実質は一度もうされているというふうには、私は理解しておりますか。

次に、先日、新聞で奄美漁協の総会がございました。そこにもまほろば大和漁協から、正組合員が5名ほど行かれたという話も聞いております。そこで民主主義のあれで、採決で多数決によって可決されたと聞いております。

そして、僕が一番言いたいのは、この漁業権の件なんですが、私は漁業組合員でも準組合員でもございません。この漁業権に関しては、村民である漁民との話し合いの中で、私たち組合員でない者が漁業権に関して、ああだこうだもの言う筋合いはないというふうには私は理解しております。

そういうことも考えて、これを一私たち大和村議会がああだこうだ、そして行政にそういう要望をするというのは、そしてまた行政の長にこれを決断してもらうというのはいかがなものかという思いがありますので、私は少しこの請願についてお伺いしたいと思っておりますので、同僚議員、お願いいたします。

○5番（藏 正君）

今、前田議員から、漁業権の話がありました。確かに漁業権ということは、漁協が権限をもっているんですけども、各その漁協というのは、今、合併漁協でありまして、大和村の漁民の方々の漁業権は、大和村の海域内での権利しかないんですね。自分たちが漁をする場所です。大和村の漁民たちは、笠利で漁業できないんですよ。この海砂採取はじゃあどこでされているかといったら、笠利でも龍郷でも大和でも、交替交替にやっているとかいう話だったら文句を言う筋合いはありません。だけど、今言った大和村の漁民の方々が大和村の海域内でしか漁業をできない。その海域内でだけ、この合併組合の砂は大和村の沖から採られているんですよ。大和村の漁民たちが何を訴えているかといったら、その漁協に対して、大和村の漁民だけが不利益を被っているから、それを解消してくれと、合併漁協にその海砂採取をやめてもらいたいというのを訴えているんですけど、合併漁協の中では大和村の支所、大和漁協の大和支所の組合の中では過半数を超えているメンバーですけども、合併組合の中では少数意見にとどまってしまって、大和村の漁民の大多数の意見というのが、合併組合の中では採択されない状況になる。どこにもものが言えない状況にあ

るんですよ、大和村の漁民たちは。それは、村長のところにも大和村の漁民たちの多数の要望というのは届いていると思います、村長。漁民の方が今回こうやって請願書という形で出してきたのは、なぜ出してきたかというのを理解していただきたい。漁協で自分たちの意見を発信しても、漁協の多数決の世界で採択されない。だから、村長にもう一切委任するしかないんですよ。村長にお願いするしかない。大和村の漁民を守ってくれ、大和村の漁民の自分たちだけが不利益を被っている奄美漁協の中で、自分たちだけが不利益を被っているんですよ、村長。この趣旨をわかってくださいということを、議会を通してお願いしていただきたいって言うということを理解してください。お願いします。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許可します。

○2番（前田清和君）

蔵議員の言っていることもわからんではありませんが、海砂利でまほろば漁業組合の働いている方の賃金は払われているということも聞きます。確かに、奄美漁協が年間七、八百万円の予算を海砂利がもらって漁協が運営しているというのも聞きます。じゃあこの海砂利を中止した時点で、その年間入ってきた運営費を、今後、海砂利を中止した時点で、どこがこれを負担されますか。大和村にまほろば漁協運営資金を出してと言うんですか。そこまでやっぱり考えないと、すぐすぐこの海砂利をやめて、じゃあこれからのまほろば漁協、大和漁協運営の先々のことをやっぱり考えたときに、これはやっぱりもうしばらくしっかりと検討して、今後じゃその海砂利をやめて、その収入減はどこから確保するかとかいうのをしっかりとした構想を立てた時点で、これは海砂利中止を求めていくのは結構だと思うんですけど、現時点では少しそれは難しいのかなというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

賛成の立場で討論をいたしますが、前田議員、ちょっと誤解がありますので、ま

ほろば漁業集落に海砂採取の資金は一切入っておりません。あれは国・県・市町村の補助金であって、その活動に海砂は使われておりません。確か、毎年、700万円余り海砂料が奄美漁協に入っておりますけれども、大和漁協は合併する前よりか設備も悪くなり、漁協で冷蔵庫も冷凍庫もないんですよ。漁業者への待遇はとても悪くなっています。

今回、漁業者が訴えているのは、ここも誤解があってははいけませんけれども、鹿児島県はその採取業者が奄美漁協の組合長から同意を得ます。そして、地元海岸を管理している市町村、大和村の意見書を求めます。私たちは、前田議員も一緒に大島支庁に行ってヒアリング、担当課、特別委員会をつくっていった中で、確認をできた点は、鹿児島県は漁協または地元の市町村、どちらかで反対をしたら、海砂採取は認めませんよという、僕らは返事を得ております。そういった中で、今回、漁業者、漁業権は大和支所の正組合員だけ有するものです。大和村のエリアでしか大和村の漁業者は漁ができません。

また、海砂採取は漁業権には当たりませんけれども、漁業権の侵害というものに当たります。ですから、大和の組合員が持っている漁業権が海砂採取をすることによって侵害をされている。今回、正組合員が24名か25名いる中で、16名、17名の方々がやめてほしいと反対の声を上げております。この組合員は、まず権利を持っているのは奄美漁協ですから、奄美漁協に自分たちの意見を聞いてもらいたいということで、大和支所にそういった会を求める要望書を上げておりますが、そういった会は開いてもらえませんでした。ですから、最後の手段として、意見書を出す大和村に対して反対という声を上げてもらいたいという思いで、今回のこの請願が上がってきているものと思います。その流れの中で、大和村議会としても村長に対して、地元漁業者が過半数が反対をしているから反対してもらいたいという強い思いがあつてのものであると思います。水揚げがなかったら、水揚げをするために海砂を止めてもらいたいという声があつて、水揚げの700万円というお金がなくて、奄美漁協の運営が困るのであれば、それは漁協の役員が努力をするべき話であつて、一般の漁業者がそこを考える、思うことはないと思います。漁業者は水揚げを少しでも上げて、漁協の運営に貢献するために砂を止めてもらいたいという強い思いで、今回、請願を上げてきていると思いますから、ぜひ同僚議員の皆さんも御賛同いただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに採択することに賛成の方は起立願います。

[「賛成者起立」]

○議長（奥田忠廣君）

起立少数です。

したがって、請願第1号、大和村戸円集落内国立公園ヒエン浜沖での海砂採取について大和村議会として大和村に対し海砂採取中止を強く求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第28 発議第6号 大和村議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第28、発議第6号、大和村議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○2番（前田清和君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、大和村議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び大和村議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

提案理由、本条例は、議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、正常かつ公正で民主的な村政の発展に寄与することを目的とするものであって、村長または当局へ最終的な判断を委ねる行為は妥当ではないと考えられるため、改正しようとするものである。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

もう何か非常に残念でならないんですけども、今、その提案理由にある本条例の目的というか、正常かつ公正で民主的な村政の発展というのは、どういうふうに捉えているんですか。民主的な村政の発展というのは、住民目線の村政の発展のことをいってるんですよ。住民目線の村政の発展、住民が大和村議会議員がちょっと

疑わしいですよって思っている関係企業と村が契約を履行するのは、履行をするのを躊躇するのは当たり前のことじゃありませんか。村長または当局へ最終的な判断を委ねる行為は妥当ではないと、これは妥当ではないんじゃないかと、当たり前のことなんですよ。倫理条例には罰則規定が設けられないから、これは当たり前のことを村当局は当たり前に判断してくださいねってうたっているだけなんですよ。この9条2項を削除したら、この倫理条例はまったく根本的なものが抜けたざる法になってしまいますよ。何を基に、この村長または当局へ最終的な判断を委ねる行為が妥当でないってうたっているのか、そこらへんの根拠を教えてくださいたいです。

○2番（前田清和君）

藏議員の言っていることはわかるんですが、第9条の2項は審査会の報告後の措置ということで、規定によって審査した結果、審査会において第4条の規定に違反しているとの結果が出たときは、村長は当該契約を締結し、または指定管理者の指定をしてはならない。この場においては、村長はその旨を考慮するとあり、これは9条は僕らは審査会をつくるじゃないですか。審査会をして、審査会で倫理委員長の名前で行政に村長宛に審査会の結果を報告しますという報告をした時点で、それを村長にじゃあ判断してください、行政に判断してくださいって言うことじゃないですか。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

9条の2項、今の前田議員が読み上げたとおり、審査会が判断するんですよ。審査会が倫理条例に違反していますよって判断するわけですよ。倫理条例に違反していますよって判断されている中で、その関係企業と村長は当たり前に契約を履行しているんですか。村民はどう思われるの。村民から、明らかにおかしいですよって、村民が言ってるというふうに判断したということですよ。村長にそれを判断しなさいって言うわけじゃないんですよ。審査会が判断した結果、その怪しい、疑わしいと、倫理条例に違反していますよという結果が出たのに、その企業と契約をしいんですか。村民から疑わしいって思われているのが、確かに疑わしいですって判断された業者と契約してもいいんですかということを知っているんですよ。

○議長（奥田忠廣君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許可します。

反対ですか、反対者は発言してください。

[「質疑を求めます」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑は終わっています。

[「議長、動議を提出します、日程変更の、追加の」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

はい。これをまずやってください。

はじめに、議案に反対者。

[「日程追加の動議は優先されますか。局長、説明をしてください」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

意味のわからん動議をしたらいかんよ、何の動議だ。

あなた方がそういうことだったら、よし、だったらいいです。

これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本件に賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

賛成多数です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時23分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 2 年 6 月 2 5 日 (木)

大 和 村 議 会

令和2年第2回大和村議会定例会会議録

令和2年6月25日(木)

午前10時05分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問件

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田実孝君	6番 勝山浩平君
2番 前田清和君	7番 民文忠君
3番 重信安男君	8番 宮田到君
5番 藏正君	9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君	教育長 晨原弘久君
副村長 泉有智君	教委事務局長 福山茂君
総務課長 政村勇二君	企画観光課長 森永学君
建設課長 前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長 郁島武正君
教委指導主事 前田剛君	会計管理者 兼会計課長 大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長 早川理恵君	住民税務課長 吉原照悟君
大和の園園長 勝健一郎君	

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次、発言を許可いたします。

1番、市田実孝君に発言を許可します。

○1番（市田実孝君）

皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、質疑に先立ちまして、一言、村民の皆様へ御挨拶を述べさせていただきます。

去る5月24日の大和村議会議員通常選挙により、村民の信託を賜りまして、この神聖な議会の場に立たせていただくことになり、改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございます。大和村議会議員として、より良い村・地域づくりに公明正大に誠意頑張っております。今後とも皆様の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、この場におられます村長をはじめ、役場の各課長の皆様、選挙事務に関わりましたすべての職員、関係者の皆様に感謝申し上げます。

それでは、先に通告しております質問に入らせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスの影響による村内事業者への支援策についてお伺いいたします。平成26年度の国会におきまして、昭和38年に公布された中小事業基本法が50年振りに見直され、小規模事業者に特化した小規模業務に改正施行されました。これは日本全企業の中で9割を占める5人以下の小規模事業者が日本経済の中で大きな役割を果たしているということを改めて再認識し、今後、日本の総人口減少傾向と事業の廃業が加速していくという予測のもと、少しでも今ある事業を存続していただけるよう、小規模事業者の支援を図る目的に、基本法の改正を商工会が率先して国に働き掛けてできた法律であり、このことから持続化補助金ができ、今

までにない小規模事業者への支援、財政支援が商工会でできるようになり、地域の事業持続化への一助になり、その成果が少しずつ出てきておりました。

このような矢先に、新型コロナウイルスの影響が大きいのしかかり、企業は今や経営を存続していくことが、なおさら厳しい状況になっております。今、県内のあらゆる自治体において、小規模事業者を守るべきあらゆる施策が行われようとしていますが、大和村として今ある村内事業者、商工業者への支援をどのように考えていかれるのか、村長の答弁を求めます。

2番目、平成22年10月のあの奄美豪雨災害より、今年で10年目を迎えようとしておりますが、あの集落内を襲った泥水の濁流は、二度と味わいたくありません。いつ、あのような豪雨災害があるかもしれません。私たちは、災害に対し、最前の対策、準備をしておかなければなりません。

思勝集落は、5月頃、豊年祭、正月前、年に3回ほど、集落美化作業で河川の作業も併せて行われております。10年前、集落の上流部の道路が四、五十メートルにかけて破壊され、土砂が下流まで流され堆積し、川の水位を上げてしまい、濁流が集落内を流れる結果となりましたが、現在、その古い堰の修理もなされないまま、堰の水内のコンクリートの底板が壊れ、川床を大きく浸食し、そばの護岸の基礎を破壊し、道路の下の土を削り、空洞化を進めております。二、三年前に集落の要望により、護岸の修理がなされましたが、再度、同じような結果となっております。堰が役目を果たしておらず、上流部において、川床の浸食により、流れを早くし、護岸の基礎を露出させていることから、堰の修理や新たな堰の設置が必要だと思いますが、検討していただけないでしょうか。さらに、下流部に堆積した土砂の撤去を、防災の面から検討していただけないか、村長の答弁を求めます。

3番目、ひらとみ神社前から野生生物保護センターまでの路面舗装についてですが、この間の道路の舗装の状況は、過去何度か議会の先輩からも幾度となく議題に上がった経緯を記憶しております。私も昭和58年当時、連合青年団の役員として村長と語る会の中で、連青の意見として、国直、湯湾釜まで通学する子どもたち、学生のため、街灯を設置していただけないか、またこの区間の舗装をできないかと、2件ほど陳情した経緯があり、街灯の件はその年の議会で取り上げていただき、実施していただいたと記憶しております。

あれから三十五、六年の歳月が流れておりますが、未だに水たまりやでこぼこの状態が続いており、この大和村の玄関先ともいえる、最大の重要道路がこのままでいいのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より質問を述べさせていただきましたが、あとは自席より質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

本日は、たくさんの方に傍聴いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルスの影響に伴う村内事業者への支援策についての御質問でございますが、本村におきましては5月7日付の専決予算で、外出自粛など、人の移動が制限されることにより、最も影響を受けております観光、宿泊、飲食業への事業継続支援金や臨時作業等助成を実施しているところでございます。また、今回の定例会におきましても、大和村地域商品券事業といたしまして、村内の商店などで使用できる商品券を村民へ支給することによりまして、家計への支援のほか、村内事業所での消費喚起、売上支援を目的に提案をさせていただいたところでもございます。

現在、全国的に緊急事態宣言が解除され、県を越えた移動も徐々に増えてくるとは思いますが、完全にもとの状況に戻ることはまだまだ先であると思っておりますので、事業者が事業を継続していただくために、幅広い事業者への支援は必要なことだと考えているところでございます。この場でどのような支援ができるか、具体的な策は明言はできませんけれども、国や県の動向を注視しながら、村としての支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の思勝川の堆積土砂の撤去並びに堰の設置についての御質問でございますが、近年は全国的に局地的豪雨などが多く発生をし、予想をはるかに超える河川災害が増加傾向にございます。思勝川の堰につきましても、築堤当時は機能が保たれておりましたが、近年の度重なる豪雨によりまして、上流からの土砂が堰に堆積をし、その堰を超えた土砂が下流部に堆積をしている状況と思われまます。

そこで、御質問にもありますように、堰を数カ所設置して、川床の安定をさせてはどうかということでございますが、まずは堰の設置が必要かどうかを検討することが先であると考えております。維持管理上、護岸の補強をしながら、下流部の堆積している土砂を取り除き、最低限の河川管理をした上で、しっかりとした現地調査を踏まえて、今後の対策を検討してまいりたいと思っております。併せて、上流部の護岸の基礎の露出や、一部損壊につきましても、補強が必要と思われまますので、対策について検討してまいりたいと思っております。

また、下流部の堆積土砂につきましては、今年度から国の起債事業でございますが緊急浚渫推進事業によりまして、思勝川の堆積土砂除去を早急に実施できればというふうに考えているところでございます。

次に、3点目のひらとみ神社前から野生生物保護センターまでの路面舗装についての御質問でございますが、この道路は企業の私有地を了解をさせていただいて、通学路としてこれまで使用させていただいているところでございます。村としましては、この道路の地籍調査の確定をさせるために、相手企業との境界立ち合いのもと、調査も一通り済んだところでもございますが、最終段階での会社からの境界確定の同意が得られず、地籍調査が滞っており、現在もその交渉を行っているところでございます。会社側のほうには、今後の村の計画もあることから、この道路につきましては何とか了解がもらえないかと交渉を継続しているところでもございまして、まずは地籍調査確定後に用地交渉等を進めていきたいと、村としては考えているところでございます。

また、この道路につきましては、今のところ、大掛かりな舗装はできませんが、村としましてはこれまでも企業の責任者に了解をいただきながら、部分的な村独自の補修を行ってきたところでもございます。今後も企業へ相談をさせていただきながら、通行に支障がないように対応していきたいと考えております。

今後の道路計画につきましては、企業との一つ一つの段階を踏んだ交渉が必要となってくるので、村といたしましても早く整備が整うよう進めていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとの関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

村長の前向きな丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。改めて、ここで質問をさせていただきたいと思えます。

平成30年の議会で同僚の前田議員のほうからも、事業者への商工業者、特に小売業、お店の現状は大変苦しい経営状況にあるので、何らかの財政支援、光熱費等の支援はできないかと質問されております。村の返事といたしまして、村内環境の商工業者の苦しい立場は理解できるので、今後、何らかの対応を検討するとの回答がありました。

今回、先ほど申し上げましたように、コロナウイルスの影響で事業はさらに厳しい状況下であり、大島管内をはじめ、全国の自治体において事業者の財政支援が実

施されようとしております。村は、ほかの市町村に先駆けて、観光業者への財政支援を行いました。他の業者への支援は今後検討されていないでしょうか。商工会におきましても、今後ますます厳しさを増す商工業者への支援を、持続化補助金という形で国とともに行ってきておりますが、コロナの影響の大きさから、国は急きよ、事業者への持続化給付金として財政支援を行おうとしております。私たち大和村も観光業者のみでなく、村内すべての事業者は限られておりますが、財政支援を行うことはできないでしょうか。

○企画観光課長（森永 学君）

先ほど村長からの答弁がありましたように、今度の議会で地域商品券事業して村内の小売業などでも使用できる商品券を、村民1人当たり1万円分配布しようとしております。この1万円という金額は、奄美群島の他市町村の商品券事業、1人5,000円というのが主であります。それに比べてかなり高い金額であると感じております。この事業は、先ほど村長から答弁がありましたように、家計への支援だけじゃなく、村内、そういった業者さんの売上支援も目的としてございます。そこで、また今後もいろんな事業所が苦しい立場にあるとは思いますが、どんな支援ができるか検討は続けてまいりたいと考えております。

○1番（市田実孝君）

今、商品券の配布による商工業者ということの流れが今そのようになっておりますけれども、受け皿は商品券による売上が伸びる、その受け皿が今もう事業は続かない、法令によるんですね。廃業してもいいというような感覚は、ここにおられる同僚の議員からも何度も村内のお店の状況とかを捉えてお聞きしているかと思っておりますので、今やらなければいけないことは、この今ある店を潰してはならない。国の、先ほどから申しているように、補助金では間に合わないと、持続化給付金にするんだということで、奄美市をはじめ、各市町村は売上の前年度費率、そういったことを持ち出して、大和村はそれをするかしないかわかりませんが、とにかく今ある企業を倒産させてはいけません。これは日本の国家、国力が落ちるから事業を潰したらいけないということで、もうお金をあげるんだと。これでとにかくこのコロナを乗り越えていってくださいということで、給付金をあげますということ言ってるんですね。ですから、村内のもう3年前も同僚の前田議員が、経営は苦しいですよ、もう跡取りはいませんよ、いつ私なんか店を閉じるかもわからないという状況におかれているということで、その要望が上がったと思うんですけど、このコロナの現状は、今申したように、もう給付してでも村内の企業を守らなければ

いけない、国に沿ってですね。そのような動きをしていただきたいんですが、どうですか。

○企画観光課長（森永 学君）

先ほど申し上げましたとおり、この場でどういう策ができるかというのは、明言はできませんが、どういった策が効果的であるかということは検討は進めていきたいと考えております。

○1番（市田実孝君）

話を変えますけれども、産業課長に一言お願いいたします。

農家に肥料助成を行っておりますね。それは、ただ農業をやっている人、どういった方に肥料助成をやっておられるのか、また漁協の方に燃料補助とかなさっていますよね。それは何を基準として支援をなさっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○産業振興課長（郁島武正君）

びっくりいたしました。肥料助成につきましては、一般的な今毎年行っている助成につきましては、大和村民全員を対象に助成を行っております。大和村に住所がある方には肥料の助成、耕作している面積によって助成される肥料の量は決まっておりますけれども、そのようにして助成しているところです。今年はスモモが不作ということで、お礼肥料を無償配布いたしましたのは契約認証を取得申請者の方を限定して行ったところでございます。

漁業関係の燃油とかの助成につきましては、大和支所の正組合員を対象に助成を行っております。その助成の目的でございますが、すべて漁業・農業に限らず、林業もすべてですが、その業に携わる方の所得向上を目的としているものでございます。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。

今、お聞きしましたけれども、村内の事業者、事業をここに置く、店舗を構える、個人の財産をそこに投入する、村内にですね。小さな店でも最低でも300万円から400万円の支出をしております、個人的にですね。今、企業を起こそうとしたら、人口は減っていく中で、今まで平成28年を、日本の人口1億2,800万人ですか、それをピークにもう減少に走っているんですよ、日本の人口は。ですから、事業をやったら、今までだったら商工業者は放っておいても、人口は増えていけば売上も自然と増えていきます。新たな事業ができて、人口が増えるときには、もちろん利

益が生まれます。今、新たな事業をここでつくったら、10ある売上が、5年後には減ることが前提として事業活動をやらなければいけません。そういうことですから、村内の今ある企業、最低でも店舗を構えるのに300万円、400万円の自分の財産を保有している村内の商工業者を守っていかなければいけないのは、村としてですね。ですから、いち早く観光事業者のみの今、財政支援を行っておりますが、それだけでは私はいけないんだろーと思います。何度も申し上げますように、村内の企業というのは、店舗を構えながら経営の危機状況に今あるんだということですね。

建設業にとりまして、コロナの影響でその工事をしようかなと思って発注します。発注しても、いろんな中国とか、いろんな関連があるものですから、資材が島に届きません。そのときにはその従業員、1日、日当1万円かもわかりません。資材が来なければ、工事をすることはできません。それが10日遅れたら、1カ月遅れたら、建設業とかもそういった影響を今受けている状況にあります。ただ、私は先ほどから申している小売業だけの話ではありません。コロナの影響は、そういったところまで影響を受けているということは、あらゆる新聞でも皆様は御存じのはずです。ですから、私はすべての業者に、村内のすべての業者、私も商工会におりましたので、先ほど支援なされたほかに、すべての業者、限られています。二十数件しかないと思いますけども、その方々にも事務所を設置して、村内に保有している財産は村の財産ですから、個人の財産でありながら、村の財産でもありますので、そういった方を財政支援を、幾らでもいいですけど、今回それで頑張っていただけないかという誠意を、私は行政として見せたほうがよろしいんじゃないかと思っているんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

繰り返しの答弁となりますが、どのような支援策ができるか検討を続けてまいりたいと思います。

○1番（市田実孝君）

すみませんが、よろしく、今後また検討をお願いいたしたいと思います。

先ほど、思勝の河川についての回答を村長からいただきました。思勝集落は、集落作業を、先ほども申し上げましたとおり、年3回ほど、河川作業をあわせて行っております。それは集落のど真ん中を川が流れている。川からちょっと離れた方には、川に草が生えているとか、土砂が溜まっているとか、あまり気になさらない方もいらっしゃるかもわかりませんが、思勝集落は、あの山からすぐに川、それもほ

かの集落から比べますと、少々勾配、その水の流れが速いから、昔から堰を数えただけで4カ所ぐらいはあります。その堰が上のほうからすべて川床というんですか、そこが破壊されて、方言で言えば、あつたごもり。深いたまりになって、横の護岸さえも壊していくんですよ。2年前も集落は、護岸が壊れて、道の下を削ってるよということで要望を出して、急きょ、建設課のほうで修理をしていただいた経緯があります。この2年間でまた同じように、そのところの横を削っているんです。だから、10年前はあの豪雨とまではいなくても、同じような雨とかになりましたら、道路をこのまま、また流して、また思勝の集落の中を濁流が襲ってこないかといつて、私自身、個人のことをいいますと、川の横に住んでいるものですから、いつも雨が降ったら川を見るんですよ。ああ今日は濁り水が来てるね、これは上はあの穴は大丈夫かねと、いつも心配しているんですよ。そういうことがありますので、できる限り早急に堰の修理なり、堰の増設を行っていただけないかということで上げさせていただきました。建設課長の答弁をよろしくお願いします。

○建設課長（前田逸人君）

ただいまの市田議員の御質問にお答えいたします。

まず、村長の答弁にもありましたとおり、堰を設置するとなれば、それをまず必要かどうかというのを、まず現場の状況を詳しく確認しながら、それは検討していきたいと思えます。堰を数カ所設置すれば効果があるのかというものはっきり、ちょっと今のところ、あるのかと言われれば、そこはわからないところでありまして、仮に堰を設置するとなれば、川の流水を連続性を断って、また魚類の遡上等も影響されることから、またその堰を設置することによって、議員もさっきおっしゃったんですが、堰を設置すれば段差になります。段差にすると、やっぱり流水が下りる度にそこがえぐられるんですね。だから、堰を何カ所も設置すればいいということじゃなく、そこを今後、調査検討する中で、どういった形で河川を守っていくかというのを今後検討していきたいと思っております。

また、議員がおっしゃるように、下のほうは確かに土砂が溜まっております。これも村長の答弁にありましたけども、緊急推進事業というもので現場も確認いたしました。早急にちょっとそこは対応して、除去していきたいと考えております。

以上です。

○1番（市田実孝君）

私も建設のほうには全くの素人ですので、堰というものがどういう役目をしているのか、この頃、ようこの数年、下流部に土砂が溜まるねというふうに、妙にこの

頃、常に堰が下流部にたまっている。これか何が原因なんだろうということのを少々調べさせてもらったんですよ。そしたら、川というのは水が流れる、水は低いほうに流れる。川の傾斜がきつければきついほど、低いところを流れていく。そうしますと、1カ所をずうっと流れ続け、こういうピラミッドの三角錐ですね、そういった形でどんどん掘っていくみたいなんです。そうしますと、水の速さもだんだん増していくと。これを防ぐために堰があるんだという、初めて単純な計算ながら、堰を造りますと、この三角錐を平たんにするみたいですね、土砂が溜まっていけば。そうすると、水の流れが今まで速かった流れが平等に流れるものですから、水の流れが穏やかに安定して、下流まで土砂を流さないんだと書いてあるんですよ。ああ堰ってそういう役目があったんだねと。そして、高さが15メートル以上を、砂防ダムというそうですね。そんなこと、私はわからなかった。同じ堰だろうと思ったら、下から上まで15メートル以上を砂防ダムとおっしゃるみたいですね。いろんな呼び方がありますが、私はそのような大きな堰を造っていただきたい。それは財政も関わりますので、昔からある思勝のその、高さが、皆様が座っている、これぐらいの高さですか、80センチ、1メートル50。そういった堰を造っているんですよ、思勝の中で。せめて、そういった堰をあと1つか、今ある堰を直していただいて、あと多くても2つ、真ん中に1つぐらい入れてもらったら、なおさら結構なんですけれども、今ある堰を修理していただいて、そういった堰を新たに造っていただけないか。川の流れ、水の流れを安定にしていだけないかということで御検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（前田逸人君）

市田議員は、よく砂防とか、そういった形ですごく勉強されて、私はすごく感心するところがございますが、確かに議員がおっしゃるように、堰を造れば速い流れを止めて、一旦平坦部が出来て、ダム砂防ができるということは確かにございますが、川の流れが急峻であれば、落差があれば、勾配がきつければきついほど流れも速くなりますし、ここ近年、村長の答弁にもありましたが、大分その雨量とかいうのが気にはかかってきております。そういった形で多分川に溜まる堆積土砂は、山からの崩れからの堆積土砂で土砂も増えていることだと思います。堰を修理されてということで、今おっしゃられたんですけど、その堰だけを修理しても下流部に土砂が行かないかという、そこもまたはっきりわからないんですよ。それを4カ所ぐらい修理して、それで下流に流れないか、そこはもう一度、再度、現場状況を確認しながら、また堰をいくつ造っていいかというのも現場を調査した上で、河床

部については確かに基礎が出ているところがあります。それについては、応急的には村長の答弁にもありましたように、応急的にはやっぱり袋に詰めた栗石等を詰めて、基礎部の洗堀、掘り出しを防いだり、また基礎がえぐられているときは、そこを栗石だけではなくて、根継工というのを敷き詰めて、そういった部分的なところは早急に対応しながら、まず流れを基礎部についてはそういった箇所を守るような袋詰め玉石工などを施工していきながら、今後、状況を見ながら堰を置いたほうがいいのか、それとも今の状態で川床を流すぐらいでいいのかというのを、今後検討していきながら進めたいと思います。

以上です。

○1番（市田実孝君）

集落内を流れる川と、農地を流れる川と、それは区別していただいて、集落の中を流れる川はすぐ人災に及びますので、同じ比率で考えていただかないように、集落の中を流れる川はほかの集落もごさいますので、それは建設課として今後検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○建設課長（前田逸人君）

思勝の下流部につきましては、大分堆積されている、そのまま放置しているのは大変申し訳なく思っております。ですから、早急に8月ぐらいには堆積土砂を補助事業を使って、堆積土砂を早急にとって対応していきたいと思います。

以上です。

○1番（市田実孝君）

どうぞよろしく願いいたします。

その道路の件に移りたいと思います。私も先ほど三十五、六年前に、そういった経緯がありますということで述べさせていただいたんですけど、村の広報紙、昭和42年8月1日第1号から、平成20年9月30日の199号の広報やまとを調べさせていただきましたが、昭和59年、昭和60年の集落村政懇談会の中で、思勝集落の要望として大和村へお願いさせていただいています。そのいずれの当時、村の回答も、これまで幾度も陳情していますが、今しばらく待つてほしいとの返事でございました。35年間、集落の先輩たちは、結果として待ち続けております。もちろん、この道路は企業の財産かもわかりませんが、ここに大型トラックとかダンプの輸送道路を造ると、大型が通れるような大きな道路ができれば、前にある大和校までも集落内を迂回しないように、大和浜から国直までの子どもたちが、生徒たちが、大きな道路を堂々と行けるからということで、集落内の所有者は田んぼだったんですよ、

昔。それはいいことだからということで、譲った経緯があります。先輩たちは今の
ような子どもたちを雨降りにはそこを避けて通るような状況は思っていなかったと
思います。そういうことから、今回、私も議員として立たせていただいた以上は、
これに触れなければいけませんので、村として、この企業、所有地の企業に対して、
何らかの接触なり、それをなされた経緯はあるのでしょうか、お聞きします。

○建設課長（前田逸人君）

この道路は、何回か企業側に交渉には行っております。企業側について、まず村
長の答弁にも先ほどあったんですが、地籍調査は現地立ち合いのもと済んでいるん
ですが、最後の確定の了承をまだいただいてない状況であります。まずは、交渉も
今後継続して行う上で、まず地籍調査を確定させて、そこから用地交渉に入ってい
きたいと思います。まだ全然何もしていないということはございませんので、そこ
からまず確定をして、企業側にお願いをして、道路の境界等を確定しながら、道路
をどういった形でこっちの要望として上げて、その道路を補修したいとかいう要望
を上げながら、今後も検討していきたいと考えております。

○村長（伊集院 幼君）

この会社の方とは、ここ数回、私は就任以来、お会いをさせていただいて、大和
村民から多くの支援の中で、この津名久にあった工場も存続して、奄美で自分たち
の企業が成り立ったということは、会社自体は思っております。そういう中で、こ
の地籍調査も進んでいったのは、奄美が国立公園になるということで、この会社所
有の山林が大きく原生林があるということで、環境省、鹿児島県が購入をするとい
う前提のもとで地籍調査がこうして徐々に進められるようになっていきます。会社自
体は、自分たちの山はしっかり境界杭が打たれているために、別に地籍調査はもう
どう考えていないところでもございました。そういう中で、国立公園にあわせて、
私どもは先ほど議員の質問にもありますように、長年懸案であった、この通学路と
して使わせていただいている道路を、何とか我々としては公道として管理をしてい
きたいということを、これまで再三、企業側に要請をしてきたところでもございま
す。企業側といたしましては、村の計画は理解したと。あとは、この村が進める計
画の中で、今後、会社とのやり取りはちょっと時間を大分要するんじゃないかとい
うことでございまして、今コロナウイルスでその社長もお会いできておりませんけ
れども、またできれば早いうちにもう一度社長とお会いし、そしてまた来週には建
設課長も会社と地籍調査の報告をしまして、とりあえずの前進を見て、我々は次の
段階へ進めていきたいというふうに考えておりますので、我々も随時交渉をするだ

けじゃなく、早めにこの道路の決着をつけたいという思いで、今後粘り強く進めていきたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

教育委員会のほうに一言お尋ねいたしますけれども、現在、この大和校の児童生徒、教職員、学校の給食センター関係者、だいたい何人ぐらいがこの道を利用なされているのか。人数的に何人ぐらい今いらっしゃいますか。

○教委事務局長（福山 茂君）

現在、学校まで道路を通学、また通勤で使っております。大和小が15名、大和中が37名、そしてまた、職員等がございますので、合計80名ほどが利用しております。

○1番（市田実孝君）

P T Aの保護者の皆様とか、この道路に対して教育委員会に要望とか上がったりはした経緯はございますか。

○教委事務局長（福山 茂君）

これまで通学路の点検、また校長先生との話、やはり保護者等からも、そしてまた学校からも、学校前の道路につきまして、やはり安全上、今お話がありましたように、路面が汚れて水溜になる。そしてまた、大雨時においては側溝の水が増水して不安だという、そういうお話もございます。それに関しましては、やはり村の方としても、村長からございましたように、大和村としましては早急にそういう対処ができるような形にもっていきたいということで要望しておりますけれども、村長からございましたように、なかなか進まない状況ですという形でお答えをしております。

○1番（市田実孝君）

今朝ほどの、今日の新聞によりますと、湯湾岳、名音のほうでは奄美岳とおっしゃるみたいなんですけれども、その年間使用人数が4,000人ということが新聞に載っていたんですけども、あの湯湾岳に4,000人も年間登るのかと、最初思ったんですけれども、単純に365日で割ると10人前後か、ああそういうことかと思ったんですよ。そうしますと、今、教育課長がおっしゃったこの80人、学校関係者だけで80人、野生動物保護センターの職員、産業課長に改めてお聞きします。三田地区とか、その農地に、あなたを含めて1日にだいたいの予測で200人とはいかないと思うんですけど、予測で何人ぐらい、この道を利用されると思いますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

あくまで予測でございますが、大和川流域維持管理組合の組合員数が100名ちょ

っと聞いております。大和浜と思勝の方が一緒ですが、半分50名ぐらいが利用するのではないかと思います。

○1番（市田実孝君）

そのように、だいたい1日平均200名ぐらいだと予測されますね。365掛ける200、いくらありましたっけ。

○企画観光課長（森永 学君）

約7万超えます。

○1番（市田実孝君）

ですよ。そのように、大和村で最大重要な道でありますので、この企業、村長のほうも、この企業はいろいろ調べてみますと、行政との行違いもあちこちでやっとなる企業ですので、十分に、大変かとは思いますが、村長の御努力を期待していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

本日は、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。誠にありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様でございます。

今日は、改選後初めての議会ということで、傍聴にお越しいただき、大変ありがとうございます。

また、宇検村の議会のほうから保池穂好議員にお越しいただき、感謝を申し上げます。

また、市田議員、奄美岳の名称を宣伝をしていただいて、ありがとうございました。

質問の前に、先の村議会議員選挙において、村民の皆様から御支援と激励を賜りましたことを、この場をお借りし、衷心よりお礼を申し上げます。選挙にて訴えた公約を実現、前進させることで、村民の皆様の負託に応えるべく、日々精進してまいりますので、今後も村民の皆様、役場職員の皆様からの御指導を賜りますように、厚くお願いを申し上げます。

質問に移ります。

まず、スモモの2年連続の大不作対策につきまして、今期の収穫量は記録的不作

でありました昨年の16トンをさらに下回り、過去最低を記録することが確実な状態であり、今後、農家の皆様の生産意欲の低下が大変懸念をされておりますが、今こそ生産農家を鼓舞する施策が求められております。

そこで、今後のスモモ生産高の増加へ向け、大不作となった原因をどのように分析をしているのか、また生産農家支援策の第1弾として、先日、肥料の無償配布を実施したところではありますが、さらになる支援策が必要ではないのかお伺いをいたします。

次に、海砂採取中止につきまして、国立公園ヒエン浜沖での海砂採取について、奄美漁協大和支所の正組合員過半数が中止を強く求めており、地元戸円集落から反対の意見も多く上がっておりますが、許可権者である鹿児島県に対しまして、大和村として海砂採取について、反対する意見を上申するべきではないのか伺います。

次に、イノシシなどによる有害獣の駆除について、イノシシなどによる農業被害が多発し、集落内にまで出没する状況となっておりますが、ただ狩猟者の確保や育成のために狩猟免許の取得費用や登録料、更新料の助成と、わなや柵など、狩猟道具購入への補助の実施についてお伺いをいたします。

次に、大和村政治倫理条例の制定につきまして、政治倫理条例は地方自治体の議員や首長などが公的地位を利用して、私的な利得を得ていないことを証明するための条例ですが、どのように考えますか。また、本村の議員や村長などの公的地位の内容による不正防止のため、村民の厳しい監視のもとにおかれることは、当然であると考えますが、いかがでしょうか。そして、村の政治倫理条例制定につきまして、平成26年第2回定例会、藏議員の一般質問に対しまして、村長答弁の中に、「我々も進めていかなければならない」とありますが、村の政治倫理条例を制定するべきではないのかお伺いをいたします。

最後に、幼児教育の導入について、第2期子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、村の自然環境の良さを生かしながら、幼児教育を大切にされた環境整備を図っていきたくと、以前、同僚議員の質問に対しての答弁がありますが、どのような幼児教育に取り組んでいくのか、また幼児教育の導入はいつになるのかお伺いをいたします。

以上、壇上からといたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいま勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のスモモ不作の原因についての御質問でございますが、令和2年産

スモモの生産量につきましては、昨年に引き続き不作となっております。昨年が総生産16トンと過去最低でございましたが、今年は総生産量3トンほどになる見込みでありまして、地元新聞紙上では記録的・歴史的・壊滅的凶作という言葉で表現をされておられます。原因につきましては、栽培面積の減少、農家の高齢化、大型台風の影響や地球温暖化による暖冬などが考えられているところではありますが、県や試験場の専門的な見解といたしましては、暖冬の影響が大きいのではないかとわかれております。このことは、これまでスモモの栽培には不向きとされていた福元地区で多くの着果があったことから、不作の原因に暖冬が大きく影響しているのではないかと考えられるところがございます。スモモの生育には、開花直前である1月の気温が重要だといわれております。今年は1月の平均気温が16.5℃と、平年より1.7℃も暖かったわけでございますが、この16.5℃という平均気温は、過去60年間で1月の平均気温といたしましては一番高い数字であることから、スモモの不作に暖冬が大きく影響しているものの、暖冬だけに原因を絞らずに、そのほかにも複数の要因が考えられると思っておりますので、農業開発総合センターや大島支庁農政普及課と連携を図りながら、原因について究明をしているところでもございます。スモモの生産量は、過去にも何度か大きな不作の年を経験しておりますが、これまではすぐに回復しておらず、3年続けての不作というのはなかったことから、来年が正念場であると認識をしているところがございます。

次に、2番目の生産農家へのさらなる支援策についてでございますが、農家の生産意欲の向上によりまして、来年以降の生産量を確保するため、収穫直後に使用するスモモのお礼肥料を燐硝安加里に、通称S226といわれておりますが、K-GAP申請農家86農家に無償配布をさせていただきました。これはあくまでも収穫直後の樹勢を回復するための支援でございます。スモモの栽培は年間を通した適切な管理が必要でございますので、さらになる支援策についても検討をしているところがございます。また、助成するばかりでなく、農家の栽培技術向上のための研修等を積極的に行い、来年度以降、生産量が増加していくよう努めてまいりたいと考えているところがございます。

次に、2点目の海砂採取中止についての御質問でございますが、この件につきましては、令和元年の9月議会で蔵議員より御質問を受けたところでもございます。その後、大和村議会として、戸円沖海砂採取のあり方についての調査特別委員会の設置、奄美漁協大和支所正組合員有志一同からの海砂採取中止を求める要望書の提出、また奄美漁協代表理事組合長との意見交換会が開催されるなど、戸円沖の海砂

採取問題は和支所だけでなく、奄美漁協全体で大きな問題になっていると認識を
しているところでございます。本来、漁協は漁民の水揚げで運営すべき協同組合で
あると考えておりますが、漁業従事者の減少や高齢化により、水揚げが減少し、漁
協といたしましても運営が厳しく、やむなく海砂を採取させているのが現状ではな
いかと推察をしております。このため、海砂採取中止は奄美漁協の運営
自体に影響を及ぼし、引いては大和支所の組合員の皆様にも影響が出るということ
も聞いておりますので、慎重に対応すべき問題であると考えております。戸円沖で
は、昭和57年以降、海砂が継続して採取されており、その間、大和支所の組合員に
は漁獲の減少など、大きな影響があることは理解をしております。大和
支所の組合員だけが不利益を受けるのではなく、構成自治体の組合員も平等になる
よう、戸円沖以外での新たな採取地の選定について、調査を実施していただくよう
鹿児島県へも依頼を行いたいと思っております。海砂採取につきましては、意見書
の中で奄美漁協としての同意書も添付されていることから、村が採取反対と明記い
たしましても、県は許可をせざるを得ないというふうと考えております。村といた
しましては、先ほど申し上げましたようなことを意見書に明記をさせていただきま
して、大和支所組合員の意向をしっかりと県のほうにお伝えをしたいというふう
に考えております。

次に、3点目の狩猟免許の取得や狩猟免許所持者への助成についての御質問でござ
いますが、イノシシをはじめ、アマミノクロウサギ、カラス、ヒヨドリ、アオバ
トなどの鳥獣による農作物への被害は、毎年見受けられるわけですが、特
に昨年は非常に多くの被害が発生しており、今年になっても収まらない状況が続
いております。特に、イノシシによる果樹や野菜への被害は、村内全域で発生を
しており、被害は深刻であります。農家への要請で猟友会会員へ駆除を依頼し、随
時、対応をしているところでございます。御質問の狩猟免許の取得や所持者への各
種費用の助成につきましては、これまでも検討をしてきたところでもございますが、
令和元年度の有害駆除の実績を見ますと、イノシシやヤギの捕獲報償費が合計で
410万円ほど支出をされております。昨年度の有害駆除の捕獲所持者数は23名で、
そのうち駆除に従事しなかった方が3名ありますので、駆除に従事した方は平均
して20万円余りの報償費を受け取っております。50万円を超える方も3名ほど
おありまして、狩猟免許所持者で捕獲に従事した方につきましては、応分の収入
があったものと考えておりますので、助成につきましては現在のところ、見合
わせている状況にございます。しかし、新たに狩猟免許を取得する方につきま
しては、捕獲従事者を確保

するためには、免許取得費用の助成につきましては、必要であるというふうに我々も認識しておりまして、猟具の購入助成とあわせまして、意欲のある新規取得者を確保するためにも、引き続き対応策について検討をさせていただきたいと考えております。

次に、4点目の大和村政治倫理条例の制定についての御質問でございますが、質問の趣旨といたしまして3点ございますが、関連でございますので、一括して答弁をさせていただきます。政治倫理条例とは、地方自治体の政治家の倫理について規定した条例でございます。その目的は首長や議員など、住民を代表する公職者がその権限や地位に伴う影響力を不正に行行使して、自己または特定の第三者の利益をを図ることを防止するところにあると認識をしているところでございます。我々は常日頃から村民全体の奉仕者といたしまして、倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図らないことや、公平性を保ちながら、職務を遂行させていただいているところでもございます。当然のことながら、我々の行動は常に住民の皆様や議会の厳しい監視のもとにあるところでもございまして、今後ともそのようなことを改めて強く認識をしながら、職務に専念してまいりたいと思っております。政治倫理条例の制定につきましては、開かれた行政運営を進めていく中で、必要であれば時期を見ながら検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、5点目の幼児教育につきまして、どのような幼児教育に取り組んでいくのかの御質問でございますが、幼児教育ということにつきましては、より良い教育環境が求められるのは共通するところでもございまして、多くの保護者も我が子に早期から高い教育レベルを望む傾向にあります。本来の幼児教育とは、幼稚園等の施設等で行われるだけのものでもなく、家庭や地域におけるあらゆる生活場面も含んだ中において実践されるもので、すべてを指しているものでございますが、共働き家庭の増加等により、子どもが1日のうちの長い時間を過ごす幼稚園等の場において、その実践が多く求められている状況にございます。そのため、幼稚園等におきましては、教材を使用する知的なものや、体操などの運動的なものなど、さまざまな種類の幼児教育が積極的に取り入れられるようになってきております。しかし、理想とする教育は多様であることから、あえてそのような幼児教育を望まない方もおられると思います。現在、大和村で4つの保育施設を運営しておりますが、単なる保育だけでなく、教育的な要素を踏まえた活動も工夫しながら行っておりまして、月1回の合同運動教室なども幼児教育の一環であります。そして、何よりも自然と

いうものが幼児の成長・発達において、非常に重要な教材であるということを考えますと、幼児教育という点において、素晴らしい環境下にあるといえるものではないかと思えます。しかしながら、その運営の質を常に高めていく努力をすることは不可欠であると考えていることから、現在、保育所を利用する保護者全世帯におきましてアンケートを実施しまして、ニーズに再確認に努めているところでございます。その上で子どもたちが生きる力、考える力を養いながら、健やかに成長していくために、どのような形が必要かを考えてまいりたいと思っております。

次に、2番目の幼児教育はいつからになるのかの御質問でございますが、先ほど答弁いたしたように、どのような形が必要とされるのかを、保護者アンケートを基に集計をさせていただきまして、幼児教育の方法として特定の方法を導入するかということや、時期等についてもそれらを踏まえた上で、保護者や保育士等とも話し合いをしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

1番は、寒さが入らなかった地球温暖化の問題が要因ということでございましたけれども、これは人為的、人間の力ではもうどうしようもない、環境保護、地球温暖化に対する、また私たちへの警鐘かもしれません、そこは環境問題に取り組んでいかなければなりませんでしょうけれども、人間の力でできる対策としまして、これから原因を分析をして究明をして対応していきたいとありましたが、具体的にどのような対策を考えているのかは、今のところはございませんか。

先日、産業振興課長に伺いましたが、温暖化の影響がひどいので、肥料をやる時期、施肥の時期をずらしていくことなどを検討しているとありましたが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かに暖冬が収量減の原因だと断定されますと、確かに手の打ちようが少なくなるわけですが、暖冬によって開花のばらつきが見られるというのは、スモモに限らず、落葉果樹でほかにも見られておりまして、九州で作っておりますナシですね、ニホンナシでもそのような状況が見られて、それを減少させるのに、先ほど議員がおっしゃったような肥料を与える時期をずらすというのが、これで効果を上げております。スモモの場合、6月にお礼肥料をやって、その後、11月、12月に2回ほど追肥を行うように指導しているところですが、11月、12月に肥料を与えると、

その窒素成分が多い肥料、11月、12月に与える肥料は窒素成分が多いものですから、2月の開花時期までその窒素成分が残ると、それが花芽にいかずに、枝とか葉とか芽とか茎とか、そういったものの成長を助長するものですから、それを早めに肥料をやることで、2月の開花時期には肥料成分がないような状態にするような方法を今年、試験的に園地を選定して試験場の普及所、県、そのへんの方と連携して取り組んでいくというような方法でございます。それが効果を現すと収量が増になるのではないかと期待しているところであります。

○6番（勝山浩平君）

福元盆地周辺でのスモモの着果が多かったということでございましたが、今後は、今は平地を中心にスモモを栽培をしておりますけれども、今後、福元盆地、寒が入る地域への生産地の移動というんですかね、そういったのも考えているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

タンカンが福元、スモモは平地というふうに、私は考えていたんですが、今年の状況を見ると、福元地区で本数、樹齢とかはまだ少なくて、要は全体的には出なかったんですが、1トンの着果量を見ると、低地よりもかなり量が増えていました。そのため、福元で農家をされている方は、タンカンとほかにスモモをやる方もこれから出てくると思いますけども、やはりスモモは高齢の方が平場で栽培しやすい作物として村も推奨してきたものですから、平場でもこれまでどおり、200トン、300トンとはまだいなくても、平均して五、六十トンの生産量が出るような形の支援をしていきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

そういったやっぱり平地でしっかり栽培ができるような環境を整えていくためにも、人間ができる対策として、やっぱり農業は土づくりじゃないかなと感じているんですが、今、スモモの樹園地の土壌診断を何項目の成分を調べているかということと、今もういろんな企業が土壌診断の研究を進めておりまして、手軽な料金で27項目ほどの土壌診断を行うサービス等も行っておりますが、土づくりを徹底することによって、ある程度、果樹の樹の育成とか着果率を高めることができるのではないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

スモモの収量減について、専門家の方ともお話したんですが、土壌につきましてはそれほど原因ではないというような、土壌診断も行っている方は言っております。ひらとみのほうでも土壌診断用の袋も準備しておりますし、契約取得の説明会でも

土壌診断のことも話しているところですが、タンカン農家さんにつきましては、毎年、自分の畑の土壌を持ってきて診断をさせているところですが、スモモ農家さんは土壌診断はあまり現在はさせていない状況でございます。役場が県のほうに送って診断させる土壌診断は、項目が先ほど勝山議員は、うちがやらせているのは17項目の土壌診断をさせておりますけれども、スモモ農家さんについてはそれほど利用はされていないところです。

○6番（勝山浩平君）

本当に正念場、村長がおっしゃった言葉、正念場、先日、地元紙にもありましたけど、果樹部会長も蔵議員されておりますけれども、蔵議員も不作が続いているので、来年作る人がいないのではないかと、すごい果樹部会としても心配をしている。本当に正念場なんです。ですから、スモモ農家、あらゆる可能性、できる可能性を探って、今スモモの畑、農地に関しては土壌診断を行っていないとあれば、それも行政が率先して、各畑の土壌診断、それも他項目でなるべく多く、県の17、民間で27というのがあったら、大いに診断をやっていただきたいということが一つ。

あともう一つ、スモモの果樹部会の方々とヒアリング調査を行っていただいて、どういった手当をスモモ農家が欲しているのか、そういった調査を行って十分な支援策を講じてもらいたい。そして、もう一点ですね、管理の徹底、営農指導の徹底を、J Aとさらに連携を深めて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

やはり不作が続きますと、農家さんの生産意欲の減退が一番行政としては、それをなくさなければいけないというのが使命でございますので、生産意欲が減退しないように、スモモの収量が上がるような施策を進めていきたいと考えております。また、肥料の助成とか、そういったものだけでなく、村長の答弁にもございましたように、栽培技術、樹園地の管理、そういった研修会も積極的に、専門家を招いて行っていきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

スモモの樹園地への土壌診断はいかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

土壌診断できる状況でございますので、いくつかの土壌を送って調べてみたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

スモモ農家の意欲を、ぜひ喚起策を打っていただきたいと思います。

次は、海砂採取について伺いますが、これはきっかけは議会報告会で戸円集落とか名音とか国直で出てきまして、昨年、戸円集落で行った報告会で、参加者のほとんどから、海砂を止めてもらいたいという声がありましたので、議会で協議をして特別委員会を設けて調査をしてきましたが、今朝も朝早くから戸円の沖では砂が採られておりまして、大変残念な思いをしておりますが、海砂が今、ヒエン浜沖にどれくらいあるのかという賦存量の調査、私たちが特別委員会で大島支庁にヒアリングに行った際に、鹿児島県は2000年を最後に調査をしていないということでありました。20年間されておられません。20年間でどれほどの砂が減っているのか、大変心配をするところでありますけれども、鹿児島県が調査をしていないということについて、どのようにお考えになりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

許可権者である鹿児島県は、海底の砂を採る場合、必要に応じてその埋蔵、賦存量調査を実施しなければならないというのがありまして、これはもう戸円沖に限らず、全国のあらゆる海砂採取地点でそのような問題が生じて、それに合わせて県は調査を行っているかと思いますが、鹿児島県が戸円沖で賦存量調査を実施しているかどうかは、行政としてはわかりませんが、意見書の中には賦存量調査、海底の地形の変化、そういったものを調査して、住民の方に報告していただきたいというようなものは追記したところでございます。

○6番（勝山浩平君）

今回、これから意見書を業者に渡すんでしょうけれども、その際に付け加えてもらいたいの、十分な調査を行って、それを報告をしてもらいたいということと、調査をしていない段階で村として簡単に同意をしないでもらいたいのと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今年度の意見書につきましては、一昨日提出いたしました。先ほど勝山議員に言ったのに合わせて、新たな採取地の選定の調査をしていただくよう、県のほうへ意見書として追記したところでございます。

○6番（勝山浩平君）

もう提出をしてあったんですね、大変残念ですけども、その内容は反対する内容でありますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村として許可権者ではありませんので、反対と明記はいたしませんでしたが、県のほうに問い合わせもいたしました。村が反対したら、採取は差し止めになるのかと問い合わせをいたしましたら、一番大きなのは奄美漁協の同意書ということで、村の意見は参考意見ということで、県が許可するのに参考にはいたしますが、一番大事なのは奄美漁協の同意書ということを知っています。

○6番（勝山浩平君）

私たちが特別委員会を設けて大島支庁にヒアリングに行った水産課の担当は、ここに行ったメンバーはいますけれども、漁協の同意が必要、地元海岸を管理している大和村の意見書が必要、どちらが反対をしたら、県は許可をしませんという、僕らは返事もらっています。課長が電話された方が、確認した方がどなたかわかりませんが、その1点をもう一回確認をしてもらいたいです。

○産業振興課長（郁島武正君）

私も当時の新聞を見まして、県側は村側の支障はないとする意見書を確認して、海砂採取を許可しているというのが記事にでて、去年ですが、今年の3月ありましたので、そのことを2回確認させました。今、そういうふうにした職員はいないという、異動したということですが、2回とも一番大きいのは漁協の同意書が添付されていることが一番だということで、我々もそれで終わるわけではなくて、奄美漁協本所のほうへ出向いて、大和村の組合員の意見とか、そういったものは十分伝えていくよう計画しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

今、世界自然遺産登録を進めようと、奄美群島まとまって、沖縄のヤンバル地区と頑張っていますけれども、このヒエン浜沖は国立公園に指定をされた場所なんです。その国立公園に指定をされた貴重な海域のすぐそばで海砂を採取しているということは、自然遺産登録に向けての足かせとなると考えませんか。

○企画観光課長（森永 学君）

こちらは県のほうから海岸普通地域において、海域公園地区から1キロメートルを超えた場所で行う採取については、事業者からの届け出は提出する必要はないということを県のほうからは聞いております。

○6番（勝山浩平君）

県はそうかもしれませんけれども、調査もしないぐらいの県ですから、自然遺産登録を目指す中で観光客が実際に来て、戸円の海岸でサーフィンしている方もいますし、近くの飲食店で食事を楽しんでいる方もいますけれども、話す機会もありま

すが、すぐ目の前の海で国立公園指定された貴重な海域で、海砂利を採取をしていると、イメージは相当悪くなると思いますが、漁業者のため、また村長、3月18日に漁業者、中止要望書を村長に提出をして、村長との意見交換をされたと伺っておりますが、その中で村長は許可をする県に対して、村民の意見を尊重して判断するように求めたいということ、漁業者にお伝えをしておりますけれども、村民の意見というのは私は漁業者だと理解をしているんですが、漁業者大和支所は正組合員が24名中、そのうちの17名が反対署名をしているんですね。過半数、もう3分の2ほどの方々が漁業者は反対をしているんですけれども、反対をするという村の意向をぜひ意見書に示して記載をしてもらいたかったんですけれども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

このことは、我々も県に漁業者も意見を要望が出ているということは、尊重するように意見書の中に書いています。それで、我々も何もしないわけじゃございません。ですから、漁民の方にもすぐ中止ということじゃなくて、今後、漁協の経営のあり方、どういう形で漁民の皆さんの意見を集約するかということも、皆さんで意見交換をしたらどうですかという話を、私のところに要望書を持ってきた方には、そういう話をさせていただきました。それで、これはもう先ほど私が答弁しました、大和村だけが犠牲になるんじゃないじゃなくて、漁協の運営について、やっぱりそこに奄美漁協の賛同している市町村があるわけですので、その皆さんでやはりどういう形でやっていくかということ、我々も奄美漁協にまた出向いて行って、いろんな高地で意見を申し上げたいということも思っています。そういうことですので、我々も何かしらのその漁民の意見を聞かないわけじゃございません。その先ほど言った手続きはそうありますので、その手続きに入る前のやっぱり段階をどういう形がいいのかということ、我々としても今後検討させていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

奄美漁協全体の数ではかなわないんです。大和村の正組合員24名全員反対しても、漁協では通らないんです。そういった中で、漁業権というのは大和村の正組合員が有している大和村の海域に関しては海砂採取は漁業権ではありません。漁業権の侵害にあたるので、大和支所の正組合員のほうが重いんです。こういった意見を取りまとめようと、漁協の大和支所に相談をしても、そういった場も開いてもらえない。反対という意見を示しても、奄美漁協の役員会で無視されるんです。大和村の漁民者は水揚げを少しでもして、漁協の運営に貢献するために砂を止めてもらいたい。

砂を採られてしまったら、魚を釣るムロアジの餌にする魚も捕れない。砂地に産卵をしますアサヒガニも捕れない、キビナゴも捕れない。濁って、夜もぐって伊勢エビも捕れない。そういった海域で漁をすることはもうできなくなってくるんです。ですから、水揚げをするために砂を止めてもらいたいという、村の意見書というのは本当に彼らに対してはもう最後の切り札だったんですね。今回提出をしているんですけど、なかなかなんとも言いようがないくらいむなしさがあるんですけども、もし今からでもその意見書に追加して、そのような漁協者の思い、もっと強く訴えることができれば、やってほしいと思うんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々も一応県のほうに意見書を出しておりますので、その意見書を提出するだけじゃなく、県のほうにも出向いて、その意向も伝えながら、そしてまた奄美漁協さんには今後のやり方の、やっぱりこうして考えてもらうように、これまで議員がおっしゃるように、私も総会に出たときに、やっぱり組合員の方から、そういう反対の意見が出たというのは、私も聞きました。漁協側としては、やっぱり経営が苦しいからという答弁でありましたけれども、その経営が苦しいのは、だったらいつまで続くんですかということ、私自身もちょっとやっぱり腑に落ちないところがありましたので、やっぱりそれをだったら何十年も続けていくんですかということじゃなくて、やっぱり将来的にどういう形で改善が見られるのかということ、やっぱりお互いに見つけ出していくことが大事じゃないかなと。我々は奄美漁協に意見を言える立場にありませんけれども、やっぱり何がしかの我々としても実態を把握しながら、我々としても今後何かしていかなければならないかという思いでございます。

○6番（勝山浩平君）

今後、何かをしていかなければいけないという中の一つに、今回、要望書を上げた漁民と海砂採取に関して、当局として意見交換会を開いていただいて、地元の意見を行政としてもしっかりと把握をしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

それは私が申し上げるに、我々は許可を、奄美漁協には申し上げますけど、やっぱり地元の意見というのは組合員の皆さんが大和村で、先ほど二十数名いらっしゃる。やっぱり大和村の皆さんが集まった中で、物事をまず決めて、それを漁協に伝えるべきじゃないかなというふうに思いますので、それは先ほど私が答弁したのは、漁業者からそういう意見が出ているというのは伝えますよということでございます。

ので、それは行政が主導して組合員を集めてどうするのかということは、奄美漁協にもそういうことを我々も申し上げながら、やっぱりそれぞれの単体の支所のその組合員の意向を聞いてくれるようなことは申し上げたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

先ほども申し上げましたけど、大和の支所の正組合員が奄美漁協に対して会を開いてくださいという要望書、新聞等にも載りましたけれども、要望書を上げても会を開いてくれないんですよ。そういった現状がありますので、せめて今回の意見書、こういった内容で鹿児島県に提出をしました、業者に意見書は出しましたよというのを、要望した漁業者に説明をしていただきたいんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

その説明会でございましたら、時間は関係なしに私は何時でも説明会への出席には応じます。

○6番（勝山浩平君）

産業課長、漁協に会を開いてくれと言っても開いてくれないんですよ。ですから、行政のほうからその要望書を出して声をかけて、今回こういう、行政としてもできる分の条件は付けて意見書を書きましたと、そういった内容を要望した漁業者に丁寧に報告をしてもらいたいんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私もこの問題が出てから、一方の話、一方の話を聞く機会しかありませんでしたので、村の立場、実際、採取に反対している立場の方の意見、反対していない方もいらっしゃるかと思いますので、その全体の意見を聞きたいという思いがありましたので、ぜひそういう機会をもって意見を聞きたいと考えます。

○6番（勝山浩平君）

ぜひ早めに開催をしていただきたいと思います。

次に、イノシシの有害獣の駆除、スモモは大不作でしたけれども、イノシシによるスモモ被害というのはどれくらいか把握していますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

スモモは大不作でございましたが、狩猟はもう去年から大豊作ということで、その分、被害も多くなっておりまして、去年の倍、イノシシに限らず、ほかのカラス、アオバト、ヒヨドリ等も含めると、去年が500万円程度だったのが、今年は1,000万円を超える被害額ということで、調査結果が出てきております。

○6番（勝山浩平君）

スモモの被害だけで1,000万円ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

全体です。スモモでしたら、しばらくお待ちください。

○6番（勝山浩平君）

大丈夫です。

狩猟者が所得を得ることも大事なことですけれども、今回提案をしているのは、免許の助成とか、道具を買うための補助金、これは農業被害を防ぐために必要じゃないかと思って提案をしているんですが、農家は自分の畑で狩猟期間中に、被害が出た場合にはかご罠を設置をすることができますよね。

○産業振興課長（郁島武正君）

その狩猟免許を所持せずに、狩猟ができるかということ調べてみましたら、自分の園地であれば、狩猟期間以外にかご罠という表現ではなくて、囲い罠、屋根がない状態の罠でしたら、自分の園地に限り、狩猟期間以外にそれができる。狩猟期間はできないということです。

○6番（勝山浩平君）

免許取得、また猟具、猟師道具、今後対応を検討していくということでありましたけれども、農家によってはもう思い切って自分で免許を取って、自分の畑は自分で自己防衛、自分で罠を仕掛けて守ろうという農家さんも、最近多くなっていると聞いておりますが、そういった声は聞いていませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

やはり去年から今年にかけて、いろんな多くの被害がありましたので、農家の方が今年の新規の狩猟免許を取得希望の方で、今年は多くて、普通二、三名でございますが、7名の方が申請をしている状況でございます。そのうち自分で農業をして、自分の園地は自分で守るという方もいらっしゃいますので、実際、狩猟というのは勤めをしている方ではなくて、農業をしている方が一番狩猟も、駆除も効率的にできるのではないかと考えておりますので、ぜひ農業をされている方については狩猟免許を取得して、園地を守っていただきたい。自分で守るほうが、ほかの猟友会の方に依頼するよりも真剣にやりますし、それを強く訴えていきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

そのためには、免許取得の助成、猟師道具の補助が必要だと思うんです。結構お金がかかりまして、免許取得は鹿児島県5,200円、更新料2,900円、網、罠、銃

5,200円、道具も高い。散弾銃、ライフル銃、安いほうで10万円。鉄砲、銃は、ライフル、家で保管するロッカー、安くて3万円、弾を保管する、安くて1万円。結構お金がかかるんですよ。ですから、農家が自分の農地を自分で守ろうと思っても、今回スモモが大変不作で収入もない中で、なかなか自己資金で免許を取る、道具を買うというのは難しい経済的な状況がありますので、本当に正念場、スモモに関しては、単価にもつながっていく。ですから、今回思い切って助成、補助をやるべきじゃないかということです。やっぱり鳥獣被害は全国的にあって、助成、補助を行っているところもあります。調査をしていただいて、いくらか分でも、今後対応を検討しているところ、今後考えたいじゃなくて、今期やることに意味があると思いますけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

狩猟免許への助成につきましては、何年か前から考えておりまして、確かに実施している市町村もございますが、村長の答弁にもありましたが、捕獲従事者の収入が余りにも多くて、助成する必要がないんじゃないかということで、助成を見合わせているということもございます。しかし、村長の答弁にもあったように、やっぱり数がないと有効的な駆除ができませんので、新規の取得者については、引き続き助成について検討したいというふうに考えておるところでございます。

また、以前は狩猟の道具と罠に限れば、ワイヤーと棒だけだったんですが、最近ではもう狩猟道具が売られておりまして、それがかなり高いと聞いております。そのへんにつきましても、また取得を併せて検討していきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

その狩猟者の所得の向上も大事ですけども、繰り返しますけれども、農業被害を守るために、農家が自分たちで取り組んでいきたいという意欲は今あるので、危機、正念場でもありますから、ぜひ前向きに検討していただきたいと望みます。

政治倫理に移りますけれども、昨年からは議員や住民から審査請求がありまして、2回会合を開いて、違反状態にあるというような結果が出たこともありますが、その際に村民が感じたのは、倫理条例というのが十分浸透していなかったために、議会内の勢力争い、議員同士のけんかと思われたところが多々あったんですね。それはなぜかということ、議会は諮問機関をもっている、相談役をもっていない、議会として。ですから、議員だけで委員を決めて協議をしてきたわけですけども、大和村で政治倫理条例を制定をしたら、村は諮問機関をもてる。特に弁護士とか税理士とかプロが入ってきます。正確な調査もできます。そういった体制を、今後必要

であれば、時期を見ながら検討したいということでありましたけれども、なるべく早くそういった不正を疑うんじゃないかと、私たちは自分たちの立場を活用して、悪いことはしていませんよという証明をするための条例なんですね。なるべく早く制定に向けて進めていくべきではないですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは議員のおっしゃるように、これは政治倫理条例は各全市町村が条例制定をするわけじゃございません。必要なところで整備がなされるということですので、議会は議会、行政は行政で、必要なときに我々は制定が時期が来たらしなければならぬだろうということですので、それは襟を正してやるのは当たり前前のことです。倫理条例がなくても我々は規律を守ってしていくべきだろうと。公正に公平に進めていくのは、これは当たり前のごとでございますので、今回の議会の皆さんの倫理条例の内容は、議会同士の我々はトラブルかもわかりませんが、それはそれとして我々としては受け止めながら、また私たちに必要なものであれば、我々としては制定をしていかなければならぬだろうという思いでございます。

○6番（勝山浩平君）

村長、議員同士のトラブルが原因じゃないんですよ。住民から疑惑があるんじゃないかという審査請求が上がってきたんです。それで開かれたものであって、もともとそこにトラブルがあったわけではありません。

すごい、今懸念をしているのが、2日前の、今の議員条例の削除、一部改正、9条の2項、村長が違反をしている業者とは契約をしてはいけないという内容のものを削除になりました。そこですごい私は懸念をしているのが、例えば、今後また住民審査請求が上がってきて、委員会が開かれて、違反とみなされました。それでも、審査会が違反とみなした業者と村長は契約を結びますか。

○副村長（泉 有智君）

ちょっと今の質問は意味がわかりませんが、9条2項の削除ということで一部改正がなされましたので、私どもとしては審査会議が違反と出したときであっても、その9条2項が適用されませんので、そのような解釈になるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

副村長、そのような解釈というのは、例えば審査会が開かれて違反とみなされても、契約は結びますということですか。

○副村長（泉 有智君）

契約を締結してはならないというのは9条2項にありましたので、それがないわけですので、倫理審査会の内容がどのようなものかわかりませんが、倫理審査会が違反と、その倫理審査会が違反というのも、3条の違反なのか、4条の違反なのかとか、いろいろありますけれども、我々の今の倫理条例の中では村に対する義務付け事項はないというふうに認識しております。

○6番（勝山浩平君）

わかりやすくお願いします。契約を結びますということですね。

○副村長（泉 有智君）

そうなると思います。

○6番（勝山浩平君）

そこで本当に心配をしているのは、契約を結びました、もしその後、住民から訴えがあった、住民監査請求が上がってきた、その後に住民訴訟が起こった場合に、誰が責任を取るんですか。あの情報があるお陰で、執行部がこの条項で契約してはいけませんから、私たちは契約しなかったんですよという反論ができますけれども、あれがなくなっていたら、この責任は誰が取るんですか。

○副村長（泉 有智君）

住民監査請求があれば、監査のほうで審査をして、その結果によっては住民訴訟に発展するのかわかりませんが、この倫理条例のこの9条2項がある段階においても、仮に今回そのままいけば、また逆にその業者からなり訴えがなされる恐れもあるわけでありまして、それはそれで結果論、そのときはそのときで対応するということになるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

本当にあれは執行部を守るための法的拘束力を唯一持っている条項でしたけれども、執行部を守るためのものでもあったと、私は解釈をしております。この間、議事進行にも問題がありましたし、そういった観点でも、ざる漏れする削除。また、村長、執行部を守るためでもあったんですけども、村長、再議に付して、もう一回、村長のほうでできますか。

○副村長（泉 有智君）

その御質問と、その前段として、執行部を守るためのものだったというお話ですけども、逆に言えば、それは9条2項を適用したことによって、逆に民間会社から訴えられることもあり得るといふことの、先ほど説明したわけではありますが、そうなりますと、別に執行部を守るわけではなくて、どこかから訴えが来る可能性も

あります、9条2項が生きたままであってもですね。9条2項が削除されたり、今おっしゃるように、住民監査請求がどうのこうのという話になれば、その可能性としてはどの立場であっても、可能性としてはあるというふうに理解しておりまして、我々としては倫理条例に基づいた、その規定に基づいた対応をしていくということになります。

○6番（勝山浩平君）

では、わかりました。訴えがあったら、そのときはそのときで考えますよということだと思いますけれども、もしもの話ですよ。この条項がなくなったので、食い止めるものがなくなってしまった。拘束力を持ったのがなくなってしまって、ざる法になってしまいましたけれども、ざる法になった条例があることに対して、どう思いますか。

○副村長（泉 有智君）

この9条2項が有るか無しか、このことについては、その制定のときにも皆さんと議論させてもらいましたけれども、私どももそれについては弁護士の話も聞いて、そして9条2項があることが、今、ざる法とおっしゃいましたけれども、それが無いことがざる法になるのかどうか、ちょっと私には理解できないところです。

○6番（勝山浩平君）

本当にちょっと、こないだの件は残念なんですけど、ですけど大和村として必要な時期に来ていると思うんですよね。こういった経緯がありました。議会の紛糾もありましたし、村民も納得していない方は多いと思います。ですから、早めに条例制定に向けての協議をしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほどから私が答弁させていただいておりますとおり、やっぱり倫理条例が必要であれば、我々も時期を見ながら、必要として作らなければならない。それは議会、村は村として、我々は進めさせていただきたいということでございます。

○6番（勝山浩平君）

平成27年に議会議員条例ができて、そのときの答弁でも、壇上で申し上げましたとおり、私たちが作っていかなければいけないと答弁されているんですよ。あれから6年ほどたっています。1回でも協議したことがありますか。協議したことがなければ、これからでもやっていくべきじゃないですか。

○村長（伊集院 幼君）

そのときの答弁は、進めなければならないということは、語尾でございまして、

前段では、庁内で議論をさせた中で進めなければならないという、私は答弁をさせていただきます。我々も庁内の中で、この倫理条例について、少なからず皆さんが条例を作るときに、我々も勉強させていただきましたけど、その内容の理解が不十分であったというのは、我々も反省をしながら、今どこで、この条例を制定するのかということも、我々もまたそのときからの年数がたちましたけれども、勉強、学んだのはつい最近でございまして、それを我々としてもしっかり、どういう形で作り上げていくかというのは、やっぱり庁内でもう一度、我々も議論する中で必要な時期に制定をしなければならないだろうということでございます。

○6番（勝山浩平君）

政治倫理、ちょっと次回またいろいろ質問させてもらいたいと思います。

幼児教育、せっかく出してあって、もう時間がなくなってしまうて申し訳ないんですけど、早川課長、幼児教育には取り組んでいきたいということによろしいですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

幼児教育は、先ほど村長の答弁にありましたように、広い意味で地域・家庭、一体となってという意味での幼児教育というふうな捉えますと、それは当然必要なことであり、より良い環境を整えるということは必要であるというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

第2期の子ども・子育て支援事業計画にも幼児教育が盛り込まれておりまして、教育・保育の質の向上、研修の充実等とありますけれども、たまたま企画観光課が行っているネット塾の会社が、幼児教育にも取り組んでいるんですね。ですから、まずは幼児教育といってもピンときませんから、保育士や保護者を交えて、ネット塾の関係者を、幼児教育のプロを招いて研修会でも開いていただけませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

幼児教育というのは、広義という意味で、その中でいろいろな教材という意味において、今おっしゃられたネット塾のそういう分野があるというふうに思っています。そういったことも含めまして、現在、アンケートを実施しておりますけれども、教材を使うのであれば、どのような教材が必要であるかということも含めまして、保護者あるいは保育士、一緒に協議をして、そのあたりも考えていきたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午後は13時15分から開会いたします。

-----○-----
休憩 午前 11時58分
再開 午後 1時15分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆様、こんにちは。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております一般質問に入る前に、一言、御挨拶を申し上げます。

去る5月24日執行されました大和村議会議員選挙におきまして、多くの村民の御支持をいただき、2期目の当選をさせていただきました。これも一重に村民各位の温かい御支援・御理解のたまものだと心より感謝申し上げます。これからの4年間、私に寄せられた御期待に添うべく、村民目線に立ち、村民の皆様方が安心して安全に暮らせる村づくりを目指すとともに、本村に課せられた課題に、村当局の皆様方並びに同僚議員の皆様方と一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御指導・御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

それでは、通告しております2点ほど質問いたします。

まず1点目は、村税等の滞納整理について、一般会計歳入の約82%を依存財源に頼る本村において、自主財源の確保は必要不可欠なものであります。毎年、改善策が求められている村税及び国保税の滞納対策については、担当課職員で計画的な徴収対策に取り組み、結果、全体的に減少している。また、県内市町村税の徴収率においては、本村は鹿児島県43市町村の中で、平成29年度、そして平成30年度と、1位であったことは、職員の皆様方の努力の結果であり、敬意を表したいと思います。

しかし一方、住宅使用料の滞納額については、未だ1,000万円台を超えていることは、極めて問題である。ここ数年の住宅使用料の滞納額を見ますと、平成27年度

1,117万円、平成28年度1,095万円、平成29年度1,046万円、平成30年度1,078万円となっているのが現状である。住宅使用料の滞納整理については、職員の徴収努力も評価したいと思われるが、徴収が低迷していることは好ましくありません。納税については、憲法でうたわれているとおり、基本中の基本であります。村内の住宅に移住する方々より、不平不満の声が上がらないよう、滞納者の方々に責任の重大さを認識していただき、納入への働きかけをしていただきたいと思います。また、今後、さらに適正な法的措置を含め、新たな徴収対策方法も講じる必要もあると考えられるが、本年、どのような方針をもって取り組まれていかれるのか、村長の答弁を求めます。

2点目は、防災対策についてお伺いいたします。災害時、特に台風等による避難施設、各集落公民館において、新型コロナウイルス感染者がもしおられた場合の対応策はどのようになっているのか。

次に、非常食、備蓄品の各集落への配置は必要と考えられるが、当局の考えは。

近年、災害が多様化・大規模化する中、自主防災組織や消防団は重要な役割を果たしております。村民の生命を守る上でも、さらなる自主防災組織機能の向上、消防団員の確保は必要であると考えられるが、今後どのような対策をお考えなのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の村税等の滞納整理についての御質問でございますが、現在は総務課、住民税務課、保健福祉課の3課におきまして、それぞれ臨戸徴収や納付誓約等によります収納の努力をしているところでもあり、前年度比で収納率が向上している部分もございますが、全体的な滞納状況がなかなか解消されない状況にあります。しかし、村税につきましては、年に4回の預貯金の調査や会社への給与照会により、状況を把握することで、計画的な徴収にあたっているところでもございます。

そのような中で、鹿児島県内における徴収率に関しましては、県内トップの成績を収めておりますが、今後はさらに差し押さえ等の強化や、搜索及び本人が所有する車両のタイヤロックを実施することなどで、滞納繰越分も含めた徴収率の向上に努めるとともに、徴収率の目標を明確に設定をいたしまして、対前年度比をクリア

できるように取り組みを進めていきたいと思います。取る、押さえる、落とす等を的確に見極めながら、業務推進を図っていきたくと考えております。

そのほか、住宅使用料につきましては、平成30年度の現年分使用料における徴収率が95.83%、令和元年度の現年度分における徴収率が96.67%と、現年度分の徴収状況は上昇している現状でございます。これは、これ以上、滞納世帯を増やさないように、現年度分の徴収を重点的に行いながら、過年度分への滞納額を増やさない努力をしてきた結果でもございます。しかしながら、かなりの分につきましては前年度における新築住宅の建設や空き家改修等による住宅戸数の増加や、職員の徴収不足によりまして、平成29年度末に1,045万6,000円であったものが、令和元年度末には1,126万円と、2年間で約80万円増える結果となってしまいました。これは誠に遺憾に思っているところでもございます。これまで、議員の皆様から御指摘をいただいているこの滞納につきまして、我々も今の状態ではなかなか解消に向かっていかないのではないかという思いをもっているところでもございます。抜本的な取り組みの対象を、今後、庁舎内で検討を進める中で、我々も改善に向けて取り組みをしていきたいというふうに思います。

また、滞納者の中には、障がい者等があることにより、自分だけでは適切な家計運営ができない方も見受けられることから、生活困窮者のための自立相談機関等とも連携を図り、訪問等を実施するとともに、今後の対策といたしましては、住宅使用料の収納業務につきまして、これまでほかの業務と兼務をしておりました住宅管理担当が今年は1名の専属徴収員を配置し、計画的な臨戸訪問により徴収及び面談を図りながら、新たな滞納者を発生させないように努力いたしますとともに、滞納者のこれまでの交渉記録の分析や連帯保証人の見直しを図りながら、過年度滞納額の減額に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の防災対策につきましての1番目の避難施設において新型コロナウイルス感染者がおられた場合の対策についての御質問でございますが、まず避難所の開設につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示と、災害の恐れのある種別によりまして、段階的に発令をすることとなっております。今回の新型コロナウイルス関連に伴い、国や県から避難所における運営のあり方について、通知がなされている現状でございます。中には大きな避難所での運営のあり方についての情報もあり、村の現状に合った対応を図るため、庁舎内におきまして協議を行ったところでもございます。内容といたしましては、万が一、避難指示等の強い発令がなされた場合には、コロナ感染の疑いのある方であっても、自宅にとどまることはさ

せずに、搬送を防災センター2階和室に搬送することとし、その方の管理を保健師で行うことや、現在、各集落避難所には手指消毒液を配布済みであり、施設内のゾーニングの確保のための間仕切り等も村のほうで備蓄済みでございます。今後は、コロナ対策を踏まえた避難の考え方や避難所運営のあり方について、全戸にチラシによる周知も図っていきたいと思っております。

次に、2番目の非常食備蓄品の各集落への配布についての御質問でございますが、以前の予算委員会等でも御意見がございました。平成30年8月27日と9月27日の2回の事務嘱託委員会におきまして、備蓄品の各集落への配置につきまして、協議をさせていただいた経緯がございます。そこでは、各集落における備蓄品の管理責任のこともございまして、有事の際には役場から配布してほしいとのことで話がまとっており、現状としまして、防災センターにて食材や保存水をはじめとする備蓄品の備蓄を管理しております。村といたしましては、各集落に備蓄品を配備し、その管理を行政が行うことは考えておらず、自主防災組織における集落全体の防災意識の向上のもと、管理していただけるものであれば、備蓄品の設置を対応していきたいと考えておりますので、再度、事務嘱託員の皆さんへ確認を取っていきたいと思っております。

次に、3番目の自主防災組織の機能向上及び消防団員の欠員確保についての御質問でございますが、自主防災組織の機能向上に関しましては、平成17年から18年にかけて、一度、各集落において組織づくりをしていただきました。その規約が更新できていない状況がありまして、昨年9月27日の事務嘱託委員会におきまして、最新の規約作りをお願いした状況でございます。そのような中で、3集落におきましては、平成30年度から令和元年度にかけての自主防災組織における規約の提出をいただきまして把握している状況でございます。また、昨年の11月に実施いたしました村の防災避難訓練におきましても、避難訓練後、各集落民を対象に各公民館におきまして、消防団を中心に危険箇所の把握や自主防災組織に対する意識づけを行うことで、組織のあり方について検討をしていただいております。今後、新たな規約作りにつきましても、事務嘱託員の皆さんや、消防団員の協力を得ながら、地域の実情に応じた集落ごとの規約を作成していただくとともに、昨年10月に奄美市にて実施をされました防災リーダー研修会などの周知を行い、参加していただくことで自主防災組織の機能向上を図っていきたいと思います。

次に、消防団員の欠員確保につきまして、消防団員の条例定数として、団長、副団長を含め52名となっております。令和2年6月の団員の状況といたしまして、

在籍数は48名であり、現在4名の欠員となっております。欠員の内訳といたしましては、大棚、大金久集落における第3分団が1名の欠員、戸円・名音集落における第4分団が1名、志戸勘・今里集落における第5分団が2名の欠員となっております。消防団員の確保につきましては、以前は退団される方が補充員の確保に当たっていましたが、現在は地元消防団員及び消防分駐所並びに事務嘱託員の協力を得ながら、団員の確保に努めている状況でございます。

また、村職員や会計年度任用職員もあわせると14名が在籍をしている状況でございます。第3分団の1名欠員に対しましては、現在保留の方もいる状況でございます。今後とも関係機関の協力を得ながら団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

村長から、ただいますべて僕が質問しようということを、すべて答えていただきましたので、それぞれの住民税務課長と保健福祉課、総務課長。先ほど、総務課長の住宅のあれまで、令和元年度の教えていただきましたので、村税ですか、それぞれの課で徴収率が令和元年度見込みというか、3月いっぱい令和元年は終わっていますので、毎年9月に決算審議しますが、前年度は大体どれぐらいの徴収率が、何パーセント取れているか、お聞きしたいと思います。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和元年度につきましては、村県民税は現年度滞納分あわせて99.57%でございます。法人税につきましては、100%でございます。固定資産税につきましては、同じく現年滞納分あわせて98.34%でございます。軽自動車は同じく99.14%であります。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保健福祉課のほうでは、国民健康保険、それから介護保険、後期高齢者医療の3つをもっておりますけれども、いずれも国民健康保険につきましては95.8%、介護につきましては99.8%、後期につきましては100%、いずれも前年度を上回っている状況でございます。

○総務課長（政村勇二君）

住宅使用料につきましては、まず徴収率の前に平成27年度から平成31年度まで、先ほど村長の答弁でもございました管理戸数の増減もでございます。調定額は平成27

年度でいいますと3,618万5,000円に対しまして、当時の現年度分の徴収率が92.52%でございました。昨年度、令和元年度末の調定額は4,202万7,500円、それに対しまして、現年度分の徴収率といたしましては96.95%でございます。ただし、先ほど答弁でもございましたが、その現年度と過年度分をあわせた滞納額に対する徴収率といたしましては、平成27年度が96.65%であったものが、平成29年度には最高79.11%から、平成30年度の78.77%、令和元年度には78.67%、これは現年度、過年度とあわせた徴収率、数字となっております。

○2番（前田清和君）

本当、それぞれの課で職員が一生懸命にやって徴収率、本当に住民税務課、保健福祉課、98%、95%と、ほとんど素晴らしい徴収率で本当に御苦労様です。

住宅滞納についてですが、本当に大変厳しい中、担当職員も頑張っておられます。僕が今日聞こうと思っていたのは、滞納整備にあたっての職員の体制がどうかかなと思って、兼務でやるとどうしても自分の仕事をしながらの滞納に努めますから、そこまで本当一生懸命できないんじゃないかな。それであれば、専属で滞納整理にあたる職員を付けたらということを考えていましたが、村長の方から先ほど答弁がございましたので、これも一つのいい改革だというふうに思っております。

総務課長、大和村は4万円以上は、本当にありがたいことで高額所得者には、4万円以上は役場に助成していただいているんですけど、税所得住宅、村営住宅、一番最低の金額はおいくらですか。

○総務課長（政村勇二君）

すみません。一番最低の金額は、大変申し訳ございません、資料を持ち合わせておりません、1万円台ではあると思っております。4万円以上の方に関しまして、単独での助成もしている中で、その世帯に関しましては、令和元年度も人数は上がっている状況でありまして、1世帯だけはやはりそういった助成をしても滞納者が1世帯ございます。そういった中で踏まえまして、やはり助成制度がある中で、1年間分丸々滞納しているわけではなくて、現年度分の数カ月が滞納として残っております。そこに関しましては、やはり4万円を超えた額、数ヶ月滞納額として残っている状況でございます。

○2番（前田清和君）

抜本的な改革ということで、今回新しく専属で付けていただけるということがありましたが、この間、総務課長にお伺いしたら、住宅に入居する際には連帯保証人というのが2人付けますか。その方々に、もし滞納されたら連帯保証人の方々にも

しっかりと責任を負ってもらおうという意味でやっているんですけど、聞いたら連帯保証人がいない方もおられるということで、ちょっと私は聞いてびっくりしたんですけど、その連帯保証人がいない方は、亡くなられた、もう次、じゃあもう連帯保証人になる方がいないということで、当局、行政はそれで済ませていいのか。もし今、住居されている方がもし本当に払えなくて、じゃあそのまま例えばもう亡くなってしまったとか、例えばもう夜中逃げたりとか、そういう方がもしもおられた場合、じゃあ誰が責任取るんでしょうね。やはり連帯保証人というのは、もしそれが2人のうち1人でもいなかった場合は、必ずその住んでいる方としっかり話をして、必ずどなたか付けてくださいよという、それぐらいやっぱり強く言わないと、連帯保証人がいなければいけないで、ああ大和村は住宅に別に住めるんだ、滞納をしても誰も責任取らないんだって思われないかなとちょっと思ったんですが、この保証人について、今後ちょっともう少し考えていただけたらと、工夫してもらったほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

その連帯保証人に関しましては、現在、こちらは管理している村営住宅、定住促進住宅をあわせると、184戸ございます。その中で保証人が死亡された方が、調べますと26名いらっしゃる中で、現在、25戸の世帯が保証人がいない状況が事実でございます。その中で、やはり現在の滞納者の保証人がいない方は3戸ございまして、その3世帯に関しましては、現在、計画的に払っているからいいというわけではないんですが、1世帯に関しましては、滞納者でありながら計画的に収納していただいている状況でございます。3戸のうち1戸に関しましては、親族のほうにもお話いたしました。ただ、まだ保証人になるというところまでの回答はいただけない状況でございます。

そういった中で、昨年度から民法の改正の中で、高齢者が全国的に入居が困難だということから、保証人を除く動きがございますが、それはやはり大和村の現状といたしましても、保証人がない状況で、先ほども申し上げました1,000万円余りの滞納があるというところでは、やはり保証人を付けた上で住宅入居を、新しく入る方にはやってほしいというふうに思っております。先ほど申し上げました25戸のその保証人がいない方につきましても、今年度、また専属の徴収員も配置した中で、どういった形でまた保証人をやっていけるのか、そういった滞納者に関しましては、現在、督促を300件余り、催促を200件余りしている中で、そういったことも踏まえまして、それでもなかなか動きがないようであれば、法的措置も考える上で、まず

は本人にも強く、計画を立てながら、指導しながら、あえてそれプラス、その連帯保証人の件につきましても、面談等を行いながら、確保していければというふうに思っております。

○2番（前田清和君）

大変ありがとうございます。

この25戸、そのうち3戸が滞納者という方で、それでも25戸、保証人がいないという現状はやはりこれは早急にやっぱり検討していただいて、ほかの市町村に聞いたら、どう思われるかわかりませんが、必ず保証人を早急に立ててもらえるように、職員頑張ってやっていただきたいというふうに思います。でも、実際、やはりこの平成27年度の、平成30年度、そして平成30年度より令和元年度は滞納額が増えたという事実は変わりませんので、しっかりとまた今年度、職員一丸となって少しでも滞納額が減らせるように頑張りたいというふうに思います。

それでは、次に防災対策ですけど、今、本当このコロナウイルス対策で、本当に社会が、そしてこの日常が大きく変化してきております。特にこの大島においては、これから台風シーズンを迎えます。ここ2、3年大きな台風の被害もなく、本当に来ているわけですけど、やはり台風はいつ大きなのが来るかもわかりません。その際、避難所というのは各集落の公民館が避難場所になっております。この新型コロナウイルス、島外外出もオープンになって、もう内地から観光客がぼちぼち奄美のほうにも来られているように思います。その中で、いつまた誰が感染するかもわかりません。そうしたときに、医療体制の乏しい、この奄美大島でもしそうなったときには、本当に医療崩壊じゃないですけど、命に関わる大きな感染症だと思っております。まず、そのためには一人ひとりがしっかりとコロナウイルスに対して意識をして、うがい、手洗いの徹底、マスクの着用などを心掛けて、1日を新しい生活様式でやっていかなければいけないんだというふうに読ませていただきます。その際に、もし大和村、台風の時、大和村に感染者が出たと、そういうときに公民館に避難ができないということで、先ほど村長からは防災センターの2階を利用させていただくと。それを搬送という形でさせていただくというお話をいただいたんですが、もし防災センターだけでは、例えば入りきれないという状況になったときには、次どういう対策を取られますか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、コロナの疑いのある方に関しては、防災センターに搬送すると。もうコロナの感染者とはっきりわかっている方に関しましては、そういった方は前回の消防

本部のほうでその医療機関へ搬送するというこの取り決めもなされているようでございまして、あくまでも防災センターに搬送する場合には、コロナの疑いのある方に関しまして、職員のほうで搬送して隔離をして対応を図っていきたいというところでもございました。

それと、そういった疑いの方がどういった症状がコロナの疑いになるかというところの正しい知識を持ってもらうためにも、先ほど村長の答弁にもございました、チラシを配布して、こういった疑いのある方は、まず避難する前に役場のほうに電話をいただきたいというところを周知していきたいというふうに思います。ただ、先ほど前田議員からありました、そういった疑いのある方が多数いた場合、今現在、今年の2月に地域防災計画というのを作成させていただきました。そういった中では、村内25カ所、それは集落の公民館、そして公共施設等を踏まえて、避難所として指定させていただいております。その中での収容人数を考えますと、これは床面積2平米を1名として換算している状況ではあるんですが、その中では各集落公民館11カ所あわせて、それでも840名、各学校の体育館、これは分校も含んだ場合、それを2平米で計算いたしますと、3,424名で、戸円の避難所が36名、現在使用はできていないんですけども、防災センターであったり、役場産業振興センターの2階をあわせると1,104名が、これからまた収容人数として増える可能性はあるんですけども、それをそのままいきますと、合計で5,400名収容できることになるんですが、これは先ほど算定基準でも申し上げました2平米が基準となりますので、間違いなく3密状態になるという恐れもあります。そういった中では、可能性があるとするれば、やはり大きな体育館を主に、こちらは先ほど答弁でもありました備蓄品の中に延長8メートルの間仕切り、これは各部屋といいますか、片方2メートル、2メートルの両方向に部屋になるようなものがカーテン状に間仕切りもできるようなものを備蓄しておりますので、そういったものも使いながら、ゾーニングをした中で村の体育館等を利用して、ゾーニングとまた一般の人たちを避難させる場所との距離をおいたりとか、そういった対応を図りながら対応していきたいというふうに思います。

○2番（前田清和君）

村内で25カ所のコロナに対しての避難所ということを確認しているということで、大変うれしく思います。

それで、関連なんですけど、その学校の体育館とか公民館とか、そういうふうになって、これがもし台風のときに、もしそういう方々がおられたときに、この非常

食、備蓄品というのが、役場の職員がわざわざ防災センターから配達するよりは、各集落、例えば各集落の区長さんが、前向きじゃないというのであれば、各学校、大棚の学校なんかも今、児童生徒8名で、教室のあちこち空いています。使っていない教室がたくさんあるんですよ。そういうところに備蓄するという方法もあると思うんですよ。そこらへんは教育委員会がどう対応させるかわかりませんが、先ほど課長は、自主防災組織と一回話をした、この備蓄品に関しては管理をしていただければ、していくとお話があったんですけど、ただこれは各集落いろんな意向があると思うんですよ。いや、うちの公民館は小さいから、備蓄なんか要らない。役場の職員が運んでくださいよと。それはそれでいいけど、もし、2、3日前の県道79号線、崖崩れでしたよね。あの日は夜中11時前ぐらい、10時半ぐらいに崩れて、その次の日の夕方6時まで通行止めでしたよね。あれがもし例えば集落集落の間で通行止めになったときに、やはり職員がわざわざ山を登って遠回りをして運ぶよりは、各集落にきちっとあれば、その集落で対応できると思うんですよ。ただその置く場所、保管場所がないということで、何か、いや、いいですとなっていますが、これは防災面に関していえば、やはり備蓄品というのは備蓄しているだけかもしれませんが、その場所その場所になれば何の効果もないんじゃないかなと、常々僕は思っているんですよ。ですから、集落によって違いますが、じゃあ私たちの集落は備蓄しますよと、非常食を置きますよと、そういうところがあれば、随時、そういう集落からしっかり非常食、備蓄品を設置していくという形とかもあるんですよ。そこをぜひ検討していただきたい。これから台風シーズンもありますし、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

備蓄品に関しましては、自主防災組織の機能向上の件もございしますが、2年間にわたって事務嘱託員の方がその搬送は現場でお願いしますということも確かにございました。その中で、今回また3集落において事務嘱託員の方が改選された経緯もございしますので、もちろん集落によってその自主防災組織の大きい集落、小さい集落、それは規約作りもあわせてなんですけれども、そういったところで必要性があるであれば、我々はその集落で管理していただいたほうが、我々も助かる部分もございします。そういった旨を踏まえまして、管理するときは必ず集落の自主防災組織で管理していただくという前提であれば、全然こちらのほうから配備することも可能ではございます。

○2番（前田清和君）

ぜひ各集落の事務嘱託員の方々ともう一度話し合いをして、そういう集落があれば、まずはできるところから設置をしていただくようお願いをしたいと思います。

最後に、この自主防災、先ほどから出ていますけど、機能と消防の欠員、9月にもちょっとお伺いしたんですけど、やはりまだ4名欠員が出ています。やはり、各集落において定員を満たしているところはいいですが、1名、2名おられないところというのは、やはり高齢者のお年寄り災害とかそういう台風とか、そういうときに消防団がすごい頼りになるんですよ。自主防災もちろん、各集落ありますけど、やはり自主防災では消防団の方々に来てもらいたい、消防団の人に公民館まで連れて行ってもらいたいという声が、すごいやっぱり住民の方々が多いので、やはり本当に消防団確保は大変だと思うんですが、何とか早めに確保できるように、頑張ってくださいと思います。

それと、自主防災組織ですよ、機能が、平成25年でしたか、もっと早くできていましたかね。平成18年ですね。それからもう十四、五年、一応自主防災組織という形で防災訓練とあわせて、活動とかそういう訓練、先ほど総務課長が言っていましたけど、各集落によって自主防災組織も何かいろいろ違うみたいですね。区長さんを中心にやっている自主防災、大きい集落は壮年団、婦人会を中心にしている自主防災組織、それはやっぱり先ほど言ったように、集落の大きさによっていろいろやり方は違うと思うんですが、何かの自主防災の、大綱を言ったらちょっと悪いんですけど、機能してないのがちょっと見えるんですよ。何か一応自主防災という組織図を作っているんですけど、台風時とか、公民館に避難したときに、なかなかそれが本当に機能しているのかなという部分が、皆さんは、いや、ちゃんとしてるよと言うかもしれませんが、そういうのを感じてちょっと気になるんですね。総務課長、どう思いますか。自主防災組織はちゃんとできていると思いますか。

○総務課長（政村勇二君）

その自主防災組織に関しましては、現在、3集落において、その組織の規約が出てきております。中にはやはり救護班とか消火班とか、いろいろ班に分けたところで名前を、名簿を入れてきている集落もあって、小さい集落によりますと、そういった班分けしたものに関しましては、あて職としてあてているというところもございます。それは、先ほど言いました集落の大きさによって、そういったやり方もあろうかと思います。

自主防災組織の考え方といたしましては、やはり地域の地形であったり、例えば要救助が必要な方の把握であったり、もちろんこちらの民生委員とかでも把握はし

てはいるんですけども、そういった人たちをどういうふうに搬送するかというところなども考慮しなければならぬというふうに思っております。その地形といいますのも、土砂災害であったり、午前中の一般質問でもありました河川の氾濫とかになる、そういった恐れがあるものもあるというところは、やはり地域の方たちが一番わかっていると私は思っております。そういった中で、やはり地域の方たちが主導になってやっていただくための研修といいますか、勉強会といいますか、そういった形での昨年の11月の避難訓練後の消防団を使った自主防災組織の話をしてくださいということで、全集落ではありませんが、その自主防災組織がなされていない集落では消防団を使ってそういった話をさせていただいております。そういった日頃の訓練といいますか、考え方、そういった周知事項が自分たちの集落は自分たちで守るというふうな自主防災組織の目的にある本当の形になっていけばと思いますので、そういった周知をまた消防団等、また分駐所、そういったものを利用してながら周知を図って地域自主防災組織の向上につなげていければというふうに思っております。

○2番（前田清和君）

総務課長、大変心強いお言葉、ありがとうございました。

しっかりとまた頑張って、やっぱり集落の命は、集落を守ると。小さな村ですから、本当に高齢者の65歳が40%を超えました。お年寄りばかりです。そういう方々がいざ災害があったときに、助けるのは地元の人しかないんですよ。その地元の若い人らにしっかりと自分たちの島を守るんだという、その気持ちをもっていたらいいような、そういう組織づくりにできるよう頑張っていたらいいと思います。

最後に1点、ちょっと関係ないんですが、2、3日前に国道79号線が夜中10時半過ぎぐらいですか、崩れたということで、僕はその晩の11時頃に聞いたんですよ。総務課長は、その崩れたとき、電話の一報とかがあったんですか。

○総務課長（政村勇二君）

電話は、大島地区消防組合本部を通して分駐所のほうから私のほうに一報がございまして、また職員のほうからも電話がございました。

○2番（前田清和君）

総務課長は、そういうとき、災害ということで、もちろん村長が責任を取っているという指示を出すと思うんですけど、朝方、防災無線が7時にありましたよね、通行止めですと。7時だったと思うんですよ。実際、大和村から名瀬に仕事に行か

れる方は、もう7時ではみんな名瀬に向かっている方もたくさんおられます。みんな、防災無線を聞いてない方は、もう6時過ぎに行つて、あそこまで行つてUターンして、また宇検廻りしているんですよ。防災無線というのは必ず7時に流さなあかんのじゃないと思うですよ。いや、それは多分寝ている方がおられるから、7時ぐらいに防災無線で通行止めですと言われたのか。例えば、今もう明るくなつていますし、朝行く人はもう6時過ぎには名瀬に向かつて行かれる方もおられます。わざわざ向こうまで行つて帰つて、また宇検村廻りしてというのであれば、その7時にこだわらず、早い時間でやはり村民に周知するというか、そういうサービスじゃないですけど、やっぱり早め早めにああいうのは村民にしっかり通知する、報告するというのも必要じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

その災害が起きまして、当日の12時過ぎまでかかりまして、確か防災無線は6時半と7時に設定しております。その6時半といますのも、ちょっと夜中の1時過ぎまでかかったんですが、6時の直行バスはあった中で、今現在、高校生とかによる課外授業もないというところをぎりぎり勘案しまして、6時半か、確か7時には流していると思ひますが。

○2番（前田清和君）

僕は、7時だったかなと思つていましたけど、大棚の子なんかは6時50分ぐらいにバスがありますから、多分それを聞かないでバスを待ってる子がおつたんですよ、7時頃に。そういうのもあったので、やはりそういう緊急性のある、災害とかそういうときには、やはり時間は関係ないと思うんですよ。やはり一村民に早く知らせる、何でもそういう、何かあったときは知らせるという体制をしっかりと持つて、防災面に関しては対応できるように頑張つていただきたいなというふうに思ひます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、7番、民文忠君に発言を許可いたします。

○7番（民 文忠君）

皆さん、こんにちは。

まず初めに、5月24日の選挙におきまして当選をさせていただき、本当にありがとうございます。この場をお借りして、御礼申し上げます。村民目線の政治、村民

のための政治を忘れることなく頑張ります。今後ともよろしく願いをいたします。

通告してあります3点について質問を行います。

まず初めに、緊急ベル対策について。平成21年12月議会の始まりから、ベル対策を広める思いで11年がたちました。11年前に高齢者は179人いました。平成21年度に一人暮らしの高齢者世帯に15台の緊急ベルを設置をしていただきました。大変喜ばれていたことを思い出します。また、村長からの答弁で、少しでも多くの高齢者が安心して暮らせる住みよい村づくりを目指していきますとの言葉をいただいております。ありがたい言葉です。村民の高齢者の孤独死、緊急時の頼みのベル、夫婦、家族で暮らしている方は、何も気にすることはないが、一人暮らしの高齢者はいつ何時、具合が悪くなるかわかりません。そのために緊急ベルの設置をお願いしているところです。何が災いしているのか、なかなか村民に浸透していない。ある集落では、緊急ベルのことも知らない集落がありました。村長、福祉課、区長、民生委員の力をもらいながら、緊急ベル推進と啓発活動をしていただきたい。大和村に長いこと生活して、村民のため頑張ってこられた人たちです。村民で各集落の皆で高齢者を見守っていくことをお願いします。

福祉課で緊急ベルのことを聞いてみたら、新しいタイプのベルの計画があるとのことでした。お尋ねしたいことは、いつから始まるのか、どのような方法で貸し出すのか、個人負担はいくらぐらいかかるのかをお尋ねをしたいと思います。

2点目に、戸円・名音の浄水場について。2020年6月9日、奄美新聞に、戸円・名音の浄水場内に除草剤が散布されたと記事がありました。2、3日前に噂を聞いていましたが、まさか飲料水の場所にいくら何でもそのようなことはないと思っていましたが、本当に戸円にも散布されていた。確認してきました。きれいに枯れています。なぜこのようなことが起きたのか、管理者が草刈りをするのがきついで、楽をするために除草剤を散布したことでしょう。あまりにも軽はずみな行動、水は命の水といわれるような大事なものです。水道料金や下水道使用料金を未納しても、止めることもできないようです。なぜなら、水は人間に大事なものだからです。誰の指導で散布したのか、いくら無害であろうとも、名音・戸円の住民は納得しませんよ。今後の対応策はどのように考えているのか。新聞で詫びているので、これで終わりなのか、この2点についてお尋ねをいたします。

3点目に、平成27年度に設定されました議会倫理条例について、倫理条例は議会議員の一人ひとりが襟を正し、村民に信用できる議会をつくるためと思います。3月議会におきまして、我々議員の中から条例違反に値するというで辞職をしな

ければならなくなりました。残念なことです。倫理条例違反に一番身に近くは、議員が土木関係の仕事のことで、建設課に行くことが疑いをもたれるところだと思います。議員の方々が仕事の関係で来たら、断るぐらいの勇気をもってほしいと思います。また、若い職員が困るような行動をしてはいけないと思います。職員を見守るのは、村長、副村長、あなた方ですよね。村民の中には、村長も副村長も建設課全員が、ある議員の片棒をもっているという言葉さえ聞こえます。これも長年付き合いしてきた杵柄だけれども、今は村の舵取り役、村民の目も気かけながらしないといけないと思います。昔のような政治を変えてみる気はないのか、断る勇気、また職員採用時に議員から頼まれたことはないのか、議員は自分が何とかするという議員がいるようですが、またあの議員に頼んだら施設等に入所も必ずできるよという言葉も聞いています。このようなことが政治倫理違反になると思います。

村長にお尋ねしたいことは、職員採用に議員が絡んできたら、断ることができるのか、建設業関係で来たら断ることができるのか、この2点についてお尋ねをいたします。

演台から終わりまして、また自席のほうから質問をしたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、民議員の御質問にお答えいたします。

1点目の緊急ベルについての御質問でございますが、緊急通報システムといたしまして平成21年度から事業を開始しており、これまで合計26名の利用登録がございまして、現在2名の方が登録をしております。システムの内容といたしましては、緊急時あるいは日常相談等の必要時にボタンを押すことで、まず緊急通報システムの会社につながり、そこから会社の担当者が状況を判断して、救急や、あらかじめ登録されました近隣の方などに連絡をするという仕組みでございます。実際にボタンを押して救急車利用につながった方の利用実績は、平成21年度から現在までの10年間で合計3回ということでございます。平成28年度からにつきましては利用がされておりません。利用減少の理由といたしましては、設置当初と比較いたしまして、携帯電話等を保有する割合が高まったことから、利用者が実際に何らかの連絡が必要な際には、携帯電話等で直接診療所や家族等に連絡をしていることがわかったところであります。

また、このシステムにつきましては、利用しなくても年間設置料が1台当たり約2万円発生すること、設置を希望してもシステム会社が島外にあることから、申し込みから設置までに2カ月程度要した事例もあることなどから、保健福祉課、診療

所、消防、社会福祉協議会等の関係機関におきまして、高齢者等の安心につながる別の形のシステムは考えられないのか見直しのための検討を行ったところでもございます。その結果、平成30年度以降につきましては、複数名で見守りを行うためのアプリ導入や、大きな音で異変を知らせる携帯用ブザーも活用いたしまして、希望者が無料で利用できるようにしているところでございます。特に見守りを行うためのアプリにつきましては、認知症による行方不明者の早期発見につながったり、精神疾患で状態が悪化した方の早期介入等によって、危険を防止できた事例が出るなどの効果が見られております。今後もいくつかのツールを組み合わせながら、本人が活用できそうなもの、保有することによる安心感ということも考慮しながら、安心につながる形を考えてまいりたいと思っております。

2点目の戸円・名音浄水場についての御質問でございますが、先日の6月9日に奄美新聞と南海日日新聞に掲載がされたところにつきましては、戸円浄水場敷地には2月中旬頃、名音浄水場敷地におきましては3月初旬頃に、除草剤が散布をされたということでございました。これは会計年度任用職員が、除草剤のラウンドアップの天然成分でできており、自然界の微生物によって分解されると聞き、独自の判断で安全であると思う中で、浄水場に使用したということでございました。このことは、これまで我々も確認をしてきたところでもございますが、今回初めてのケースで、報告もなかったわけでございます。この職員間の連絡・相談もなかった結果でございまして、体制の甘さを反省するところでもございます。連絡が入った後に、臨時の農薬検査も実施いたしました。検査結果におきましては、まあ基準以下の数値の結果であり、我々も安心をしたところでもございますが、今後、浄水場周辺におきましての取り扱いについては、十分気を配りながらやっていかなければならないというふうに考えておきまして、これまで国直から大棚までの浄水場におきましては、草が生えにくい防草マットの施工をさせていただいたところでもございまして、今年度、戸円から今里まで、防草マットの施工を順次進めていく予定でもございまして、この矢先にこういうことになったことにつきましては、軽はずみな行動であったということも含めて、我々も今一度、体制の取り方について慎重に我々も業務確認の仕方を検討していかなければならないと強く思ったところでもございます。そういう点において、戸円・名音集落民の皆様にも多大な御心配・御迷惑をおかけいたしましたことに、深く改めてお詫びを申し上げるところでもございます。当局といたしましては、決してあってはならないことでもございまして、二度と起こさないためにも、職員及び会計年度任用職員も含めて意識改革を行い、再発防止に

努めさせ、意思疎通の徹底を図り、安全で美味しい水道水の提供に今後はしっかり努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の倫理条例についての御質問でございますが、大和村議会政治倫理条例第1条の目的にありますとおり、議員の政治倫理に関することが規定をされているものでございまして、その内容につきましては、議員の皆さんが承知のことと思っております。質問の趣旨にありますように、職員の人事に関しましては、行政運営を進めていく中で、その職務経験や業務態度などを考慮して行うもので、一議員からの話によりまして人事を行うものでもございません。また、そのほか関係での主管課訪問につきましては、土木関係以外でも各課の施策についても、確認のため訪問されることもあるようではありますが、職員の職務執行を妨げるようなことや、情報漏洩になるようなことはないと思っております。我々もそのことに対しては、採用試験、人事異動並びにこの土木関係における行動につきましては、我々としていたしましては、しっかり疑いのないような行動は当たり前のことではございますので、今後、気を付けながら、我々もしっかりそのような疑いをもたれることがないように取り組みをしていきたいというふうに思っております。

また、そういう中では、この公的機関の施設入所におきましても、我々は一部の人の要望に沿ってできるものじゃございません。やはりこの必要な人、困っている人がいる中で、やはり見る方がいらっしゃらないとか、いろんな形の相談があるわけではございまして、そういう点につきましては、この施設の入所検討委員会等の開催の中で、困窮度、緊急性を見ながら、判定もさせていただいているところでもございます。私たちも、必要な検討もそれぞれこの中で公平・平等の考えのもとで、行政運営を進めていくことが大事であるというふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（民 文忠君）

今、村長からベルの件で、26名の登録者の中で、現在2名が登録しているということですので、そのベルの啓発活動は未だに一般村民に知られていないということ、私たちが議会報告会で回ったときに、そんなことなんか全然知らないよという集落が出てきたんですね。その啓発活動をこれからもしていただきたいと、そういう思いでおりますが、保健福祉課長、こういう計画などはしてないですかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員のおっしゃいました、26名中2名が増加ということではございませんで、過去に平成21年度からスタートしまして、これまでの合計が26名利用がございましたということです。そして、現在は2名の利用ということでございます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、この平成21年度からのシステムにつきましては、各関係機関で一応見直しを行っております。理由としましては、利用実績の減、それから個人がそれぞれ携帯を持つようになってきたことで、直接必要なときは必要な機関に連絡をするという状況がございましたので、平成21年度に導入しました、この緊急通報システムに代わる別のものはないかということで検討させていただいております。その結果、先ほどもございましたアプリの利用であるというのが一つと、それから防犯ブザーみたいなものですが、それを今活用させていただいております。その他につきましても、日ごろからもっとより良いものはないだろうかと、一つで完結するものはございませんけれども、何かないだろうかとということで、検討というものはずっと行っていると。常にアンテナを広げて考えているということでございます。

○7番（民 文忠君）

この緊急ベル、今、携帯とかアプリとかいうことを話しておりますけれども、年配の方なんかはアプリも携帯もなかなか使えないですね。子どもが家におったりする人なんかはいいかもしれないけれども、やっぱり一人暮らしのお年寄りの方は、いち早く簡単にできる方法がいいんじゃないかという思いでありますので。

福祉課長、この前も話を聞いたんですけども、簡単にできるベルなんかがあるという話も聞いたんですが、そういう見本なんかはないですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

アプリにつきましては、御本人が活用するというよりも、周囲の方が見守りを行うためにということで、比較的、日頃から見守りを行っている方々で利用させていただいております。

それから、携帯もだんだん保持される方が増えているとは思っていますけれども、やはり持っただけでも認知症とかが進んでくると、やっぱり使い方がわからなくなってくるという事例もございますので、より簡単にできるものはないかというのを探しております。

先ほど少し御紹介しました、その防犯ブザーみたいなのは、もうこういった通常の防犯ブザーということになりますけれども、引っ張るだけというものです。大変大きな音なので一瞬だけ、よろしいですか。この様なものは一つは利用させていた

だいています。

○7番（民 文忠君）

今のベルをまた推進できるのであれば、お年寄りの方も喜ばれると思うし、また都会に子どもがおって、親の見守りもできないと思うので、推進ができれば一日も早く推進をしていただきたいという思いでおりますので、村長、いかがですか。これはもういち早く、その計画を立てられますかね。

○村長（伊集院 幼君）

これは関係機関の中で話し合いをして、地域でどういう形で見守りをしていくかということも大事、またその人が、独居の人たちが緊急時にどういう形でできるかということも大事でありますので、そこらへんは総合的にどういう形ができるかということは、今、その関係機関で話し合いをしています。ただ、その中に一つ、このアプリといいますけども、ちょっとネックは本人がどこにいるかというのがわからないところがあるんですよね。ただ、周りの人たちの協力をもらって探していくということなものですから、なかなか本人がいくら携帯を持っていても、認知症が進むとわからないということもありますし、だからどういう形がいいかということは、またいろんな取り組みを、事例を我々も参考にしながらやっていければいいのかと思います。

また、その中で住民の皆さんから緊急ベルが必要であるということであれば、我々も、議員からありましたように、もうちょっと情報提供して、またやっていきたいというふうに思っております。

○7番（民 文忠君）

村長、これは長いこと語ることはないと思うんですが、集落の方々と話を進めてネックになっているのが実はこの金額なんですよね。このお金がいくらかかるかが問題なんですよね。今までの緊急ベルは村が負担をして通話料を本人が負担していたということもあるし、付けるときに5千円か、いくらかの個人負担があったということもあるもので、このベルは利用したいという人もおれば、無償提供で貸せるのか、そういうことがあるんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほどお示ししましたベルにつきましては、無償での提供となっております。

日々の通信料はかかりませんので、無償で貸与ということをさせていただきます。

○7番（民 文忠君）

早めの対応をお願いいたしておきます。

次は、2番目の、村長、何回も何回も村長も名音集落や戸田集落を回って、頭を下げて、すみませんでした、すみませんでしたて言うておるのは、私も見たり聞いたりしておりますけれども、何せ下水道であれば、きれいに草が枯れてよかったよかったです、これで済むと思うんですよ。だけど、とにかく浄水場、いくら何でもこの浄水場に除草剤を、いくら無害といっても、かけた事が無知すぎる、はっきり言うてですね。吉原課長もまだ赴任して間がないので、これは課長のほうに言うのも何だけど、課長、この係がおって、毎日、水の検査をする、水を取りに行く、そういうことであれば、毎日この浄水場に行って、草が生えとるか見たり、そういうことをしてやればいけれども、この新聞を見るからにして、もう結局は臨時職員がしたしたたであるけれども、私はこの臨時職員だけでこういうことができるのかという思いがありますよ。誰にも伺いをせず、そういうことができるんだったら、大変なことですよ、これ。飲み水、みんな家には子や孫がおる方たちですよ。うちの子に1滴の除草剤を、はい、飲んでごらんで差し上げて、飲めますか、除草剤害がないといっても飲めないですよ。そういうことをされたということが本当にまず残念でならない。私の家からこの水道の、浄水場のことについて、徳課長がおるときに、あのまて木、あのハゼノキの葉、汁、樹液が落ちて、下の樹の成長を止めて自分が大きくなる木の成長のことを聞いたものですから、この樹液が浄水場に落ちて、それが害がないかということで一般質問をしてありますよ。だけど、それは害はならないと、人の体質によっておこるのだということ聞いておりますが、この除草剤というのはすぐすぐは、また種類によって違いますけれども、即効性のあるやつとじわじわじわじわ枯れるやつとありますけれども、そういうことをもうちょっと、村長、まかり間違って、それがもし毒があったら、どんなにしますかね。私はこれを考えたときはもう、この間、テレビを見る、サスペンスを思い出しますよ、大量殺人。あの浄水場に行って、もし強力な薬を投げたら、村民はみんな死んでしまいますよね、そんなことをしたら。だから、それを思い出したということが一つはありますが。今後、村長らに何かの形で、もし村の車を借りるにしても、使用許可証というのを書くじゃないですかね。そしたら、伺書を書いて、その伺書ももらうということも必要じゃないですか。今日はここの浄水場に行って何々をしますということで、課長や村長ら、みんなの伺いをもらってやるとかいうことを前も以前に藏君だったかと思うけど、伺書なんかのない組織がありますかね。ちょっと聞いたような記憶がありますよ。伺書なんかは、今そういうのは村では作ってないですかね。

○住民税務課長（吉原照悟君）

伺書というのはございませんが、今考えているのが、ホワイトボードをうちの課に準備をいたしまして、それで毎日の、1週間の日程を決めて、ましてやそれと併せて、もちろん前からもらっているんですけども、日報で、それを確実にもらって、1週間前から予定を立てているので、実際どういったことをするのか。草1本引いても、それをちゃんと日報に書いてもらうようにということを、今管理をしている2人にはお願いをしております。実際、そういうふうにして、今大雨が降ったりとか、いろんなことがあるので、現場も必死になって、現場の2人も頑張っておるところでございます。ラウンドアップをまいたことに関しまして、上司に相談しないとイケないということなんですけれども、前のというか、今、課外になっているのも、それは聞いてないということなので、実際、本人に聞いたら、いろんなことを調べた結果、人体には影響がないというのをメーカーのほうにも問い合わせをしたらしいです。それで勝手にまいたということではあるんですが、やっぱり上司に相談・報告をして、いいのかなというのをやっぱり一言するべきではあったんですね。だけど、それができてないせいで、こういったことになってしまったというのが本当に残念で、また集落の皆様には大変迷惑をかけたということです。すみません。

○7番（民 文忠君）

まかり間違ってしまったということでしたので、とやかく言っても、もうしてしまったこと。そして、この浄水場内に、戸円は草は生やさないマットがきれいに敷かれていましたね。私はこの前、名瀬帰りにどうかと思って寄ってみたら、張られておりました。完全なことをしておけば、もう次は二度も三度も馬鹿なことをする人はいないと思うし、村長もしかしながら、最終的な責任は村長にあるわけですから、村長、やっぱり目を光らせて、二度とないようなことをしてもらいたい。そして、何かあれば、隠すよりも先に議会なり、その集落の区長なりに相談をしていただきたい。以前にも、私はこの前、村長が名音に来たときに、ヤギが死んでいたという話をしたら、名音じゃなかったと言われて、別の所と後で聞きました。そういうこともありますので、またこの担当に話したら、浄水場に落ちても、次のタンクに行つて沈下をして、次に行つたらきれいになってるから大丈夫だというような答弁が返ってきたという話も聞いております。あまりにも簡単すぎる。そういう飲み水であるのに、もう少し考えてもらわなければ。皆さんに害のない除草剤をお猪口に1杯ですけど、みんなに飲んでもらってもいいですかね。私は飲みますよ。害がない

ということだったけど、そんなに自分の孫なんかがいたりするから、そういうことはもう絶対にしてはならないと思いますので、村長、今後、指導をお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど担当課長からありましたように、一昨日も議員のほうから質問を受けました。これまでも浄水場の管理について、やはり我々も確認のあり方は常日頃言っているんですけども、どういう形で作業がされるのか、また今までただ日誌を付けているだけじゃいけないだろうと。やり方をやっぱり変えていかなければならないというのが、議員のおっしゃるとおりだと思っております。我々はもう言い訳はするつもりもございません。我々はお詫びしかございませんが、今後、議員がおっしゃるように、二度とこういうことが起こらないように、ただ浄水場の周囲だけをやるんじゃなくて、もう抜本的にその施設自体の管理のあり方を今一度、今後見直ししながら、また議員の皆さんの御理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○7番（民 文忠君）

それと、村長、幾度となく議員の前で頭を下げておりますが、戸円集落、名音集落には、足を運んで、この前は役員の前で名音ではしたんですけども、やっぱり集落の皆さんの前で言うべきじゃないかと思うんですが、計画をしているか、足を運んでいただきたい。戸円集落は行かれたんですか。

○村長（伊集院 幼君）

戸円のほうには、先週の土曜日に出向きまして、委員会の中ではございましたけれども、一応戸円の皆さんの御理解をいただいたところでもございます。そして、名音につきましては、今、区長さんが日程調整をしているようでございますので、臨時総会なりの中で集落民の方にお詫びを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

○7番（民 文忠君）

では、そのとおりに、お願いをいたします。

2番目の人事異動について、私たちも倫理条例、これは自分たちから真っ先に襟を正すという思いでしてきたことです。そして、23日、前田君からこの条例を改正をしたいということで提出され、可決をされましたけれども、お尋ねしたいことは、もし議員がほかのことで違反をしたら、ほかのことでもし私が違反をしたとして、倫理条例とかそういうのに違反をあなたはしているよということであれば、そのこ

とを伝えるのは伝えて、あなたはこうこういうことで違反をしておりますよということ自体を、今までは村長に委ねていたことができなくなった。もし、いろんなことがあるときは、それは私も前田君も、改正するのはいいけども、その後はどんなにするのと。もし、一般からそういうことが来たときに、しなければいけなくなったとかいうことがあるときは、委員長が、はい、民さん、あなたはこうこうして、もう違反をしとるから、1カ月、2カ月の議員活動はもうだめですよとか、規則ですよとかいう権利がなくなったということでもありますので、この権利は、もし誰が伺うのかなという思いでおるわけですが、いかがですかね。

議会が作ったけれども、こういうことになったときは、誰がそういうことを防ぐのかということで、責任の行き先がないじゃないか。

辞職勧告できるのもあるかもしれない。これをするのは、議長がするのか、委員長がするのかですね。もし、そのときの委員長になった方が。これだけを聞かせてください。別にほかはどうかのこのじゃないですよ、それだけ。

○議長（奥田忠廣君）

ちょっと休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時36分
再開 午後2時38分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番（民 文忠君）

今、休憩時間に奥田議長から話をされて、辞職勧告が出ても、本人が決めることということでありましたので、もしそのようなときがあるときは、辞職勧告を出すということであれば、みんなその議員の方々も自分の襟を正していただきたいということでもあります。

以上で終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、7番、民文忠君の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。2時50分に再開いたします。

-----○-----
休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、重信安男君に発言を許可いたします。

○3番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

質問の前に、先月行われました選挙について、村民の皆様には多大なる支援をしていただき、お礼を申し上げたいと思います。これからまた、大和村民のために行政とともに大和村発展を一番に考え、村長をはじめ、職員と議論を交わしながら邁進していきたいと強く思っております。これから4年間、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

これからの大和村発展に伴う振興策について伺います。1点目は、以前から何回も質問しています企業立地についてですが、これまでの4年間で私や同僚議員から何度も質問していますが、何か進展はあったのか答弁を求めます。私も議員活動を行っていて、大和村以外の方に仕事はどのようにして所得を得ているのか、村民の生活は成り立っているのかということであります。年々人口も減り、少子高齢化が進む中、何十年後には過疎化が目に見えてきていますが、果たしてこれでよいのでしょうか。行政として大和村を守るために今から真剣に企業立地に取り組んでいかなければいけません。やはり働く場がないと村民は出て行きますし、また村外から移住はないと思います。現在、大和村で起業されている皆様にも、もっと支援をしていただき、仕事がやりやすい環境をつくるなど、起業範囲を大きくしていただき、村民の雇用や所得向上に努めることが重要だと考えます。

2点目に、村民福祉向上に伴う健康施設について伺います。現在、大和村は高齢化比率が減ってはきていますが、少子高齢化であります。長年、大和村のことに貢献されてきた高齢者のために、健康ランド的な憩いの場を提供することはできないのか。本島5市町村の中で大和村以外ではすべてランドの設置がありますが、なぜこの大和村だけは未だにないのか。村民、男女を問わず、すべての高齢者や若者がこのランド施設があることにより、健康管理を行いながら、さまざまな意見交換や交流が生まれます。また、観光客を呼び込む観光施設としても活用できるかもしれません。村民に対して、思いやりのある行政として、ぜひ前向きな検討をしていた

だきたく、答弁を求めます。

3点目に、現在、大和村には放置された農園や畑が至るところにあると聞いていますが、耕作放棄地を解消し、多様な機能に使っていくことは計画はあるのか伺います。大和村の農業といえば、スモモとタンカンが主流になっていますが、昨年に続き、今年も大変な不作と聞いています。とても残念に思っております。今回、放棄されている放棄地をサトウキビ発祥地でもある大和村に、昔のようなもう一度、サトウキビを植えてはいかがなものか提案をいたします。また、福祉向上として定年退職された方や就農者及び無就職の方がたくさんおられますが、その方たちに雇用対策として管理していただき、大和村活性化のために協力していただくか、また集落まるごと体験の中に組み込み、NPO法人TAMASUに管理をお願いするなど、将来の大和村のためになるあらゆる方策を講じ、収穫されたサトウキビを販売し、収益につなげる。大変難しいことで、時間がかかりますが、福祉向上のため村政として、ぜひ取り組んでいただきたい。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、重信義員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の1番目、企業誘致についての御質問でございますが、多くの村民に対して雇用の場を与える企業は、大和村発展のためにも重要な存在であると考えております。このため、村といたしましても、新たな企業誘致の可能性を図るため、条例改正なども行ってきたところでございます。現在、新型コロナウイルスの影響によりまして、厳しい経営状況との報道もされているところでございます。このような状況におきましても、独自の資金力で大和村へ進出を検討している企業や、新型コロナ収束後に大和村へ進出を検討している企業の情報もあるところでございます。どのような企業かを調べる上で、企業誘致の可能性について今後とも我々としてもしっかり対応を考えていきたいというふうに思うところでございます。

次に、2番目の村民福祉向上に伴う健康施設についての御質問でございますが、健康増進は高齢者だけでなく、全世代においても重要な施策の一つであり、本村においても各集落における運動教室やポイント事業における健康活動促進、タラソ半額助成等を行い、村民の健康増進を推進しているところでございます。その中でも特に、孤独にならず、周囲の人とふれ合う中で、会話を楽しみながら過ごす時間を多くもつことが、健康な生活に重要であるとの観点から、自宅から歩いて行ける身近な場所において、集いやグラウンドゴルフ等を楽しめる環境を整備するなど、日

常の中で気軽に健康づくりに取り組める形での施策を推進しているところでもございます。健康増進施設等も健康づくりに寄与し、大変魅力的なものではございますが、施設整備となりますと、初期の建設費用だけでなく、毎年の維持費が大きくなってまいります。近隣市町村にも類似施設はございますが、集客だけの収入だけでは運営費を賄えない状況が明らかであることから、施設整備につきましては現在計画は考えていないところでございます。しかしながら、健康増進は大変重要な施設でございますので、あらゆる世代の村民が楽しみながら、健康の維持管理が図られる環境づくりを今後もさらに工夫してまいりたいと思っているところでもございます。

次に、3番目の耕作放棄地の多様機能についての御質問でございますが、まず本村の耕作放棄地の状況について御説明をいたします。令和元年度の農地利用状況調査によりますと、本村の耕作放棄地の面積は186ヘクタールであります。そのうち再生利用が困難な農地164ヘクタールを引きますと、22ヘクタールが耕作は可能であります。耕作されていない耕作放棄地、いわゆる遊休農地となっております。この22ヘクタールの農地の利用最適化を図り、高齢者の雇用を促進するため、サトウキビを植栽してはどうかとの質問でもございますが、糖業発祥の地でもある本村におきまして、サトウキビの栽培は観光資源としては非常に魅力があり、何人かの方から提言もいただいているところでもございますが、本村の農地の状況から考えますと、本村の農業振興に適している作物とはいえないのではないかと考えております。高齢者等の雇用につきましては、本年度から会計年度任用職員制度が始まったことに伴いまして、村の臨時的・突発的労務につきましては、合同会社ひらとみが委託を受けております。村道や農道、公園等の雑草払い作業等が主でございますが、その作業員の中で農業従事者を中心に農業班を組織し、実証農園の管理作業等はできないか検討をしているところでもございます。作業内容は、雑草払い作業だけじゃなく、薬剤防除、施肥、剪定など、年間の管理作業全般にあるため、高齢者等のこれまでの経験が生かせるのではないかと考えております。本村の耕作放棄地は、相続未登記農地が多く、権利異動が困難なため、解消はなかなか進まない現状がございます。耕作放棄地の解消は、本村の農業振興には必要不可欠なことと考えておりますので、今後も解消に努め、農地の有効活用を推進してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（重信安男君）

村長からの答弁で、何か私の質問すべてが拒否されている感じがします。今から質問なんですけれども、企業誘致にしても、これまで私も議員を4年やってきていますけれども、4年前にも私、企業誘致のことで質問しました。合計2回ほどやってはおりますが。今まで、我々議員が企業誘致をあせえこうせい、これが良いじゃないかとずっと言ってきたんですけれども、やはり私が議員になって4年になりますけど、その前から企業誘致はずっと出ていると聞いております。それで、議員から私達からではなく、行政からも、何年も前から行政もやっぱりそれを聞いておりますので、行政の職員とか、村長をはじめ、皆さんは何の企業を入れたいのか、何をしたいとか、そういったことはありますか。考えていますか。考えているとは思いますが、この大和村にどういった企業を入れたほうがいいのかとかいうことを、何かあったら。

○村長（伊集院 幼君）

企業誘致につきましては、これまで我々も企業誘致促進条例を改正をし、受け入れ態勢をやっぱり整備していこうということで、議員の皆さんの御理解もいただきました。しかしながら、我々も企業にアプローチをして、村の村有地を企業に無償で提供するなど考えながら、手入れをしていこうということもやっておりましたが、企業もいろいろやはり利便性のいいところとか、いろんな形で立地に向かないということもございました。そういう中では、我々もまったくないということじゃございません。皆さんの御理解をいただいて、光通信が整備をされました。そういう中では、ある程度、企業もここに来たいという、私が先ほど答弁申し上げましたけども、今、コロナで企業もどうも動けない状況に今ございます。そういう中では、何とかしたいという企業も中にはおりますが、まだまだちょっとはつきり今申し上げられないところがありまして、我々としてもこれという企業じゃなくて、大和村に来たいという企業を、我々はどういう形で受け入れるかということが、これからの我々の役目ではないかというふうに思っておりますので、その節には議員の皆様にもまたいろんな御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（重信安男君）

私も村長と一緒になんです。ある企業が戸田出身の方がおられるんですけど、どことは言えませんが、はつきりはまだ決まってません。大和村で何か起業したいという方がおられるんです。だから、ぜひ私も会ってお話しようかなと思っておりますけど、やっぱりそうやって待っていたんじゃないんですよね、企業さんは。や

っぱりここから出かけて行って、お願いして、説明をして、行政とともにでもいいですし、行政がしてもいいですし、我々議員が行ってもいいです。そういうことをしていかないと、やっぱり来ないと思います。待っていたって来ない。だから、ぜひ今度、私もその方と話をして、どういうことをするかと、まだはっきり聞いてないんですけど、村長の言ったとおり、立地的に大和村は悪いですよ、山ばかりあって、土地がない。きれいな海がある。だけど、大和村には食事するところがない。小さい宿泊所は結構ありますけど、宿泊所もない。先ほど言った様にお風呂とか、ランド施設とか、そういうのもない。どうやって企業を誘致するかというのは、本当難しいと思うんですよ、場所もないんですから。だから、今度、新港の岩崎の前のほうの、海を埋め立てるとか、ああいうところを埋め立てて、それをまた貸すとか、そこをまた企業に提供して何かをしてもらうとか、そういうことは可能ですか。

○村長（伊集院 幼君）

埋め立てをするのは可能は可能と思いますが、まずは今、村が保有している土地がございますので、その土地で企業を起こせないかというのが、まず私たちとしては、まず第一だと思っております。それはどんな企業が来るかに関わってくるとは思いますけれども、やっぱり土地がなければ何も始まりませんので、我々もさっき私が答弁しました企業の方も、今、村が無償で貸せる土地がありますよということで案内をして、その場所を見てもらって、どういう形で決定されるかということだったものですから、たまたまそこが採用されなかったということがございます。村としては、まだまだ活かせる土地があるという認識でおりますので、埋め立てをするというのは、次の段階かなというふうに思います。

○3番（重信安男君）

私は、あそこを埋め立てて、今は採石の話はしますが、またそういうところに貸して、使用料としていただく。そうすると、大和村で税として使用料が入ってきます。また、採石のその企業もズリとか結構あるみたいで、そういう処分とか場所とか結構あると思うんですよ。そういうのも埋め立てに利用してもらう、無償です。お願いしたらそれくらいしてくれると思いますけどね。そんな感じで埋め立てをして、それをまた利用するなり、またそれをひらとみ祭りとか、駐車場がないので、そういうのにも活用してもらうとか、将来的にですね。今すぐには無理ですけど、そういう形で今後やっていただきたいと思っております。

内地の企業も大事ですけど、先ほど1番の市田議員が言ってましたけど、地元の企業も大事です。だから、この地元企業と行政とか議員とかも、一回協議会を開い

て、その地元の企業を大きくするような、働きやすいような、雇用ができるような形で、そういった感じで今度またやっていくことを、みんなもう大きい企業を待っていたって来ない。来なければ、いる企業を育てる。大きくして行って、雇用してもらい、何かしてもらおうという、そういう形に私はやっていきたいなと思っています。これはどうですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは我々も企業誘致ばかりじゃなく、やっぱり今の村内にある既存する企業はやっぱり大事なことだと。やっぱりそこで存続してもらうことの仕掛けは我々も考えていかなければならないというふうに思っております。これは大きくはならずしても、やっぱりそこで働いている方がいらっしゃるわけですので、続けていただくためにどういう支援ができるかということで、我々も少なからず奄振を使って、輸送コストに充てたりとか、その借りている企業に対する我々は減免措置が何ができるかということも、今させていただいておりますので、そういう支援策をしながら、そこで大和村で企業を存続してもらおうという取り組みは、当然やっていくつもりでございます。

○3番（重信安男君）

この議会でばかり話していたら、なかなか話が進展しませんので、やっぱり役場の職員とかも百何十人いますし、村民もいます。そこで、一回アンケートとか取って、村民とか、職員とかに。どういった企業を大和村でやればいいのかとか、やりたいことはないかとか、そういうアンケートを取ったりとかして、それをもとにいろいろ協議していただくとか、そういう事も大事だと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

大和村がどういうふうに、どういう姿に将来目指していくかということは、総合戦略内でも作成しております。そうやって将来の大和村のそういうイメージする姿に向かって、あらゆる施策を進めていきたいといったことを現在示しているところでもございます。

○3番（重信安男君）

それは、今、課長、行政と村会議員の皆さんで考えたことですけど、職員全体のアンケートを、一人ひとりからアンケートを取ったり、村民にまたこういうアンケートを配って、そういうのも何か書いていただいたりとか、そういうことをすればいろんな知恵が出てくると思うんです。一回ちょっとお金はかかりますけど、できませんか。

○企画観光課長（森永 学君）

総合戦略のほうは、5年前にも各村民のアンケートを取りまして、今回の第2次改正の際には、コメントなどもホームページで募集をかけている状況であります。

○3番（重信安男君）

アンケートを取られて、アンケートをどのような内容で取られたんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

アンケートというのは、総合戦略に対する意見であります。

○3番（重信安男君）

私が言ってるのは、村民にこれから大和村をどうしようかと、そういうことを、どういうことがあれば大和村はよくなる、どういうことをしたら大和村は活性化するんじゃないかと、そういうことを今後アンケートを取ったらどうですかということ言ってるんですよ。

○企画観光課長（森永 学君）

総合戦略のほうは、先ほど説明をしたとおりですが、今年度、また大和村総合振興計画のほうも策定をする予定にしております。その中で、また村民に対して意見照会をしていきたいと考えております。

○3番（重信安男君）

それはもう職員も入っておられるわけですよ。

○企画観光課長（森永 学君）

もちろん企画観光課だけじゃなくて、村全体、そして村民に対してやるということでございます。

○3番（重信安男君）

はい、わかりました。

次に、健康ランドのほうにいきたいと思います。まず第一に、やっぱり大和村は高齢者が結構おられます。そこで、ここにおられる方、皆さんランド、風呂、サウナ、皆さん好きだと思います。嫌いな人も中にはいるかもしれませんが、私は大好きなんです。それで、この間も山羊島のホテルまで、私は通っております。最近、コロナで4カ月ぐらい行っていません。この5市町村、奄美市をはじめ、宇検村の保池議員も来ていらっしゃるんですけど、宇検村にもあります。やけうちの湯にもよく行くんですね。龍郷にもあるし、瀬戸内にも。大和村だけがなぜかないんですよ。それはもう私にも分かりません。これから先、村長、好きですよ、風呂もサウナも。ぜひ造ったら、皆さん活用すると思いますよ。健康、予防として大き

い施設とか、そういうのまでは私も贅沢はいいません。小さな風呂でもいいですよ。お風呂に、足湯があって、海を眺めて、お年寄りと若者が団らんして意見交換をする。そういう場を、私も想像するんですよ。私もあちこち行って、いろんな人と話をして、初めて会って話をして、いろんな意見を聞いて、いろいろ勉強になります。結構、お偉いさんとか、社長連中とかいっぱい来るものですから、結構いい話を聞けるんですよ、そういう場というのは。だから、そういうのをやっぱり大和村に一つぐらい造ったらどうですかということで、早川課長、私も贅沢は言いません。小さくてもいいですよ。お年寄りと若者が集う場所を、何か海が見える、山が見える、どこでもいいんですよ。立地の合うところ、どこでも大和村に。何とか検討というか、前向きにできませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

やはり大きなとかというものではなくてというふうにおっしゃいましたので、その方面で考えていきたいと思いますが、やはり施設となりますと、初期費用だけでなく、維持費というのが問題になるというのは共通理解だと思っております。類似の施設も多数ありますけれども、やはりその維持費に非常に苦労している。施設はあるけれども、寂れた状態で存続しているというので、果たして人が来るんだろうかという循環に陥っているというのが多数ございます。そういった意味で、大きな施設という、健康ランドというのは計画にないというようなところでございましたけれども、例えば足湯だけ、別に施設でなくて、海が見える足湯などは、施設として以外の方法で考えるかもわかりません。総合的にいろんなことを考えていくことが必要なというふうに思っております。

○3番（重信安男君）

足湯だけではなくて、課長、そこにサウナぐらい、大きなお風呂、サウナがだめだったら、ちょっとしたお風呂とか、それぐらい何とか考えてもらわないとランドの意味がないんですよ。足湯だけでは、やっぱり夏はいいですけど、冬は寒いですからね。何とかそういう、そんな大きな何億何千万もかかるようなものじゃなくていいです。何かちょっと前向きに、もうすぐとは言いません。来年度ぐらいには予算に入れるぐらい何とか、こればかりはお願いしたいと思います。お年寄りなんか東屋で座って涼みながら、ただ座ってお茶を飲んで、お菓子を食べてるだけなんです。そういう施設があれば、そういうところに行ってゆっくりできるけれども、やっぱりそういう高齢者に対する、何かそういう施設を造ってあげたいなど、私は思っております。どうですか、変わりませんか、意見は。

○保健福祉課長（早川理恵君）

例えばそのように、議員がおっしゃったように、東屋に人が集まってお茶を飲むというだけでも、今、健康増進効果としては非常に高いのかなと思っておりますので、それだけでも非常によろしい事かなと思っております。施設ということにつきましては、対費用ということを考えまして、例えば赤字を抱えるようになった場合、誰が負担するということになりますと、やはりそれは村民に返ってきますので、そのへんは慎重に考えてまいりたいというふうに思っています。

○3番（重信安男君）

例で挙げれば、宇検村とか社会福祉協議会でされておられるみたいです。ということは、やっぱり高齢福祉関係の方を優先して使う施設です。デイサービスとか、そういうことでも使っているそうなんです。一石二鳥なんですよ、そういうのがあれば、こういうお年寄りに。我々の家ではなく、そういう施設に連れて行って、お風呂とか入れてあげれば、やっぱり気分的にも違うと思うんですよ。そういうのを今から検討していただきたいと思います。

次に、また福祉向上を前提に話をしますが、今回は産業振興課長にお願いします。耕作放棄地について、スモモ、タンカンとは別に、サトウキビ発祥の地でもある大和村のサトウキビを目指し、開発していけたらと思っております。大和村のブランドとして、発祥の地である大和村でそういう規模、作る場所は小さいですけど、大和村のサトウキビは糖度もあるし、太くて美味しいと。サトウキビも焼酎に使っても、何でも使えるというぐらいのブランドを目指して、大きい農地でなくてもいいですから、サトウキビ用の実証農園をどこか確保して、一回やってみたらどうか。そこで、福祉向上として、退職されて仕事のない方、またさっき言った草刈りやいろいろやってもらっている方々が、年がら年中、仕事はやっぱりないわけですよ。そういうのを、そういうところで仕事が空いたときに、そういうサトウキビをしてもらうとか、そういう雇用につなげることはできませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にあつたとおりでございますけども、サトウキビを発祥の地でもありますので植えたらという意見は、もう重信議員だけでなく、産業振興課に来てから多くの方から聞いております。ここに書いてあるとおりに、やはり畑の規模が小さいということと、機械移動もできないということ、サトウキビは大和村に向かないと答えているわけですが、重信議員がおっしゃるように、福祉の向上、高齢者の雇用まで考えると、サトウキビは高齢者にはきついのではないかという思いもご

ざいます。我々が、先ほども村長の答弁に書いたのは、ひらとみが突発的な業務を委託しておりますので、実証農園の機械でなげない部分とか、防風林と防風林の間とか、薬剤、剪定、そういった経験がある作業員を選んで、そういった軽労働をしていただくようなことを考えておまして、サトウキビにつきましては、これまで重信議員だけに言っているわけではなくて、多くの方に言われましたけれども、農業振興としては考えていないと。ただし、観光だと若干目玉になるがという思いはございます。以上です。

○3番（重信安男君）

今、課長が最後に言いました、私も言おうと思ったけど、観光でサトウキビ、これが直川智が作った、大和村が作ってるサトウキビですよと、これを作ってそれを観光客に見せるとか、そういうふうにご利用すれば、私もそしてそれを収穫して、それをちょっとでも収入に上げるとか、そういうことをできればしていただきたいと思っております。観光にご利用しながらですね。

○産業振興課長（郁島武正君）

以前にもサトウキビを観光目的で植えたいという御意見がございまして、例えば祭っているひらとみ神社の敷地内に植えるとか、磯石公園に植えるとか、そのような意見もございました。その観光面に関しましては、企画観光課長、企画観光課と連携を図りながら検討してまいりたいと思えます。

○3番（重信安男君）

私は、今回、このサトウキビ関係とか、スモモ、タンカン以外にも、大和村で何かしなければいけないということで、サトウキビ、また発祥地である大和村ということで質問しましたが、やはり私は福祉向上として、お年寄り、定年されて仕事をされていない方とかを勇気づけるための場を設ければなど。そうすれば、やっぱり先ほどから話しますように、人が集まれば話が生まれますよ。そうやって、みんな元気づけていって、大和村の高齢者を勇気づけることができればなどと思って、一般質問をしております。

これで、私は質問を終わりますけど、今後はよろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これで、3番、重信安男君の一般質問を終わります。

次に、5番、藏正君の発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

改選後、最初の登壇になりまして、村民の皆様方に御礼を申し上げます。4期目の挑戦でありましたが、大勢の方々から御支持を賜りまして、当選することができました。心中から御礼申し上げます。ありがとうございました。初心を忘れることなく、議員としての誇りと倫理観を欠くことなく、大和村政発展のために邁進してまいります。今後とも相変わらずの御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を申し上げます。

本村は、以前から果樹立村を唱え、平場のスモモと高地のタンカンを中心とした果樹の村をアピールしてきました。しかしながら、高齢化が進み、後継者や新規就農者が不在の状況が続き、スモモの生産量は激減しています。平成28年度の農業産出額のうち、果樹の部門だけで見ると、奄美市4億1,100万円、大和村6,900万円、宇検村1億500万円、瀬戸内町1億7,900万円、龍郷町1億100万円で、本村は最下位であります。さらに、この年はスモモ50トンの収量があり、3,800万円の産出額があったことを考えると、本村の現状は果樹の村を唱えられるのか危機的な状況になっています。来年のスモモの状況次第では、本村の農業基本構想を見直し、新たな大和村農業振興計画を策定する必要があると思いますが、村長の見解を求めます。

3月議会で合同会社ひらとみの自立に向けた取り組みについて伺いました。各部門に責任者を配置し、計画的な運営に努めるとの答弁でしたが、その後の進捗状況と今後の具体的な取り組みについて答弁を求めます。

イノシシ被害策についても3月議会で質問していますが、被害の実態について、どんな数字が出たのか、また被害地域が村内全域にわたっていますが、今年度実施予定の事業対象地区以外についての支援策は講じられているのか、防風網等を利用した農家個々の簡易な侵入防止対策についても、支援策を取るべきではないか答弁を求めます。

最後に、台風シーズンを迎えるにあたって、新型コロナウイルスの第2波を想定した避難所対策は講じられているのか、答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本村農業の基本構想につきまして、基本構想はどのようなものか、見直す必要はないかとの御質問でございますが、議員の御質問にもありますように、果樹立村を掲げる中で、本当に農業が衰退をたどっているということで、我々も危

機感を感じているところでございます。本村では、平成28年12月に県の計画に順次まして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しております。これは本村農業の効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標や今後の推進方策に関する基本的な方法を明確にする構想でございます。構想の特徴といたしましては、果樹専業農家の農業経営の仕様として、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等が示されております。この構想の見直しにつきましては、概ね5年ごとに見直しを行うようになっており、本村におきましては令和3年度に見直す予定にしているところでもございますが、本村の農業の現状につきまして、しっかり検証をする中で、本村が目指す農業の基本構想を立てていくことが重要ではないかというふうに思っております。このように地球温暖化という言葉に左右されて農業生産が衰退するという事は、我々も作物をどう選定していくのか、作り方をどうしていくかということも今後考えながら、農業のあり方について考えていく時期ではないかというふうに思っております。

次に、2番目の今後のひらとみの具体的な取り組みについてでございますが、合同会社ひらとみにつきましては、議員の御質問にありましたように、3月議会で質問をし、我々のほうから答弁をさせていただきましたが、内容につきましてはほぼ変わっていないところでございます。ひらとみの早期自立に向けて努力をしているところでもございますが、販売部門におきましては、村民からのアンケートを実施し、また農家の皆さんが必要とする品物を取り揃えるように努めているところでもございまして、多くの注文をいただきながら、販売をさせていただいているところでもございます。

また、実証農園部門におきましては、福元・毛陣実証農園の適切管理に努めるほか、新たに福元地区で農地中間管理事業を活用いたしまして、2ヘクタールの樹園地を借り受け、規模拡大を図るよう進めております。また、今年度から会計年度任用職員制度移行によりまして、役場の臨時的・突発的業務につきましては、合同会社ひらとみが役場から業務委託をされておりますが、作業班の中で農作業班を組織いたしまして、実証農園等の管理を行わせるよう進めているところでもございます。ただ、3月議会におきまして、人材の確保が重要とのことで、令和2年度から地域おこし協力隊を2名配置できると答弁をいたしました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、着任が遅れたことなどにより、2名の内定者が辞退をされ、人材の確保ができなかった現状にございます。我々としても大変残念でございますが、引き続き人材確保に努めながら、合同会社ひらとみの運用をしっかり

り取り組みをしていきたいというふうに思っているところでもございます。

次に、2点目のイノシシ被害対策についての、被害調査が行われているかとの御質問でございますが、令和元年度の農作物の被害調査につきましては、イノシシに限らず、有害鳥獣全般におきまして、職員が園地に出向いての聞き取りや電話での聞き取り、またひらとみへ御来店された方へのアンケートの実施などによりまして調査を行ったところでございます。その調査を集計いたしまして、県へも報告をいたしておりますが、昨年は特に鳥獣による農作物の被害が多く、被害面積、被害量、被害額ともに、前年度と比較してほぼ2倍ほどの結果となっております。

次に、どのような対策を講じているのかということでございますが、3月議会でもお答えしておりますが、対策といたしましては有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備を順次行っているところでもございます。令和2年度におきましても、引き続き県営農地環境整備事業で侵入防止柵を2,300メートル余り、鳥獣被害対策実践事業の整備事業に同じく侵入防止柵を2,300メートル余りの整備をするなど、鳥獣被害対策実践事業の緊急捕獲活動支援事業によりまして、イノシシにおきましては126頭の捕獲計画を考えているところでもございます。捕獲頭数につきましては、実績を見ながら追加要望を出すなど、対応をしていくように考えているところでもございます。

次に、3点目の新型コロナウイルス対策について、第1波を想定した避難所対策についての御質問でございますが、現在、国や県のほうから避難所における新型コロナウイルス感染症への対応としての通知が出されているところであります。その中で、村が事前に準備をしているものとして、各集落公民館である避難所には事前に手指消毒液を配備・配置させていただきました。そのほか、施設内をゾーニングする間仕切りや、咳エチケットのためのマスク及び消毒液など、村のほうで備蓄している状況であり、台風接近などの警報予告などによりまして、避難所開設の準備段階での配布を考えているなど、避難所開設による運営のあり方につきましては、庁舎内検討を実施しながら、体調不良を伴う感染者の疑いのある方への対応につきましても、その搬送方法や管理方法において確認を行っているところでもございます。今後、村といたしましても、避難のあり方や避難所における運営方法につきましては、チラシ等を作成し、村民へ周知を図っていきたくと考えています。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○産業振興課長（郁島武正君）

イノシシによる被害の額、詳細の状況について御報告いたします。イノシシの果樹への被害が平成30年度192万5,000円、令和元年度280万3,000円で46%の増、野菜類への被害が平成30年度22万円、令和元年度61万2,000円、178%の増、イモ類への被害が平成30年度54万5,000円、令和元年度123万2,000円で126%の増となっております。イノシシだけで農作物への被害額は、平成30年度で269万円、令和元年度は464万7,000円となっております。果樹別にいきますと、今年のタンカンへの被害が182万円、スモモが97万5,000円となっております。以上です。

○5番（藏 正君）

午前中に勝山議員からのスモモの件で質問がありましたけども、今年のスモモでちょっと危機的な状況になってきたなど、もう皆さん思われているんですが、平成30年度に発表された、先ほど言いました平成28年度の農作物の概況調査というのを見たんですね。今まであまり見たことのない調査票で、それを見てみてちょっとびっくりしたんですけど、保池さんが来ている前であまり言えないんですけど、宇検村よりはあるだろうと。私、果樹については、宇検村よりも大和村だろうと思ってたんですけど、宇検村はもう果樹関係は1億500万円、平成28年度であって、大和村はその年、50トンのスモモの取扱量があったにも関わらず、6,900万円だったということを見ると、もうすでに以前から大和村の果樹立村と唱えてきた本村としては、以前からもう大分危機的な状況にあるんだなというのを改めて感じたところであります。そこらへんをちょっと共有しながら、お話していきたいと思うんですけども、先ほど村長の答弁の中にあつた基本構想、なかなかもちろん公共的な中で基本構想というのを練るときには、先ほど村長がおっしゃられたように、いろんな部門別とか難しい話になるんですけど、もうちょっとわかりやすい形での構想というのを村内の我々は共有していかなければいけないんじゃないかなと思って、その公共的に公表するああいう難しい構想はまた別に考えなければいけないんですが、基本的に来年のスモモの出来高を待つまでもなく、スモモが少しずつ激減してきているのはもうわかってきている話でありますので、来年もならないことももう想定して、新しい構想計画を始めていったほうがいいんじゃないかなと。というのは、今年、スモモが平場にはほとんどない中で、福元地区で多分、後でちょっとききますけど、1トンか2トンぐらい取り扱いがあつたという話を聞いています。ということは、間違いなく平場よりも福元地区というか、高台の標高が高いところがスモモの適地に近くなってきているのかなということも踏まえていくと、今後の計画、農業の振興計画の中で、じゃあスモモは平場にどんどん増やしていくんじゃないかな

くて、増やしていくのは高台、高地のほうに増やしていく。その代わり、平場には何を植えていくのという、そういったことを考えていかないといけないと思うんですよ。そういったことを考えながら、来年スモモができなかったときは、思い切ってその方向に走っていけるような、スタートが切れるような形を作っていくといけないと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

午前中の勝山議員の質問にもお答えいたしました。確かに今年は下よりは上のほうでスモモは実っています。しかし、本数が上のほうは少ないために、1トン、2トンという話でございましたが、村の買い上げ全体で2トン100でしたので、福元地区のは、そのうち200キロかそこらぐらいだと思います。それでも着果状況を見ると、下場よりはいい、見た目にもわかるほど着果状況はいい状況で、周りの声もスモモは上がいいんじゃないかという声が出ております。タンカンも上、スモモも上となると、下場の農家さんはもうじゃあ何を作ればいいのかとなりますので、こちらとしては下でもスモモがちゃんとできるような、勝山議員に言ったようなことも研究してもらっておりますので、そのへんも含めて、果樹のほうのスモモを守ってあげたいと考えております。特に下場の方は、農家さんも高齢が多く、数も多いですので、その方たちが一生懸命頑張ってスモモを作れるよう応援してまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

もちろんスモモというのは、今までずっと大和村は支えてきた、大和村のメインの品目ではありますが、どんなにかしてできるんだったら、その量を確保していかなければいけないと思うんですけども、今もう出来ているとわかっている福元地区への新植というのは、もう始めていってもいいんじゃないかなと思うんですよね。そこで、この構想の中に出てくる使える畑が実際どれだけあるんだというような話になってくると思うんですけど、高地の耕作放棄地の面積の中で、耕作放棄地になっているところで利用可能な、樹園地に利用可能な面積というのは粗方、数字は出ていませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

福元地区に限って申し上げれば、再生利用が可能な荒廃農地が4万3,612平米、それ以上に再生利用が困難な荒廃農地というのが32万2,468平米でございますので、植える場所は福元地区に限らず、村全体あるということでございます。

○5番（藏 正君）

4万ていったら、4町歩しかないということですね。

○産業振興課長（郁島武正君）

再生利用が可能な荒廃農地が4万ですけども、再生利用が困難な荒廃農地というのは32万余りありますので、これは困難ではありますけども、重機等を入れたら再生できるというものであります。

○5番（藏 正君）

少し安心しましたが、4町歩では1件、2件分かなという感じになってしまうのであれなんですけど、39町歩、今実際、スモモの耕作面積が三十何町歩だったと、ごめんなさい、ちょっと教えてください。

○産業振興課長（郁島武正君）

収穫可能な面積が29町歩ということです。

○5番（藏 正君）

どうも失礼しました。以前、300トンから400トン収穫してたときで、スモモの面積というのは49町歩だったと思うんですね。それから考えると、まだ三十何町歩、高台に、平場も含めていくと、まだ使っていない耕作地があるというふうに考えると、再生可能でありますので、将来、今の4町歩から、その39町歩も使いましょうよとなるように、その4町歩に向けたスモモの新植とかいうものを、スモモだけじゃないんでしょうけど、そういったものを試験的に先に進めていくという方法もあるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

福元地区の農家は所有している畑の面積が多い方が多いですので、村が推奨しなくても、今年状況を見て、もうスモモを植えるという声も多く聞いております。村全体のスモモの生産量を確保するためには、下場の生産量を上げることですが、福元地区で実ができるというのが実証されておりますので、福元地区で栽培面積を増やせば、以前のように何百トンとまでは言いませんけれども、それなりの数字の本数を確保できるのではないかとはいえます。福元地区には実証農園もありますので、今年はスモモを植えるようにしております。

○5番（藏 正君）

基本構想の中で申し上げたいのが、見直しを図ってほしいというもとなるのが、これは去年の12月議会で前田議員からの質問であった中での村長の答弁の中で、現在は高齢者等により農地を貸してもいいという方のほうが多く、新たに農地を借りたいという人が少ない状況であると。耕作放棄地を解消しても、新たな耕作放棄地

が発生し、結果としてなかなか減っていかない状況にあると。さらには、農家の後継者不足、若者の農業従事者育成についてという話でも、なかなか就農希望者が大変少ない状況にあるとあるんですよね。もうこの新規就農者がいないというような状況があって、実際に今、大和村で農業をしている方は高齢者の方が断然に多いと。その中でこの農業振興計画を立てていこうとしたときに、やっぱりどうしても、何度も言いますが、この合同会社ひらとみを中心になった形で思い切ってどんどん進めていく。新しく畑をどんどんひらとみの所有にしておいて、拓いていって、そこで出てくる成果をもとに、新規就農希望者を募る。それでもいない時には、ひらとみに入ってもらって、ひらとみの従業員として働いてもらうのもOKで、その実績から新規就農者が出てくるというような形にしていかないと、新規就農希望者を待っているだけでは、もう現状のまま変わらないと思うんですよね。そこで、今度は3月の村長の、私が質問したんですけど、合同会社ひらとみの自立に向けた取り組みについて、これはひらとみのことを何回もしつこく聞いて申し訳ないんですけど、前回の答弁の中でうれしい話があって、ひらとみが年度末、令和元年度末の売上の見込みが950万円、役場が業務委託、教える分もあわせると合計で1,900万円になって、多分利益としては500万円ぐらい見込めるだろうという話だったんですよ。ですから、多分500万円ほどの利益、売上が1,900万円ぐらいあって、500万円ほどの利益がでているものと思いますけど、まずそこらへんをちょっと確認していいですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ひらとみの令和元年の第3期の決算の状況でございますが、役場の計算と若干違いますので、わかりづらいんですけども、売上総利益が764万2,164円、経費、一般管理費として603万5,271円で、営業利益が差し引いて160万6,893円、営業外利益が40円の利息、経常利益が160万6,933円、うち法人税39万1,300円支払いまして、当期純利益121万5,633円ということで、黒字ということで報告を受けております。

○5番（藏 正君）

そこは役場の助成金とか、そういったのも入っての話だと思うんですよね。でも、最初から利益が出ているということに関しては素晴らしいことだと思います。しかも、それは農協から利益が出るだろうと思われている部分を受けて始めている部分でもありますよね。でも、私が言う、ひらとみを中心とした果樹園とかをどんどん広げていった後には何があるかといったら、自分でも果樹栽培をしていますからわかるんですけど、だいたいタンカン園が1反当たりで、上手な方で1反当たり2ト

ンの収穫がある。下手な人も、未熟な方もいらっしゃるので、1トンから2トンというのをだいたい見てるんですね。そういったときに、1町歩で10トンから20トンという計算が立ってくる。そうしたときに、福元地区でできるタンカンだと、400万円から800万円という売上が想定されてくるんですよ、1町歩当たり。そういったものが計算できていくと、それを個人一人でやるわけじゃなくて、指導員も付けながら、いつも点検しながらやるとなってくると、間違いが少ないんですよ。タンカンはもう御存じなのかわかりませんが、台風に強い作物です。台風が吹かれても実は落ちないんですよ、簡単に落ちない。ただ、ささくれは出てくる。だけど、それも剪定いかんによっては、枝と実がぶつからないような剪定をしておけば、台風が来ても問題のないタンカンがとれるというのがもう実績で出ていますので、そういったところから考えていくと、合同会社ひらとみの周りからいろんな応援部隊を付けて、指導員からの指導とか、そういった見守り隊がある中で進んでいけば、失敗も少ない、合同会社ひらとみがどんどん拓いていく。さっき言った、39町歩の耕作放棄地でもない荒れ地に対しても拓いていってやっていくんだという形でやっていくと、新しい大和村の福元地区に借りていったら、タンカン園とスモモ園が増設されていくという形になっていくと思うんです。そういう形でないと、今までみたいに開発基金からお金を借りてやってみたいんですけども、もうイチカバチかで勝負にかかってくる人はもう多分いないと思うんですよ。ですから、私が言う、わかりやすい農業基本構想の中に、ひらとみが主体となって新しい樹園地を、福元に限ったら、そういった園を拓いていくというものを、もう基本的な構想にしてほしいというのを、前から僕は言いたくて、ずっとこのひらとみを題材に上げているんですけど、前からの答弁を見てくる中でも、まだひらとみを中心とした形でやっていくという答弁はいただいてないんです。だから、そういった方向性をもって、来年のスモモあたりのものを見ながら、こういった基本構想というのを、しっかりした構想に変えていくべきだと思うんですけど、まだ平場の話をしていませんので、それまでしてから言いたいんですが、平場については、津之輝という柑橘類があるんですが、津之輝は年内に、平場に植えると年内に出荷できる。だけど、山に植えると1月の中旬にしかとれないというデータが入っていますが、この平場において津之輝を今後は推奨していくという考えはありませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

蔵議員については、調べてみましたが、ここ1年何カ月間にひらとみについては今回で7回目の質問ということで、ありがとうございます。この答弁書もずっと

読ませていただいたんですが、ずっとひらとみの自立ということで訴えられておりまして、我々もそのように努力してきたわけですが、実際今、販売部門とか途中で入ってきたことですし、役場からの委託業務とかも当初のひらとみの設立がなかったことがありまして、実際は蔵議員がおっしゃるように、農業部門でタンカンなりスモモなりも植えておりますので、そのへんで黒字計上を出さなければいけないというふうには思っているところでございまして、ちょっと時間がかかっておりますけれども、そのへんの栽培管理をうまくしていけば、上手ではないんですが、蔵議員のように上手ではないんですが、反当りのいくらかの収入になるように、ひらとみの利益になるような形になるのかなと思っております。

津之輝の話が出ましたけども、確かに津之輝は増えてきたということで、もう最近植えている方も多くいらっしゃいます。しかし、病気に弱い、風に弱いという、薬剤防除も何回もあるということで、スモモよりは高齢者の方には難しいのかなど。まだ元気がある方にしか作れないような果物ではないかなという思いがあるところでございます。それよりは、スモモが以前のようになってくれたら、それが一番だと考えております。

○5番（蔵 正君）

確かに津之輝が栽培しづらいという話は聞いています。でも、うまくできているところはもちろんあるんですよね。ですから、難しいというのを前提にしないで、やっぱり合同会社ひらとみの試作品という形で、福元のスモモと同じように、この津之輝も、もう防風林なんかできています畑での話ですけどね。その実証農園だけじゃなくて、平場にも、先ほど利用可能な園があるとおっしゃいましたので、そこらへんにおいてもやっぱりどんどんひらとみで活用していくというような形で、今からとにかく試作でいいから始めていくんだというような姿勢で、始めていかないと拓かれないんじゃないかなと思うんですよ。そういったものを農業の基本構想というか、そういったものに当て込んで、先ほど企画課長が話していた総合戦略とか総合振興計画とか言っていましたけども、そういった中に農業分野でひらとみを中心とした、そんな計画というのを入れ込んでいくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

確かに、農農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、平成28年度に作成しているわけですが、私もこの間、初めて見たところでございます。中身を見ましても、県の策定に準じた形で行われている関係で、非常に難しいところがあります。

ひらとみの今後の運営については、ひらとみ独自の計画のほうが、こういうのを入れ込むよりはいいのかなということを考えております。

○5番（藏 正君）

ぜひ、県庁とか、県とか、外部から下ろされてきた形の枠に入れたような形じゃなくて、自分たちからわかりやすいこの計画、年間計画とか、月間計画の構築とか、そういったものを自分たちの中で作って行って、それがどこと連携していくんだというような、そういった構図関係もひらとみの中でアイデアを出して作っていったほうがわかりやすくなると思います。ぜひ、そうしていただきたい。

ひらとみの具体的な計画について伺いたいんですけど、先ほど3月の答弁であった、その各部門への責任者の配置をしながら、その責任者を主体とした計画を立てていくんだという構想があったんですけど、コロナウイルスの関係で確保できなかったということで、それについて今後どのような形で考えていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

スモモの不作もショックだったんですが、協力隊が来ないというのも大変ショックでありまして、今、コロナが収束状況には向かっているんですが、まだ完全に収束していないという状況でございますので、もう少し待って、また再度、再々度になるかもわかりませんが、人員確保には挑戦していきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

その協力隊員の確保は駄目だったんですけど、今、ひらとみのほうで次々、登録制度にしてきているという話を聞いたんですけども、例えば前から言っているように、ひらとみの実証農園について言えば、防風林の育成から始めなければいけないよということで、防風林を作っていますけど、今度、三重だての防風林にしたら、中に雑草が入って、真ん中の防風林が見えない状態になっているとかいうことがあって、じゃあその除草作業とかいうのを、今雇用されている一人の方に任せるとかになってくると、相当な負担作業になって、もう嫌な作業になるんですよね、一番嫌な作業に。だから、そういった作業をシルバー人材をばっと入れて、1日で済ます、半日で終わらせるとかいう、そういったことにその人材活用というのができていくと思うんですけど、今そういった意味で言うシルバー人材みたいな形の登録制度に移行しているんじゃないかなと思われるんですけども、どんな状況なんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ひらとみとして登録をしているわけではなくて、ひらとみが請け負っている関係で、そこで従事する方はすべて登録をしております。その登録はいろんな班の方が、

海岸清掃のことであったり、今年はなかったんですけど、スモモの選果作業員であったり、もちろん県道、農道の薙ぎ払いだったり、いろんな方をすべて仕事をさせる場合は登録いたしますので、その中から先ほど蔵議員が言われたような、草むしりとか、そういった農業従事者を農業の経験者を何名か選んで、そのような業務をさせようというのは考えておるところでございます。

○5番（蔵 正君）

その各部門の責任者が確保できていませんけども、今後は考え方として、前お願いしたように、やっぱり部門別にその果樹園の責任者、その実証農園の責任者、販売部門の責任者という方が、基本的な構想、基本計画を立てて、それに向かって、その目標に向かって取り組んでいくんだというも、この構想は変わらないと思って大丈夫ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そのように進めているところでございますけども、コロナの関係でちょっと遅れているところで、負けずに人材確保には努めています。

○5番（蔵 正君）

それともう一つ、ひらとみに要望したいことがありまして、これは名瀬の中央青果に行って、今年、タンカン農家に全体の農業の果樹部会の中から、ぜひ光センサーを利用した形で出荷をしてほしいと。そうしないと、名瀬市場に出てくる品物は光センサーを通過してなくて、見栄えはいいんだけど味が悪いとか、見栄えは悪いけど味はいいとかいうから、じゃあ名瀬市場のバイヤーの方たちは何を見ているかという、もう農家別にわかっているんですね。自分たちのペロメーターで、袋に入っている品物を自分たちで味見しながら、あそこのタンカンだねと。地区別にもわかかっていて、福元地区だねとか、安木屋場地区だねとか、そういったものであれしているんですけど、もう汚いのは美味しい、だから中身で勝負している人は、そのタンカンを買っていく。もう見た目がいい人は、きれいなタンカンを買っていくという、もう値段がばらばらになって、それが都会に届くときにどうなっているかという、鹿児島タクシーの運転手のコメントが一番ショックだったんですけど、奄美のタンカン知っていますよ、屋久島のタンカンはきれいなタンカンで、奄美のタンカンはおいしいんだけど汚いタンカンなんですよねって、そんなふうな定着なんですかって言ったら、空港に行ったら、そんなふうにならねと。屋久島のタンカンはきれいで高い、奄美のタンカンは不揃いで汚いのが並んでいるって言われて、それが何でそうなっているかという、その空港のところと契約をしているバイヤ

一の方が名瀬の市場から購入したものがそこに行ってるんですよ。だから、もう全体的に農協が光センサーを通して出していく品物は一部のところであって、全国的にはそういったばらばらな状態で出ているということで、ですから農家全体にお願いして、光センサーを利用した形で市場に出してみましようというのをやったんですけど、その中で市場からのコメントがあったのが、やっぱりタンカンは大和村のタンカンが美味しいですよ。それは高齢者が作っているタンカンがおいしいと、だけど大和村にぜひ予防班を作ったらいいんじゃないですかと。どうしても高齢者が出すのは、最終的に本当にきれいなものが出てこないというのがあって、だから大和村のタンカンを知名度を上げるのも、やっぱり防除班というのがひとつじゃないですかという意見がありました。もちろん全体のあれを上げるのにも、防除班と光センサーの利用というのは、必要だなと思ったんですけど、光センサーの利用をすると、今後、防除がうまくいってないタンカンというのは、どうしても弾かれるんですよ。だから、逆に言うと、今度はもう規格外になってしまうというのがあって、ですから、大和村で防除組織ができることで、そういったことをクリアできていくんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ひらとみの業務の一つに農作業の受託、一時期、協力隊が不在になりまして、受託作業を行っていなかったわけですが復活しております。薬剤の防除作業等については、あまり依頼がないということではありますが、当分、除草、そういったものはしておりまして、薬剤の防除とか、そういったのもやっていけるものと思っております。しかし、園地や規模が大きすぎると、人数の関係で厳しいのがあるかなと思っておりますが、近場の1反程度の畑であったら、薬剤防除も委託事業の一つとしてできると考えております。

○5番（藏 正君）

防除はちょっと皆さん、健康的な面で心配されますけども、今、マスクとか、結構十分守れるような形のものもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、イノシシ被害調査につきましては、先ほど数字をいただきまして、ありがとうございます。この対策につきまして、午前中、勝山議員からもたくさん意見がありました。新規の取得者に対するあれとかいうのも、支援策は今後考えていくということで、ありがたいなと思っているんですけども、今、実際に農家がすぐにや

ってほしいのは、棚回しなんですよ。畑に入ってくるイノシシをどうにかして入れさせないようなことをやりたいんですけど、さっき壇上でも言いましたように、今年度、実施計画にない農家さんに対して、すぐにできる防風ネット、1メートルの50メートル巻きとか、2メートルの50メートル巻き、これが2メートルの50メートル巻きで6,000円、だいたい1メートルの50メートル巻きが9,000円ぐらいするんですよ。なぜかよくわからないんですけど、多分、需要が2メートルのほうが多くて、1メートルのほうは需要がないということでそうなるのかと思いますけど、イノシシ防護柵に使用するとしたら、その1メートルの50メートル巻きの防護柵はすごく利用価値があって、なぜか、4ミリ網なんですけど、イノシシからしたら反対側が見えないとかいうのが理由じゃないかなと言われてはいますが、そういったもの。また、今度、イノシシ用の網というのものもあるんですけど、それは逆に割高で15メートルで3,800円ぐらいとかいうのがあって、10メートルというのはいったものをすぐに園芸の方とか、今すぐに巻いておきたいとかいう方には結構手際よく使いやすい資材じゃないかなということがありまして、そういったものをひらとみで購入しておいて、そこから購入する方への支援策みたいなことは考えられないのかなと思ってんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

侵入防護柵につきましては、2つの事業でやっているところですが、なかなか巻き方に規定がございまして、事業を実施した後も侵入があるということで、その事業で巻けなかった部分をどうするかというのが、今、課で検討しているところがございます。その距離だけ見ても相当なもので、同じような策を使いますと相当な金額、それも単費ということになりますので、そのへんを今検討していたところですが、そのような資材がありましたら、ちょっとそのへんも含めて検討したいと思っています。今初めて聞きましたので、ありがとうございました。

○5番（藏 正君）

ぜひ、当局のほうでも、そういった防風ネット関係の、ニシムタなんかにも売っている資材なんですよ。そこらへんの値段を調べてみて、対応策を図っていただきたいと思います。

最後に、コロナの第2波を想定した避難所の構想についてですけど、これもさっき前田議員からの質問の中でかぶっておりますが、もう一度、避難所構想というのを説明していただきたいと思いますが。

○総務課長（政村勇二君）

第二波を想定しました避難所の対策なんですけれども、まず4月の専決予算におきまして、衛生管理に伴う備蓄品を揃えております。品目といたしましては、マスク、これは既存分もあわせてなんですけれども、マスク、先ほどの答弁でもありました間仕切り、そのほか現在エアマットは事前に準備しているところでありますが、簡易的な段ボールベッド、そしてビニール手袋、フェイスシールド、防水シート、非接触型体温計で、その7品目は現在備蓄している状況であります。5月の連休明けに発注している中で、まだちょっと納品に至っていないものがございまして、それから全身の防護服はやはり医療機関に先に出すというところで、ゴーグルをあわせた防護服のセットがまだ届いていない状況でございます。

あわせて、避難所の運営に関しましては、説明もしましたが、まずコロナの疑いがある方、じゃあどういった方が疑いがあるのかというのは、これからチラシ等によって周知をしていくところではありますが、やはり報道でもありますとおり、発熱がある、そして味覚障害がある、そういった方たちが該当になっていくのではないかとということで、そういったまず正しい知識を入れていただくためのチラシを作成した上で、そういった方に関しましては、まずは避難発令、避難準備情報、避難勧告、避難指示、こういった段階的な避難発令をするタイミングで、まずは役場のほうに連絡をいただきたいというところであります。

避難に関しましては、村内25カ所、指定しておりますところの各集落において、どうしても大きな集落においては、その集落公民館を避難所指定にしておりますが、そこで足りないところにおきましても、学校であったり、学校の体育館であったり、村の体育館であったり、そういったところの搬送も考えております。ただ、その搬送には、やはり自主防災組織の協力も必要となっております。そういった中で事前に警報が出るタイミング、台風であれば、まず大雨、防風、そういった警報が出るタイミングを測候所からの情報がありますので、事前に周知をして、こういったタイミングで、時間帯でこういった警報が出る。その前の事前準備情報の避難勧告を踏まえた周知を事前にできることを考えて、こういったコロナ対策における避難のあり方、そして避難所運営のあり方についても周知を図っていきたいというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

避難場所についてですけど、具体的に、例えば国直集落だったりしたら、避難場所といたら公民館しかないと思うんですよね。公民館だけで、実際に台風が来たときに、公民館というのは海に一番近いところにあるとかいうことで、さらにそう

いうコロナとかいうふうに考えていくと、実際には国直集落あたりでは避難指示をかけるときに、自宅待機のほうが大丈夫とか、何か難しい話だと思うんですけど、ほかの集落においても、公民館じゃとても足りなくて、学校が近くにあるところは、学校と分けたときに、その収容力というのを考えたら、ここらへんのひとは2階がある人は2階でいてくださいとか、何かそこまで踏み込んだ考え方を持つ必要がないですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど、周知用チラシを作成して、村民に周知していきたいというお話をさせていただきましたが、国・県のほうからもそういった避難所運営のあり方について通知がございまして、その中でも、今、藏議員がおっしゃったように、新型コロナウイルスの感染の恐れのある3密を避けるため、必ずしも避難所が安全とは限らない。親族等の安全な家屋と思われるところへの事前避難を検討すべきであると。プラス、これはあまり勧めることではないと思いますが、内地における大きな避難所はどうしても収容人数が足りないというところにおいては、車両避難、車の中で避難というところも国・県からのほうは、通知があるところでもあります。しかしながら、エコノミー症候群とか、そういった逆の疑いのあるところもあるので、それはまた周知の方法としてはちょっと車両避難というところはあまり周知できそうにもないんですけども、やはりそういった事前に警報が出る、避難指示、避難勧告が出そうな場合には、事前に周知をした上で、親族等におけるそういった安全なところがあるようであれば、先にもうそっちに避難してもらおうというところも、またチラシ等で周知していければというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

このコロナウイルスの一番怖いのは、高齢者が感染したらということが言われているんですね。だから、高齢者の方々を特化した形での避難のあり方とかいうのは検討されていますか。

○総務課長（政村勇二君）

高齢者に関しましては、先ほど言いました避難準備情報、これが自主避難も踏まえまして、その避難準備情報という言い方が、どうしても避難には高齢者の方は時間がかかる方がいらっしゃる。そういった方に呼びかけるための避難準備情報の指示でありまして、そういった方たちの避難におきましては、やはり構築していただきたい自主防災組織、そこにあわせまして、やはり危険箇所の集落における、そういった土砂災害の危険箇所のあるところ、河川の氾濫があるところ、そういった

ところも踏まえまして、自主防災組織の構築をしていただくことに伴う協力が必要不可欠ではないかと。高齢者の方にはどうしても自分で、要救助者という言い方が正しくはないと思いますけれども、必要な方、人助けによって避難所まで来なくちゃいけない方、そういったところなどの把握も、以前、避難訓練のときに実施しているところでもありますので、そういったところも自主防災組織の構築を踏まえて、こちらから研修等、消防団を踏まえた研修等を踏まえて、そういったところでの高齢者に対する避難のあり方についても、すべて行政で賄うことは大変困難な状況にあると思いますので、自主防災組織の構築もあわせて、進めていければというふうに思います。

○5番（藏 正君）

今言った自主防災組織の中で、防災マップというのがありますよね。特に高齢者の方々もそういった枠の中に入っているんですけど、それについてもコロナを想定したときの流れとかいうのも、その枠の中でも構築していかなくちゃいけないところがあるんじゃないですか。

○総務課長（政村勇二君）

高齢者に関しましては、独居の高齢者がこの家にあるという、多分マップの中で整理はできると思います。じゃあコロナに関してなんですけれども、実際コロナの感染者であるという、わからない、どうしてもPCR検査での把握になりますので、そういった疑いのある方が避難する場合の対策としては、やはり間仕切り、集落公民館であれば、スペースが限られたスペースになってくるとは思いますけれども、避難指示が出た場合、そういった人は自宅に残ってくれとは言えないと思います。そういった中では、やはりそういった方も避難をして来る上で、その非接触型の体温計を使いながら、一時隔離的なパーティションといいますか、間仕切りを使った隔離をしてもらった上で、また連絡をもらえれば、こちらのほうで、役場のほうで隔離するための防災センターのほうに搬送できればと思っております。

○5番（藏 正君）

村長、今お話を伺っている中で、とても何か今までと違った形の難しい問題が相当出てくると思うんですね。これは一度早いうちに、そういったことを今想定されることを想定した避難訓練の実施というのは、やってみないと次の課題が見えてこないと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、我々としても対策をどうやっていくか、これは国・県

から出ておりますけれども、実際にこれが本当に対応できるのかというのが、今、我々も実際に不安をもっているところでもございます。これはすぐできるものなのかどうかということを、我々もちょっと早めに検討させていただいて、これから台風シーズンに入りますので、それを前提に一度、全集落できなくても、どこかの集落でもいいから、責任者を集めて、どういう形でやるかということもまた必要であるのではないかと考えておりますので、早い時期に我々も何がしかの対策を講じていきたいというふうには思っております。

○5番（藏 正君）

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏正君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第2回大和村議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会 午後4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 重 信 安 男

大和村議会議員 藏 正